

長回答)

(七五)第五類ノ二七 登記令第八條の五の規定に違反して爲したる登記あるも、其現在登記が換地説明書の記載と抵触せざる限り(抵當権の抹消登記又は権利設定若は移轉の登記と雖も縣廳が換地説明書を登記簿と符合する様更正するとき)耕地整理登記申請は其儘之を受理するを相當と認む(青森地方裁判所長照會大正八年一〇月一六日民事第四六〇五號民事局長回答)

(七六)第五類ノ二九 登記令第八條の五は耕地整理登記の妨と爲らざる限り便宜の取扱として換地處分認可告示後通知を受くる迄の間に於て爲したる登記の抹消を爲さず、認可告示の通知を受けたる時に於ける登記簿の状態に換地説明書を變更せしめ其時の状態に於て整理登記を爲さしむることとせば官民共に多大の便宜を得らるべくして實害なく地方長官に於ても登記所に於て認可告示の通知を受けたる時に於ける状態に換地説明書を變更することを許可する意向なるときは貴見の通り取扱ふも支障なし(長崎地方裁判所長照會大正九年一〇月六日民事第三三二八號民事局長回答)

(七七)第六類ノ五 地租法施行方に関する件 (一)地租法第九十九條第一項第三號の免租年期地又は北海道特別免租年期地にして従來土地臺帳に地目を登録せざりしも地目は便宜民有地となりたる當時に於ける豫定地目を以て地租法施行の際に於ける地目と爲すも妨なきものとす (二)土地臺帳に登録せられたる無租地に付土地所有者の申出其他に依り地目の變更ありたることを知りたるときは其の地目を修正するものとす (三)賃賃價格の設定又は修正を爲す場合に於て比準地の等級を其の儘採用することを不當と認むるときは其の土地の品位及情況に應じ適當と認むる等級(大正十五年主秘第二十二號の等級表)に依るものとす (四)賃賃價格の設定又は修正を爲す場合に於て其の周圍の土地が總て地租法第九十二條但書に依り制限を受けたるものなるが如き場合に於ては制限地を比準地とするものとす (五)有租地が無租地と爲りたる場合に於て土地所有者の申告を要せざるものにして官公署の公示又は通知あるものに付ては其の公示の日又は通知を受けたる日の後に開始する納期分より地租を徴收せざるものとす (六)分筆地の地積は一方を測量し之を元地の地積より控除したるものを以て他の一方の地積と爲すも妨げなきものとす (七)分筆の申告書には地積に異動ある場合の外一應地形圖を添付せしめ稅務署長の必要と認むる場合に於て測量圖を提出せしむることに取扱ふも妨げなきものとす (八)二十年内に成功し能はざる開墾地及地目變換地は大體成功地より生ずる收益と原地より生ずる收益との差額を以て二十年内に投資費用を完済すること能はざる程度のもものと解し取扱ふものとす (九)宅地又は鑛泉地と爲す開墾に付ては地租法第三十六條第一項の年期を特別の場

合の外大體左の標準に依り査定するものとす「一、宅地」イ(市街地又は其の附近 五年)ロ(其他十年)「二、鑛泉地」七年 (一〇)地租法第三十六條第二項及第四十六條の年期は宅地又は鑛泉地に付ては大體適用なきものとして取扱ふものとす (一一)宅地又は鑛泉地以外の地目と爲す目的を以て年期の許可を受けたる開墾又は地目變換にして之を豫定地目と爲さず直に宅地と爲したるが如き場合は開墾に在りては前二項の趣旨に依り年期を短縮し若し開墾に付其の年數に達したる後變更の事實を知りたる時又は地目變換なるときは其の變更の事實を知りたる年の翌年限の年期に短縮するものとす (一二)開墾減租年期滿了申告書及開墾成功申告書(年期中の成功を除く)には成るべく測量圖を添付せしむるものとす (一三)荒地免租年期の滿了に因り賃賃價格の設定を爲す場合に於て荒地前の情況に復したる土地に付ては舊賃賃價格に依る方針を探るものとす (一四)土地所有者又は納稅義務者に對する地租法第七十八條の通知(地租法第九十三條の場合を含む)に關しては便宜市町村と協議を遂げ之を市町村に委任するも妨げなきものとす (一五)無届異動地を發見したるときは一定の期間を指定し其の期間内に申告を爲さざるときは過料に處せらるべき旨を附記して催告を爲すものとす (一六)無届異動地に付ては法定の申告期限經過の翌年分より地租の不足額を計算するものとす (一七)地租法第九十二條の規定に依る制限賃賃價格は従前の地價に宅地は二・五、田畑は四・五、(北海道は三・二)其他は五・五(北海道は四・〇)を乗じたる額とするものとす (一八)地租法第九十三條第一項に依り賃賃價格を定むる場合に於て地租の負擔が三倍八割以上に激増すと認めらるる土地に付ては成るべく第九十二條但書に依り賃賃價格を制限したる土地中地價及制限せざる賃賃價格の類似する土地を比準地とする方針を探るものとす (一九)耕地整理又は區劃整理に因り賃賃價格の配賦を爲したる土地に付開墾又は變換を爲したる爲賃賃價格の設定又は修正を爲す場合に於ては整理地區以外に比準地を求むるものとす (二〇)耕地整理法第十六條の規定に依り配當を爲したる土地の残存期間の滿了に因る修正賃賃價格は現在賃賃價格を控除したる配當金額を加へたるものとするものとす (二一)大正十五年三月三十一日迄に地價配賦を爲したる耕地整理地區内の土地中改正耕地整理法附則第七條第一項又は同第十六條第一項本文に該當するものにして従前の第十六條の規定に依る利益を有するものに付ては地租法第九十二條又は第九十三條に依る賃賃價格を以て改正耕地整理法附則第十五條第一項の「附則第六條の規定に依る其の土地の賃賃價格」と看做すものとす (二二)土地の異動にして翌年より設定、修正の地目又は賃賃價格に依り地租を徴收するものに付て

も處分の際直に土地臺帳を更正するものとす(昭和六年五月一日税第九八七號各稅務監督局長宛主稅局長通牒)

二、其の他の要旨

- (一) 耕地整理は土地所有者の事業なるが故に水利組合が其の事業として行ふ溜池の變更廢置に對しては耕地整理法上の認可を與ふべきものにあらす(香川縣知事照會明治四二年一月一日農局第一四二八五號農務局長回答)
- (二) 法第十三條第一項但書の規定は第十一條に依り交付及編入ありたる場合にのみ適用せらるべく同條第二項に所謂廢止したるものなき場合は適用の限にあらす(岐阜縣知事照會明治四二年一月一日農局第一五七三〇號農務局長回答)
- (三) 法第十一條第一項に該當して廢止したるものなき場合は整理施行に依り新設したる道堤塘溝渠溜池等あるも、同條第二項の適用なきものとす(岐阜縣知事照會明治四二年一月一日農局第一五七三〇號農務局長回答)
- (四) 法の所謂現品に非ざるものを費用に代へ物品を徵收することは種々の弊害を伴ふものにして、殊に之を賣却して金錢に代へむとするに於ては時價の高低に依り費用充當の過不足を來たし收支の基礎を危くするのみならず、法の精神は之を認めざるものなり(秋田縣知事照會及明治四三年一月一日農局第一五五〇九號農務局長回答)
- (五) 組合設立に際し總會に於て組合長及組合副長を選擧したるも、組合長が就任を承認せざるときは組合副長のみを就任認可申請を爲したる上更に組合長の選擧を爲すも支障なし(滋賀縣知事照會明治四五年二月二日農局第二一八九號農務局長回答)
- (六) 法第十一條の道堤塘溝渠溜池は公用に供するものゝ類例を示したるものなるが故に國有地にして公用に供しあるものは其の名稱の如何に拘らず之を包含す(廣島縣知事照會明治四五年四月九日農局第一三九三號農務局長回答)
- (七) 甲組合に屬する土地を更に乙組合の地區に編入するは甲乙二組合の事業が抵觸せざる場合に限り地區へ重複を認む(大正元年一月二日農局第四四七九號農務省議決定)
- (八) 溝渠の新設又は位置變更ありたる場合は溝渠の兩側に在る溝畔は總て之を國有地に編入す(大正七年六月二日農局第二七二八號主稅局長通牒)
- (九) 耕地整理施行の爲設計書又は規約の規定に基き、整理事業の一部として整理地區外に溜池を設置する場合に於ては法第十條第一項に依り登録税を免除すべし(甲府區裁判所照會大正三年一月二日農局局長回答)

(一〇) 耕地整理組合は從來私法人として取扱居るものとす(愛知縣知事照會大正三年一月二日農局第一二五三號農務局長回答)

(一一) 工事完了の後荒地となりたるものは法第十五條第二號に該當せざるを以て、先從前の土地に對し(換地説明書に依り)荒地免租年期を許可し、地價配賦後成功地に荒地の事項を轉換處理す(仙臺監督局長照會大正四年二月二日往第一三三六號主稅局長回答)

(一二) 地價配賦濟土地反別誤謬訂正申請ありたる場合に地價配賦を變更するは多大の手續あり土地所有者全員をして永久不安ならしむるが故に單に誤謬地の地價のみ更正す(仙臺監督局長照會大正四年二月二日往第一三三六號主稅局長回答)

(一三) 耕地整理事業にして水利組合に屬すべきものと市町村に屬すべきものが存在する場合に於ては之を部分的に引繼ぎ耕地整理事業を完了し又は耕地整理組合を解散するは支障なきも其の事業の一部を水利組合又は市町村に引繼ぎ他の部分を留保して耕地整理事業を繼續し又は耕地整理組合を存続するは法第三十八條及第五十三條の解釋上認めざる所なり(秋田縣知事照會大正四年一月一日農局第一三八八號農務局長回答)

(一四) 地價の修正又は設定に當り、一筆の土地中畦畔其の他所得を生ぜざる部分あるときは該部分が特に地價を見積られたる結果を生ぜざる方法を探るべきものとす(大正四年一月二日往第九二六〇號主稅局長通牒)

(一五) 地均の爲不用に歸したる土砂を地區外に搬出する設備として軌道を敷設する場合に於て、其の軌道敷地を買收し又は整理施行地區を灌漑する爲地區外に存する用水溜池を買收して所有權移轉の登記を申請するときは其の設備又は溜池の買收が設計書又は規約の規定に基き整理事業の一部なるに於ては、法第十條に依り登録税を免除すべきものとす(宮城縣知事照會大正四年一月一日司法省へ合議の上農務局長回答)

(一六) 組合員又は整理施行者が費用を滯納したる儘其の地區内の土地を讓渡し又は競賣に附したる場合は其の讓受人又は競落人は法第五條に依り前所有者の滯納したる組合費を納付するの義務あるものとす(福岡縣知事照會大正五年二月一日農局第一三五六號農務局長回答)

(一七) 法第八十一條は組合が其の債務を完済したるものにして組合内部に於ける費用負擔の問題とは何等關係する所なし故に或組合員が組合費を負擔せざる場合と雖も規約に別段の規定なき限りは本條の責任あるものとす(福岡縣知事照會大正五

年二月一〇農第一三五六號農務局長回答)

(一八) 耕地整理組合の事業を市町村若は水利組合に引継ぎ又は耕地整理組合を普通水利組合に変更せむとする場合に組合債あるときと雖も債権者の同意を得ることを要せず(愛媛縣知事照會大正五年四月四日農務第三六四號農務局長回答)

(一九) 規約を以て工區を分たざる限り本件の如き事情(水利組合費負擔を異ならしめざる爲水利組合地域には元地價を配賦せむとす)あるも水利組合の地區に屬する土地と他の土地とに付地價配賦を各別に行ふことを得ず(農務局長照會大正五年一月六日往第一一九七九號主稅局長回答)

(二〇) 地價配賦に評定價額を標準とするは大體異論なきも、一筆毎に評定價格を定めたる場合は評定價額に依り相當等級に區別し該等級に基き地價を配賦するも差支なし(農務局長照會大正五年一月六日往第一一九七九號主稅局長回答)

(二一) 地區を數區に分ちたる場合を除くの外地區の一部に付換地處分を行ひ他の一部は假令工事を施行せざる區域なるも換地の處分を行はざるは妥當ならず(滋賀縣知事照會大正六年八月一日農務第一〇九號農務局長回答)

(二二) 従前の土地數々に對し一個の換地を交付したる場合、其の數々の土地中被相續人名義の未登記の土地ある場合は、其の保存登記前と雖も地價配賦を結了し差支なし(農務局長照會大正七年一月二六日往第一三七七號主稅局長回答參照登記令一條二項)

(二三) 施行規則第五十三條に所謂「組合會議員總數」とは定數に非ずして現在の數を指す、但し規約に別段の規定ある場合を除くの外定數に缺員を生じたる時は遲滞なく補缺選舉を行ふべきものなること勿論なり(秋田縣知事照會大正七年三月一日農務局長第五七號農務局長回答)

(二四) 組合長組合副長又は評議員の選舉は總會に於て直接法定の條件を具備することを要す故に規約を以て指名推薦に依る旨を定め又は總會に於て法定數以上の同意を得たる時は指名推薦に依ることを得る旨を定むるも其の效力なきものとす(大分縣知事照會大正七年三月二日農第一一三五號農務局長回答)

(二五) 規約中耕地整理事業の目的として道水路其他工作物等の維持管理を行ふの規定ある場合に限り法第三十八條の適用あり(愛知縣知事照會大正七年四月二七日農務第四二〇號農務局長回答)

(二六) 耕地整理完了當時現に荒地免租年期中に屬する土地にして他地目に起返し又は原地目に復舊したるときと雖耕地整理

法第十六條に依り當然殘年期間従前と同一の地租上の利益を得べきものとす(大正七年八月二九日農務七一五號新潟縣知事宛農務局長回答)

(二七) 耕地整理法第三十條第四項の告示前に於て使用する土地が整理施行後の土地なる場合に於て其の收益が之に對する土地の従前の收益と異るときは其の増加額を標準として費用を賦課することは規約に之を規定するに於ては別に支障なきも特別の事情なき限り甲規約例第二十六條に依るを妥當と認む(大正七年二月七日農第一二七二號千葉縣知事宛農務局長回答)

(二八) 大字全部を地區に編入したる場合に於ては其の地番が他大字内土地の地番に通して附せられたる場合の外其の従前の最終番を超えて順次地番を附するも差支なし(農務局長照會大正八年一月二四日農第一二七〇號大藏省主稅局長回答)

(二九) 何等區劃の變更を爲さず單に溜池又は導水路等の變更廢置を行ふ耕地整理にして換地處分を行はず地價の配賦を爲す必要な無合に於て溜池又は導水路等の變更廢置に依つて生ずる土地の異動は從來の通地租條例の規定に依り處理すること(農務局長照會大正八年一月二四日主稅局長回答)

(三〇) 成功地目に租率を異にするときは修正地價及地價の地租に依り計算すべきものと認む従つて假令成功地目が租率を同一とするも原地中租率を異にするものあるか又修正地と原地と租率を異にする場合は何れも地租に依り計算す(大阪監督局長照會大正九年一月二〇日農第六一九號主稅局長回答)

(三一) 耕地整理に伴ひ一筆の土地の一部に付字又は其の名稱の變更ありたる場合は其の變更せらるる部分を分割することなく、耕地整理登記申請書には土地の表示(整理登記の場合は従前の土地の表示)には變更前の字を記載し名稱變更の事由を附記すべき儀と思考す(長崎地方裁判所照會大正九年五月一九日民事一六二〇號民事局長回答)

(三二) 四里を隔つる土地を強制して地區に編入するが如きは可成避くべき義なるも本件の如きは(編入せむとする土地は溜池敷地に充當せむとする山林にして他に適地なし)事情止むを得ざるものと認む(長野縣知事照會大正一〇年六月七日農第四八二號食糧局長回答)

(三三) 耕地整理組合規約例第二十五條に依る補償金は土地所有者が當然收納すべき權利なるを以て法第二十五條を適用せず直接土地所有者に支拂ふべきものにして之に依り抵當權者等を害するものと謂ふべからず(徳島縣知事照會大正一〇年七月

二七日、食糧第二一三號食糧局長回答)

(三四) 荒地復舊工事を目的とする耕地整理にして従前の區劃形質を變更せず、原狀の儘復舊するものは換地處分及地價配賦を行はざるも、工事完了の際原地價に復舊せざるもの又は原地價に復舊する見込みなきもの若は他地目に變換起返るもの如きは法第十三條に依り地價配賦を爲すべく、地租條例の規定に基き地價修正の手續に依るを得ず(廣島監督局照會大正一〇年一月三日藏第一二八一九號主稅局回答)

(三五) 荒地復舊工事を目的とする耕地整理に在りても法第十三條に依り地價配賦を爲すべく、地租條例の規定に基き地價修正の手續に依るを得ず(廣島監督局長照會大正一〇年一月三日藏第一二八一九號主稅局長回答)

(三六) 同一人が地區内に所有する大部分の土地編入に同意するも他の一部の土地編入に同意せざる場合は該耕地整理の施行に不同意なるものと認むる外なし(新潟縣知事照會大正一一年一月四日食糧第三四八三號食糧局長回答)

(三七) 公有水面の埋立又は干拓を目的とする整理施行地區内に漁業權の存する場合に於て其の損害は公有水面埋立法に依り之を補償すべく耕地整理法の適用を受けざるものと認む(山口縣知事照會大正一二年三月九日食糧第八七〇號食糧局長回答)

(三八) 土地の交換のみを目的とする耕地整理の設計書記載事項は左に依り取扱ふこと、(イ)整理施行地の現況及施行の目的(ロ)事業の計畫説明は交換の豫定を換地説明書に準じ作製すること(ハ)事業施行に依りて得べき利益(ニ)整理施行地(必要ある場合は之に隣接する土地水面)の現形圖(ホ)換地處分の豫定期(ヘ)費用の豫算又土地の交換のみを行ふ耕地整理は土地の現況に變更なく實際上地價配賦の必要なきに付整理施行者に於て法第三十條第三項に依る認可書の謄本及換地説明書を添附して所轄稅務署長に土地臺帳記載名義人の變更を申請するに依りて、土地臺帳を訂正すること(農務局長照會大正一四年四月二三日藏稅第八九號大藏省主稅局長回答)

(三九) 道路法に依る道路の路線の變更又は廢止と道路の耕地整理施行地區編入とは同一ならざるが故に道路法の道路にして國有に屬する土地を耕地整理組合の地區に編入するには、道路管理者の承認を得る外第四十三條の規定に依り主務官廳の認許を要す(鹿兒島縣知事照會大正一四年八月二四日農務第一三四六號內務省土木局長と協議の上農務局長回答)

(四〇) 農工事件はざる土地の交換と雖も之に依りて土地の農業上の利用を客觀的に増進する場合例へば耕地が多數の所有者に分屬混在するを集團的耕地たらしむる場合等に於て耕地整理法に依りて之を行ふことを得るも名を耕地整理に藉りて之を

脱稅其の他の具に供し弊害を生ずる虞なきことを保し難きが故に(イ)交換の目的たる土地價額に於て其の差著しからざること(ロ)事業の主體が耕地整理組合なる場合は全員同意に依りて設立せられたるものなること(ハ)現在小作人の便益を損せず且其の意向を徴し支障なきことを認めたるに限り認可相成様致度(大正一四年一月二日農務第四〇〇四號農務局長依命通牒)

(四一) 縣管溜池の維持管理を爲すに非ざれば耕地整理組合が其目的を達すること能はざる場合に限り、該組合に於て其の維持管理を爲すことを得(岡山縣知事照會大正一五年二月二日農務第十八號農務局長回答)

(四二) 法第十四條第一項の地目變換中には第十五條第一號の但書との權衡上第二類地の地目變換は之を包含せず(山口縣知事照會大正一五年六月一日農務第二九七六號主稅局長と協議の上農務局長回答)

(四三) 荒地免租年期を有する土地の復舊事業は區劃形質の變更に該當し又崩壞せる溜池の復舊は「之に伴ふ灌溉排水に關する設備若は工事」に非ずして現況より觀察して其の變更廢置に該當す、從て何れも耕地整理事業として施行するを得(滋賀縣技師照會大正一五年七月一日日耕地課長回答)

(四四) 法第七十九條第一項の場合に市町村より請求ありたる時は當該組合長は一應滞納の事實を疏通するを穩當とす(富山縣知事照會大正一五年九月二日農務第一八三七號農務局長回答)

(四五) 耕地整理共同施行を耕地整理組合に變更し得ざるものとす(昭和四年六月一八日農務一八九六號栃木縣知事宛農務局長回答)

(四六) メートル法により確定測量を爲したる場合該メートル法に依る面積は換地説明書及地價配當案中の面積欄内に朱書を以て附記し地價配賦は從來通メートル法に依らず面積を標準とすべし(昭和五年四月一五日農務三二七六號三重縣知事宛農務局長回答)

(四七) (一)土地共有者を組合員とする法第三十條第一項に依る徵收金不納の爲村に請求し村は村稅の例に依り滞納處分を執行したるに競落金は滞納額に達せざるを以て法第五條に依り競落者に對し更に不足額の請求を爲し差支無し。(二)前號の場合に於て競落者を法第五條の權利義務承繼人と解し再度滞納處分を執行したるに競落者は國稅徵收法第三十一條に依り義務消滅したるものとし異議申立を爲すも採用の限にあらず、(三)第一號の場合に於て共有者の一人にして共有土地に關係なき

組合員に對し不足額を請求し得ざるものとす(昭和六年六月二十四日靜岡縣知事宛農務局長回答)

(四八) 耕地整理事業の指導監督に関する件(昭和六年二月一日附六農第四三二二號農務局長より各地方長官宛通牒)
耕地整理事業中經營困難に陥れるものに對し這般大藏省預金部資金の償還期限延長等に依り救済の途を講ぜられ候處其の經營困難に陥れる原因に鑑み今後特に注意を要すべき事項及此の際速に相當措置を要する事項の主なるもの左に列舉致候に付ては篤と御了承の上一層指導監督を嚴密にせられ萬遺憾なき様夫々御配意相煩度此段及通牒候也(耕地六卷二號參照)

追而大藏省預金部の調査に係る「耕地整理事業實地調査の概要」寫添附候條御參考相成度申添候

記

- 一、經營困難に陥れる地區に對しては之が善後處置を誤らざらしむること(經營困難地區に關しては其の遭遇せる障害の因つて來れる原因を探究し之が對策を樹つるは勿論更に之を有利に展開せしめ得る餘地ある事柄に就ては夫々適切なる方法を確立し且其の實行上違算なからしむること)
- 二、設計並工事の監督を一層周到嚴密ならしむること(工事に關しては向後一層周密なる調査に基き適確なる設計を樹つると共に其の施行に當りては一層指導監督を周到にし就中溜池導水路等の設計につきては其の基礎となるべき事項に付周到なる調査研究を遂げ、又其の施行に充分留意を爲し適當の技術員をして常に充分の監督を爲さしむるは勿論開田工事に付ても從來往々之を輕視したる結果豫定以上の用水を消費し爲に計畫に齟齬を來すが如きことあるを以て是又同様充分の指導監督の下に周到なる施工を爲さしめ以て萬違算なからしむること)
- 三、事業の遂行に當りては可成專屬の係員を置き工事並事務の完璧を期せしむること(耕地事業中其の規模相當大なるもの又は特種の工事に付ては特別の注意を爲し其の工事監督並事務整理の爲専任の縣職員を置き又は當該組合に専門の係員を置き以て工事の完全を期すると共に財務其の他事務整理上遺憾なからしむること)「數組合共同して一人の係員を置くも可なり」備考 開墾助成を受くる地區に在りては組合に技術員等を雇入れたる場合其の費用に對し助成金交付の途あり
- 四、工事施行後の土地の利用を全からしむる爲特に左記事項を實行せしむること(一)用排水特に用水の管理を適切周到ならしむること(耕地利用の効果は用排水特に用水關係に依り支配せらるるは勿論なるを以て工事開始の當初より用排水特に用水の管理に付最も適切なる組織方法を確立し之を徹底的に勵行せしめ以て良習慣の涵養に努めしむること)(二)工作物の維持管理を周到ならしむること(三)施行地の利用經營上遺漏なからしむること)
- 五、財務計畫に付一層の留意をなし最適なる計畫を樹立せしむること(適確にして實行し得べき財務の計畫を樹て必ず之を實行することとし不得已其の變更の必要を生じたる時は豫め之を變更せしむること)「附記」借入金金の年賦年限の決定に付ては償還能力の如何に鑑み相當安全を見込み適當の年限を定むることとし漫然之を定め而も餘りに年限短き爲實行に當り支障少からざるが如き事なからしむること)
- 六、左記の方法等に依り可成負擔の輕減緩和を圖らしむること(一)事業開始の當初より相當の出資をなさしめ可成起債に依る分を少額ならしむること(二)年の豊凶農産物價格の關係等に依り組合員の負擔に餘裕ありと認むる場合は所定の計畫以上に相當徴収金を増加し他日不測の障害經濟界の變動等に備へしむること(三)可成夫役の賦課に依らしめ金錢の支出を少なからしむること(四)人夫賃の幾部は可成之を貯蓄する様獎勵し之を組合費に充當せしむること)
- 七、組合費の分賦徴収及整理前後の土地の収益差額徴収の方法に付一層留意し當を得ざるものは速に之を變更せしむること(一)組合費分賦の方法は例へば如何なる場合にも一律に評定價格主義に依るが如きことある等當該組合の實狀に對し適切ならざるものある爲滯納等を益々甚しからしむる原因となることあるを以て將來一層注意せしむると共に現行のものにして適當ならざるものは速に之を變更せしむること(二)規約中に整理前後の土地の収益差額徴収に關する規定を設けしめ確實に之を實行せしむること(三)實際の徴収に當りては組合費に付ては可成多くの期に分納せしめ又収益差額徴収に付ては現物にて納入せしむるを適當とする場合あるべきを以て留意せしむること)
- 八、延滞せる組合費は速に之を整理せしむると共に將來之なからしむること(延滞せる組合費は速に之が整理の方法を講ぜしめ今後の徴収に對しては適當なる徴収方法の確立と共に再び滯納を生ずるが如きことなからしむる様充分留意せしむること)
- 九、府縣に於て會計検査を勵行し組合の會計帳簿は常に之を整備せしむること(組合の會計帳簿は債務の償還を了する迄常に之を整備せしめ尙多額の現金は之を手許に保管せしめず確實なる保管方法を講ぜしむる様注意せしむること)
- 一〇、事業遂行の衝に當るべき幹部は最も適任者を選択し且一致協力事業の遂行に努力せしむること(組合諸般の事柄の實行の衝に當るべき幹部は最も適任者を選択して之に當らしめ一に組合の書記等をして之に當らしむるが如きことなき様注

意せしむること)

(四九) 耕地整理事業(實地調査の概要(昭和六年十月大蔵省預金部))

一、實地調査の期間及地區數(實地調査は六月七日より開始し大體七月末に終了せり、調査地區數は百四十六にして尙此の外農林省の實地調査地區百四を加ふれば合計二百五十地區に達せり)

二、當省實地調査の結果を要約すれば左の如し(一)工事の設計に關し調査十分ならざる爲不測の障害を蒙りたるもの多く事業の性質より之を觀れば開墾事業に屬するもの最多く而も溜池に依る開田事業の失敗特に多し(二)縣の監督狀況を通過するに開墾助成地區の助成期間中は毎年實地を檢査し兼て監督を爲し居れるも一度右期間の経過するや動もすれば監督不充分の嫌あり現に數年に互り決算を了せざる組合等ありたり(三)組合幹部の事業に對する關係を見るに其の責任を盡し居らざるもの往々あり事業並財務に關しては更に顧みる處なく一に組合書記をして之に當らしめ居り檢査の際質問に對し答辯する能力なきものもありたり(四)多額の現金を手許に保有せし結果損失を招きたるものあり特に助成金交付の際一時に相當多額の現金を收入せしが如き際之を貸付金となし又は地方銀行に高利の預金を爲し居りたる爲貸付金の回收不能となり又は預金の拂戻停止の災禍に遭遇せるものあり(五)相當事業完成し組合員は之に依つて利益を蒙れるに拘らず組合費の賦課徴收を爲さず借入金償還に借入金を以て債務累加の結果財政困難に陥れるものあり(六)町村長に對し組合費の強制徴收を委託し收入済となり居れるに不拘町村と決濟を爲さずして其儘放置し居れるものあり(七)組合幹部に對し不法行為に依る損害賠償の訴訟を提起中のものありて組合事務所帳簿憑書類なく爲に内容調査不能なりしものあり(八)組合の會計極めて不整備にして永年に互り記帳を爲さざるものあり(九)事業全然失敗せる爲單に預金部資金の延期高利債の借換のみを以てして將來立行く見込全然なきものあり(一〇)開墾地を移住小作人に小作せしめたるものにして其の移住費に多額の経費を支出し且前貸金を爲したるも回收極めて困難となりたるのみならず小作問題の爲小作米の收入意の如くならず結局移住小作人の爲組合財政困難に陥れるものあり(一一)耕地整理に關し組合員の自覺足らざることは一般的の通弊なりと認めらる其の結果組合事業に付極めて不熱心なる爲偶々組合幹部の不適任なるものありたる場合之が爲組合財政を著しく悪化せしめられたるものあり(一二)政黨關係にて組合幹部更迭し其の際事務員に至る迄交代せる組合あり斯かる組合は冗費を支出し會計事務の不整備なるもの多し(一三)組合費の徴收方法妥當を缺き開田者に對する負擔著しく重き結果事業の進捗

を妨げ居れるものあり(一四)組合幹部にして組合費の延滞を爲せるものあり斯かる組合は必ず一般組合費徴收成績不良なるを通例とす右は將來組合費徴收上にも影響すること大なるを以て適當處置する要ありと認めたり(一五)組合財政比較的良好にして預金部資金の償還延期を認むるの要なきものあり(一六)農山漁村失業救済資金を縣經由にて借入れたるものを農工銀行に對する延滞金の支拂に充當し該資金の目的とする事業を施行せざるものあり(耕地六卷二號參照)

(五〇) 耕地整理施行地區内の宅地の地租の恩典存否に關する指定(耕地五卷十一號參照)

大正十五年三月三十一日迄に地價配賦を爲せる耕地整理施行地域内の宅地の地租上の恩典存否に關して左の通り指定せられた。

一、農林省告示第二百六十五號及第三百十四號にて耕地整理法附則第十六條第一項本文の規定に依る地域(市の區域外の宅地にして地租の恩典を失ふもの指定)の指定である(昭和六年九月九日及十月十五日附の官報參照)

二、農林省告示第二百六十六號及第三百十五號にて同法同條第一項但書の規定に依る地域(市の區域内の宅地にして地租の恩典を存置するもの指定)指定である。(詳細同上)「參照」耕地整理法附則

第六條 大正十五年三月三十一日迄に地價配賦を爲シタル整理施行地區内の土地ノ賃貸價格ハ其ノ土地ノ屬スル郡又ハ市ニ於ケル土地(大正十五年三月三十一日迄に地價配賦を爲シタル土地ヲ除ク)ノ地目別ノ大正十五年四月一日現在ノ地價ノ合計額ヲ以テ之ニ對スル地租法第九十二條ノ規定ニ依ル賃貸價格ノ合計額ヲ除シテ得タル比率ヲ地目別ニ毎筆ノ地價ニ乗シタル額トス、(第二項)前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ノ屬スル郡又ハ市ニ於ケル當該地目ノ土地ノ大正十五年四月一日現在ノ總地積ノ二分ノ一以上カ其ノ前日迄に地價配賦を爲シタルモノナルトキハ同項ノ郡又ハ市ハ之ヲ府縣トス、(第三項)第一項ノ場合ニ於テ附則第十六條第一項但書ノ規定ニ依ル宅地ノ賃貸價格ハ其ノ土地ノ屬スル府縣ニ於ケル宅地(大正十五年三月三十一日迄に地價配賦を爲シタル宅地ヲ除ク)ノ大正十五年四月一日現在ノ地價ノ合計額ヲ以テ之ニ對スル地租法第九十二條ノ規定ニ依ル賃貸價格ノ合計額ヲ除シテ得タル比率ヲ其ノ每筆ノ地價ニ乗シタル額トス、(第四項)第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ル賃貸價格カ地租法第九十二條ノ規定ニ依ル賃貸價格ヲ超ユル土地ニ付テハ同條ノ規定ニ依ル賃貸價格ヲ以テ其ノ賃貸價格トス

第十六條 附則第六條ノ規定ハ市ノ區域内ノ宅地及主務大臣ノ指定スル地域内ノ宅地ニハ之ヲ適用セス但シ市ノ區域内ノ宅

地ニシテ主務大臣ノ指定スル地域内ノモノニ付テハ此ノ附ニ在ラス、(第二項)前項ノ規定ニ依リ控除スヘキ額ハ従前ノ第十六條ノ規定ニ依ル利益ニ相當スル地租條例ノ地租額ヲ地租條例第一條ニ規定スル其ノ土地ノ稅率ヲ以テ除シタル額ニ其ノ土地ノ従前ノ地價ヲ以テ附則第六條ノ規定ニ依ル賃賃額ヲ除シテ得タル比率ヲ乘シタル額トス

(五一) 立木に關する樹木集團範圍(昭和七年二月三日官報掲載)
昭和七年二月二日勅令第十二號を以て立木の登記を受くることを得べき樹木の集團は別表樹種の内七種を超えざる種類の樹木のみを以て組織せらるゝので植栽に依り生立した樹木の集團に就ては此の制限に依らざることを得るものとし、又同一の立木集團につき二箇以上の立木の登記は出來ぬものとせり。之に關する手續は同年二月七日司法省令第二號を以て立木登記規則中改正せられた。(別表左の如し)

あかう、あかき、あかめ、かしは、あさだ、あづきなし、あぶらぎり、あべまき、あららぎ、あをがし、あをはだ、いいきり、いすのき、いちゆ、いてふ、うるし、えこのき、えぞまつ、えのき、かういふざん、かうやまき、かくれみの、かこのき、かし、かしは、かつら、かば、かへで、かや、からすさんせう、からまつ、きはだ、きり、くすのき、くぬき、くわ、くり、くるみ、くろき、けやき、けんぼなし、こえふまつ、ひめこまつ、こしあふら、こぶさいかち、さうしじゆ、さかき、さくら、さはぐるみ、さはら、さるた、しきみ、しで、しなのき、しひ、しほぢ、しまたご、しやりんばい、しゆる、しらべすぎ、すあうぎ、せんだん、そてつ、たうひ、たこのき、たぶ、たらえふ、ちしやのき、ちやんちん、ちやんちんもぎき、つが、つげ、つばき、でいこ、てりはぼく、とがさはら、とちのき、とぎまつ、とねりこ、なぎ、なら、にがき、にせあかしや、にれ、ぬるで、ねすこ、ねすみさし、ねむのき、のぶのき、ばくちのき、はしばみ、はすのはぎり、はせ、はりぎりはんのき、ひのき、ひば、ひひらぎ、びやくしん、びらう、ふかのき、ふくぎ、ふぢき、ぶな、ほほのき、まき、みづき、みづめ、むくのき、むくろじ、もくこく、もちのき、もみ、ももたまな、やしやぶし、やちだも、やまがき、やなぎ、やぶにつけい、やまぐるま、やまなし、やまならし、やまぼうし、やまもも、りうきうこくたん、りやうぶ、ゑんじゆ、をがたまのき。

第四章 水と土地に關する政史的研究

(本章は農商務省農務局纂訂の上明治三十年五月刊行せられたる大日本農政類編其の他より抄録して參考に供せり)

第一節 土功水利に關する慣習實例の要旨

第一概説

土功水利の事は神代に起れり。崇神天皇、垂仁天皇の朝に及びて諸國に命じて池溝を作り、隄防を築き水旱の患を除きて百姓大に之を便とす。景行天皇、推古天皇の朝も亦能く紹承して水利、隄防の政多し。後に追びて朝權下に移り群雄割據の世となり治水、土功の事は専ら城壘、要害の具となり、間々農民に資益する事あるも逸して傳はらざるものも亦多からん。天文の頃には甲斐の國に武田信玄水利に心を竭し、加藤清正は肥後に於て大に力を治水土功に用ひ今に及て農業を助くるもの大に觀るべきあり。肥前には成富兵庫の水利に心を用ふるあり。徳川幕府の世に至りては伊奈備前守水土を平らげ民政を助くるの功多く又御普請奉行の職あり、多摩川上水、神田上水等の舉も盛なりと云ふべし。關東流、美濃流、紀州流、上方流、元淨流等の水法ありと云ひ、京都には角倉與市の如き、土佐に野中兼山の如き、備前に熊澤了介の如き、江戸に河村瑞軒の如き、皆奇傑の士なり。又隄防溝洫の事を懇到に説示したるは佐藤玄明高の隄防溝洫誌あり、平山平原の堤埭秘書あり、王政維新の後には土木寮の設けありて内務省に隸し隄防橋梁積方大概と云ふ書を著し同組立圖を附録とす。土木寮は後に土木局となり、巨河を修し海港を築き水防工事の爲め和蘭國より技師を聘せり。又農商務省にて猪苗代疏鑿の事あり、疏水掛を設け竣功の後土木局へ合併せり。但古への水利は墾田、農耕に便なるを主として今官衙の直轄する土木とは其の趣を異にせり。此には土功の農事に急要なるものを擧て次第す。

素戔鳴尊の所作が無情にして天照大御神の御田の溝を埋め樋を毀つ(神代紀一書、古事記)素戔鳴尊の溝を埋め樋を毀つことあるを以て太古既に田を開くに溝を作り樋を設くることありしを見るべし。

大國主神が少彦名神と力を費せて蘆菅を全國の海岸に殖えて以て浮泥を固くす。(神代紀、古語拾遺)

按ずるに海岸の干潟淡水の注入する處へ蘆葦を種殖する時は新田の基礎となる事古今同轍なり。現に下總海岸には蘆葦の叢生するに先だち鹹漬を生ず、然る後自然蘆葦之に生ずと云ふ。故に人力を以て天功を亮くるも亦物を開き務をなすの一端なり。

第二、歴代の要旨

(十代) 崇神天皇六十二年乙酉河内の狭山(サヤ)の埴田(ハニ)が水少きを以て民が農事に怠りしかば天皇詔して池、溝を開きて其の業を寛にせしめ又依網(ヨツ池、カガリ)の池、五折(オヒカ)の池を作らしむ(崇神紀、古事記)

水田の旱損を防ぎ又灌溉に便するが爲に朝廷より池と溝とを作りて農事を勧めたまふなり

(十一代) 垂仁天皇三十五年丙寅皇于五十瓊敷(イヒキ)の命を河内に遣はして高石(タカシ)の池、事津(コトツ)池を作り又大和の狭地(サ)の池、速見(ハヤミ)の池を作らしむ是の歳諸國に詔して池、溝を開かしむること八百處なり朝廷農を以て事とせらしかば百姓富實なり(垂仁紀)

池溝を作ること此に至て滋々多し此の頃朝廷に於て農事を重んじたひし徴證は皇子の貴き身を以て専ら堤防溝池の業に従事し給ひたる斯の如し古事記に命は狭山の池を作り又日下の高津の池を作り又鳥取の河上宮に座し横刀壹仟口を作らしめ河上部を定むる事見へたり今和泉國自然田村の東宇度川の上玉田山にある宇度の墓は皇子を葬る處と云ふ又傳ふ命は諸國に池溝を開き農事を勸奨して九州に渡り薩摩の伊敷村に至りて薨じ給へりと又美濃の岐早の稻葉山神社の祭神に命を祭る等經國濟民の余澤今に至て民の之を祭れるものなる乎

(十二代) 景行天皇五十七年丁卯大和の坂手の池を作り其の堤に竹を植ゑしむ(崇神紀)

池堤に竹を植ゑる事始めて此に見えたり諸國の堤上に多く竹を植ゑるもの其の習慣の由て來る事久しきを知るべし

(十四代) 仲哀天皇九年庚辰神功皇后築紫に於て神祇を祭りて新羅を征せんと欲し神田を定め築紫の灘(ナ)河の水を引てこれに灌がんとし溝を掘り迹部(トド)の岡に及びて大般石塞がり穿つことを得ざりしかば武内の宿禰に命じて鏡鏡を捧げ神祇に祈り溝を通せんことを求めしめしに雷電霹靂して其の盤を裂て水を通せしめたり因て其の溝を號して粟田の溝(アワタ)と云ふ(神功紀)

盤石を砕くの法古代に於てありしにや羊苜を燒き石を砕くことを傳へ今は硝薬を用て大石を砕くこと容易なり古へに得て今を徵すべし

(十五代) 順神天皇七年丙申武内宿禰に命じ來朝せる高麗人、濟人、新羅人を領して池を大和に作らしむ名づけて韓人(ヒト)の池と云ふ(應神紀古事記)

十一年庚子大和の鏡(カガミ)の池、鹿埴(カ)の池、鹿坂(カ)の池を作る(應神紀)

(十六代) 仁徳天皇十一年癸未群臣に詔して曰はく爾津は郊澤(ヒ)くして田圃少なく且つ南河横逝して下流駛からず霖雨に逢ふ毎に海潮逆上(サカ)りて巷黒船に乗る横流を決(ツ)り海に通じ田宅を全くせんと宮北の郊原を堀て雨水を引いて以て西海に入る其の河を號して堀江と云ふ又北

河の邊(ミ)を防んとして河内の葦田(アシ)の邊を築くに塞ぎ難き處二處あり時に天皇の夢に神ありて誨(オシ)て曰く武藏の人強頸(コビ)河内の人美田(メ)の連衫子(ハコモ)二人を以て河(カ)の伯沙(ハ)を祭らば必ず塞ぐことを得んと則ち此の二人を得て河泊に懸る強頸泣き悲みて水に没して死す衫子(ハコモ)二箇を取て水中に投して曰はく聞く河泊吾を以て幣と爲んと神吾を得んと欲せば是の匏を沈めよ然らば我眞の神なるを知て水中に入らんと是に於て颯風忽に起て匏を引て沈めんとすれども沈まず是を以て衫子死せず然して其堤成(ツ)ぬ時人其の兩處を號して強頸(コビ)の斷間(マ)衫(ハコモ)子(ハコモ)の斷間(マ)と云ふ是の歳新羅人朝貢せしかば役して此の堤を築かしたるなり(仁徳紀)

十二年甲申大濩(オホ)を山城の栗隈(カ)の縣に堀りて田を潤す是を以て人民每(ツ)に豐年なり(同上)(縣とは國と云ふよりも小き土地を云ふ人民毎に豐年なりとは灌溉の便を得たる爲めに毎年豐熟を得るを云ふ)

十三年乙酉河内の和珥(ワ)の池を作り又横野(ヨコノ)の池を築く(同上)

十四年丙戌大濩(オホ)を河内の感玖(カンク)に堀り石川の水を引て上鈴鹿(カミツ)、下鈴鹿(シモツ)、上豐浦(カミツ)、下豐浦(シモツ)の四處の郊原を開墾して田四萬餘頃(ヨシ)を得たり故に其の人民寬饒にして兇年の患ひ無し(同上)

十一年より毎年徭役を起すは皆田圃を開墾し人民を富饒ならしめんことを圖りたまふに在り

(十七代) 履中天皇二年辛丑大和の邊築の池を作る(履中紀)四年癸卯大和の石の上に大濩(オホ)を堀る(同上)

(三十三代) 推古天皇十五年丁卯大和の高市(タカケ)の池、鹿原(カ)の池、肩岡(カ)の池、曹原(カ)の池を作り又山城の栗隈(カ)に大濩(オホ)を堀り又河内の戸道(トカ)の池、依網(ヨツ)の池を作る(推古紀)

大和の栗隈の大濩は仁徳天皇十一年に作り河内の依網の池は崇神天皇六十年に作れり然るを又是の歳に至て栗隈の大濩を堀るとあるは別に新に堀れるにて改修にはあらざるべし依網の池も亦然らん推古天皇十六年勅して諸國に池を作らしめ早天の憂を休むと扶桑略記に見えたるは恐らくは此の十五年の擧と同事か果して同事ならば十五十六の兩年を経て功の竣れるを一は十五年と傳へ一は十六年と傳へたるものなるべし

二十一年癸酉大和の掖(ヤ)の上(カ)の池、和珥(ワ)の池を作る(同上)

(三十五代) 皇極天皇の御宇巨勢(オホセ)の臣荒人(アラ)をして葛城(カ)の長田を佃らしむ其の地の野上(カ)くして水を漑ぐに至り難し荒人能く機術を解(ト)ければ始めて長城(カ)を造りて川水を田に灌ぎぬ天皇大に悦びて姓を械田(カ)の臣(カ)と賜ふ(姓氏錄)

(三十六代) 孝徳天皇大化二年丙午詔して曰はく國司は國內に於て堤を築くべき池と溝を穿つべき所と田に墾るべき間とは均給して造らしめよ(孝徳紀)

(四十二代) 文武天皇大寶元年辛丑制して曰はく凡そ大水に近くして隱防あらん處は國郡司時を以て檢行せよ若し修理すべくば秋收め訖らむ毎に功の多少を量て近きより遠きに及ぼし人夫を差して修理せよ若し暴水汎溢して堤防を毀壞し交(カ)に人の患を爲は先づ即ち修營せよ時の限に

は公、私、同くせん其の功食等は並に私物を用ひんとこれを許す(類聚國史)

公田七町を以て堤を築て池と爲んとは公田七町の利稻を鋤、鋤、及び用材等の料に充て、以て池を造るを云ふ但し其の功と食とは百姓等が自費を以てし其の池成るに及ばず其の利用は公、私、共にせんと代ふなり

十九年庚辰山城、大和、河内、攝津、近江、丹波等の諸國の民一萬人を發して以て葛野(カノ)川の堤を修す(日本紀略)葛野川は大堰川の一名なり(五十一代) 平城天皇大同元年丙戌河内、攝津、兩國の堤を定む(同上) (河内、攝津の兩國の堤を定むとは二國の内の河の堤を定めて修築し以て水害を防ぐを云ふ)

三年戊子内親王并命婦をして葛野(カノ)川を廻る役夫を遣らしむ(同上)

(五十二代) 嵯峨天皇弘仁二年辛卯三月勅す出羽守大伴今人前に備の國守に任するの時縁河原廣臣と謀り山を穿ち磐を破り以て大堰を開く百姓難きを以て始めは噉々として止まざりき成功の後ち多く其利を蒙るを以て追て稱嘆し之を伴編と謂ふ(日本後記)

十二年辛丑讃岐の國言す去年より風旱の池に堤を作るに公大にして民少なし成功未だ期せず僧空海は此の士人なり道俗風を欽(ツツ)み庶民影を望む居れば則ち生徒市を成し出れば則ち從ふこと雲の如し今舊土を離れて常に京師に住む百姓の戀慕すること實に父母の如し若し師來ると聞かば必ず履を倒にして相迎へん伏して請ふ別當に充て其の事を濟(サ)さしめんと之を許す(同上)

公大にして民少なしとは池の水を用ゐること公田の用多くして私田の用少きを云ふ道俗風を欽(ツツ)みとは僧俗並に其の風を欽慕(ツツ)みふをば云ふ庶民影を望むとは人民數多の者が其の影を瞻仰するを云ふ履を倒にすとは遽に奔走するを云ふ別當とは特別に擔當するを云ふ但し別當職其の事を掌とらずして只棟梁となりて其の事を監するのみなり

十四年癸卯新錢一百貫を大和の國に賜ひて益田の池を築くに充つ(同上)

益田池の碑文は空海の撰並書するもの其稿五色の絹本高野山に傳へ其の標刻は集古十種に載せたり(五十三代) 淳和天皇天長元年甲辰五月太政官符溝池を修せざる農人は被八十に決すべき事右は和泉國の解を得るに俾はく案内を檢するに太政官去る延曆十九年九月五畿七道の諸國に下す符に俾はく右大臣宣す勅を奉るに富國安民は是良田に歸れり良田の開くこと實に溝池に在り聞が如きは溝池修みず田疇荒廢すと特に條例を立て以て速犯を懲すべしと云へり諸國承知して意を存して修理し池堰を總計にて朝集使に言上せよ遷替の國司帳に據て實を檢べ如し關意有らば仍ち解由を停めんと云へりこれ則ち國吏の爲に格を立て農民を責めず今水を用ゐるの家は溝池を勤めず或は位産を懸んで國郡を狎れ慢り或は奸僞を狹みて營作を事とせず田穀の焦萎すること職としてこれに由れり望み請ふ禁酒の格に准じて藤原を勵せず杖八十に決せんと云へり右大臣宣す勅を奉るに國家の豐早は農務を本と爲す溝池を營ますば何ぞ順成を成さん宜しく諸國をして一同に

これを行はしむべし但し位産の輩は法に依て贖ふことを聽さんと云へり仍て其の贖物は錫銅の代に稻を收めて國司檢納し溝池を修營する料に充つべし檢察すること法の如くにして寛容することを得ざれ(類聚之三格)

三年丙午和泉に池五ヶ所を築かしむ民の望に從ふなり(日本紀略)

同年備前國田原の池を停めて神(カミ)の池を築く(同上)

四年丁未藤原の高房を美濃の介に拜す安八郡に(破渠)あり堤防決壊して水を蓄ふことを得ず高房これを修んと欲す土人傳へて曰はく(破渠)に神あり水を過(カ)るを欲せずこれに逆ふ者は死す故に前代の國司廢して修すと高房曰はく苟も民に利あらば死すとも懼みず遂に民を重て堤を築しかば灌溉流通せり民大にこれを稱す(文德實錄)

八年辛亥新に山城の國畿喜郡の香達(カダ)池を築く百姓の願ふ所に從てなり(日本紀略)

(五十四代) 仁明天皇承和十三年丙寅右京の人山田古剛阿波介となる美馬郡阿波郡吾常に旱災に罹る古剛方略を廻らし破を築き水を蓄ふ其の澤蓋より人民温給す(同上)

承和中酒大堰川の堰決す詔命により僧道昌自躬ら率先して其工業を創む衆人于來日ならずして成る故老感涙を流して曰はく彌らざりき今日又行基菩薩の迹を觀んとはと(文德實錄)

嘉祥元年戊辰左中辨藤原嗣宗、治部少輔、藤原眞世山代氏益六位の判官四人主典四人等をして美田の堤を築かしむ(續日本後紀)

(五十六代) 清和天皇貞觀七年乙酉尾張の國言す廣野河流れて美濃の國に向ふ斯の時に當て百姓害なかりしに頃年河口壅塞して忽て此の國に落つ雨水に遭ふごとに動もすれば巨害を被ふる望み請ふ河口を掘り開き出流に便かしめんと太政官處分す請に依れ(清和紀)

廣野河は木曾川の一名なり美濃の國加茂郡廣野村に至て廣野川と云ふ鶴沼村に至て鶴沼川になる鶴沼川の事は上文神護景雲三年の條參看すべし

八年丙戌是より先き尾張の國言す太政官の處分を奉るに廣野河の口を堀開し舊流に趣かしめよと而るに美濃の國各務(カガ)郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等兵衆歩騎七百餘人を率て河口に襲ひ來て毆傷して郡司を射殺す河水血を流し野草膏に霑ふ成功將に畢んとして此の妨げ有り是に至て太政官符を美濃の國司に遣はし相共に勘定し更に復た朝議して其の得失を審にし兩國に下知して堀り開かしむ而して功役已に竣り事を作すこと稍く成るに譬びて人を傷け血を流す郡司无狀なりと雖へども抑々亦國吏の失なり理豈に然るべけんや早く堀開せしむべし又禮に兵衆を興し法禁すること法量是重し數七百に過ぎ害殺害に及ぶ亂首吉雄等を禁固すべし兩國司相共に死傷人數を録し實に依て言上せよ(清和紀)

同年太政官尾張の國司に下知し暫く河口の堀開を停む是より先き尾張の國言す美濃の國各務(カガ)郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等亂を作して後未だ幾日を經ず入夫數百人を率て倉廩を所壞し河水を流失し沙石を運積し河口を埋塞す吉雄等百餘騎を引きて河邊に往還し附近の兵を發せ

抱らざれ五百人以上を役すべくは且つ役し申せ役する所五日に過すことを得ざれ若し要急ならば軍國ノ兵士も亦通役することを得よ(營繕令)
(大水とは大河を云ふ五日に過すことを得ざれとは一人を役するに五日を限るを云ふなり)

又曰はく凡そ堤の内外並に堤の上には多く楡(ニ)、柳(ヤ)、雜樹を植えて堤堰の用に充てよ(同上)

楡、柳及び雜樹を植ふるは其の樹を伐て堤堰を修繕する料に充んが爲なり

又曰はく凡そ水を取て田に澆がんことは皆下より始めよ次(イ)に依て用ゐよ其の渠に縁て礮(ミツ)を造らんと欲せば國郡司に經れよ公私妨なくばこれを聽せ即ち溝、堤を修治すべくば先づ用水の家を役せよ(雜令)

(四十四代) 元正天皇養老二年戊午正五位下道(ミ)の首名(ト)卒す首名は和銅の末出(イ)で築後の守となる兼て肥後の國を治め陂、池を興し築て以て廣く灌溉に便す肥後味生(フジ)の池及び築後所々の陂、池、皆是なり(元正紀)

七年癸亥始めて大和の矢田の池を築く(同上)

同年太政官奏す項者百始漸く多く田池穿狭なり望み請ふ天下に勸課して田疇を開闢せん其の新に溝池を造り開闢を營む者あらば多少に限らず給て三世に傳へん舊溝池を告らば其の一身に給はんことを奏可す(同上)

(四十五代) 聖武天皇天平四年壬申河内の國再此(ミ)の郡狹山(サヤ)の下に池を築く(聖武紀)

天平勝寶元年己丑行基和尚遷化す和尚嘗て親ら弟子を率て諸々の要害の處に橋を造り陂を築く聞見の及ぶ所咸來て功を加ふ不日にして成しぬ百姓今に至て其の利を蒙れり(同上)

(四十七代) 淳仁天皇天平寶字四年庚子使を遣はして畿内の陂、池、堰、堤、溝、池の所を行て視せしむ(淳仁紀)

同年遠江の國荒玉(フタ)河堤決すること三百余丈單功三十萬三千七百八人余人を役し糧を宛てて修繕せしむ(同上) (單功とは一日一人として其の功を計るを云ふ假令ば一人を十日役すれば單功十人と數ふるなり)

六年壬寅河内の國狹山の池堤決せり單功八萬三千人をして修造せしむ(同上)

同年河内の國長瀬(ナガセ)の堤決せり單功二萬二千二百余人をして修造せしむ(同上)

八年甲辰使を遣はして大和、河内、山城、近江、丹波、播磨、讃岐等の國に築かしむ(同上)

(四十八代) 稱徳天皇神護景雲二年戊申下總の國言す天平寶字二年本道の間民等使藤原の淨辨(サダトカ)等具に堀り防ぐべきの狀を注して官に申ししに聽さるること已に訖りて其の後已に七年を経て常陸の國の移を得るに曰はく今官符を被ふりて方に川を堀らんと欲して其の水道を尋ぬるに當に神社に次(イ)るべし加之百姓の宅損する所少ならず是を以て狀を具して官に申ししに官命して堀ること莫かるべしと云へり然るに此の頻年洪水ありて損決すること日に益す若し早く堀り防がずば恐らくは渠川崩埋して一郡の口分二千餘田長く荒廢とならん是に於て兩國に仰せて堀て下

總の國結城の小鹽郷小島村より常陸の國新治(ニ)の郡川曲(カ)の郷受津村に達す一千余丈其の兩國の郡界は舊川を以て定めと爲し水に隨て移し改むることを得ざれ(稱徳紀)神社に次(イ)るべしとは神社の地に水道が當るべしと云ふなり水道が社地に當る故に懼りて其の舉を停めたるなり郡界は舊川を以て定(イ)とすとは郡の界は舊川を以て界として新川に從て改め易ふべからずと云ふなり)

三年己酉尾張と美濃の國との界に鶴沼(ツルヌ)川あり今年大に水ありて其の流道を改め毎日葉栗、中島、海部三郡の百姓の田宅を侵し損せり又國府並に國分二寺俱に下流に居れり若し年處を經ば必ず漂損を致さん望み請ふ解工使を遣はして開き堀りて其舊道に復せしめんと之を許す(同上)

鶴沼川は木曾川の下流にして各務郡鶴沼驛の地方にて稱する名なり海部郡は今の海東海西の二郡の地なり解工使とは工事を使命する使を云ふ(四十九代) 光仁天皇寶龜元年庚戌河内の國志記、澁川、茨田(イ)等の堤を修む單功三萬餘人なり(同上)

四年癸丑太政官に付す溝、池、堰、堤を修理すべき事右は右大臣の宣を被ふるに僅はく勅を奉るに國を富まし民を安くするは事良田に歸す良田の開くるは實に溝、池に在り聞く諸國の溝池多く修せざる有りと田疇の荒廢するは職として此これに由る宜しく既往の怠りを改め將來の勤めを成さしむべし特に條例を立て以て違犯を懲さんと云へり諸國承知して情を存して修理せよ自今以後池堰を總計して朝集帳に載せて毎年官に申せ交替の國司は帳に據て實を檢せよ如し闕怠すること有らば仍て解由を停めん其の修せざること已に久しくして崩壞も亦大にして當時國司帳く修するに堪へざる者は功程を尺度し言上して載を聽(イ)け事に隨て修造して更に怠ることを得ざれ(交替式) (朝集帳とは朝集使の持て上京する帳を云ふ朝集使とは國司の様(イ)、目(イ)の中壹人國務の裁決を得べき條々を帳簿に記して上京する使なり)

五年甲寅諸國をして溝池を修造せしむ(光仁紀)

六年乙卯使を伊勢に遣はして渡會郡の堰溝を繕修し且つ命じて多氣(イ)、渡會(イ)の二郡に耕種すべき地を行視せしむ(同上)

同年使を五畿内に遣はして溝、池を修造せしむ(同上)

十年己未駿河の國言す去ぬる七月十四日大に雨ふるを以て河水汎溢して二郡の堤防を決し百姓の廣舎を壞つ又口田流亡して其の數居多なり單功六萬三千二百四人を役して模を給ひて之を修築せんと(同上)

(五十代) 桓武天皇延暦二年癸亥正六位上替田(イ)の物部(イ)の首年足(イ)に外從五位下を授く大和の越智(イ)の池を築くを以てなり(桓武紀)

三年甲子河内の國茨田(イ)の郡の堤決すること十五處單功六萬四千餘人に糧を給ひて之を築かしむ(同上)

七年戊辰和氣の清原言す河内、攝津兩國の界に川を堀り堤を築き荒陵(イ)の南より河内川に導きて西の方海に通せん然らば則ち決壞益々廣からん以て懇關すべし是に於て便ち清原を遣はして其の事を勾當せしめ單功二十三萬餘人に糧を給ふて事に從はしむ(同上)

清原奏して河内川を鑿りて直に西海に通じ水害を除かんと擬(イ)る其の費やす所巨多なり而して功遂に成らずと日本後記に見えたり

十七年戊寅左京の人正六位上許曾部(イ)の帶磨等言す大和の國廣瀬郡は田疇數多く灌漑水乏し伏て望む公田七町を以て堤を築て池と爲し其の利

は公、私、同くせん其の功食等は並に私物を用ひんとこれを許す(類聚國史)

公田七町を以て堤を築て池と爲んとは公田七町の利稻を組、鍛、及び用材等の料に充て、以て池を造るを云ふ但し其の功と食とは百姓等が自費を以てし其の池成るに及ばず其の利用は公、私、共にせんと代ふなり

十九年庚辰山城、大和、河内、攝津、近江、丹波等の諸國の民一萬人を發して以て葛野(カノ)川の堤を修す(日本紀略)葛野川は大堰川の一名なり(五十一代) 平城天皇大同元年丙戌河内、攝津、兩國の堤を定む(同上) (河内、攝津の兩國の堤を定むとは二國の内の河の堤を定めて修築し以て水害を防ぐを云ふ)

三年戊子内親王并命婦をして葛野(カノ)川を廻る役夫を遣らしむ(同上)

(五十二代) 嵯峨天皇弘仁二年辛卯三月勅出羽守大伴今人前に備の國守に任するの時藤原原廣臣と謀り山を穿ち磐を破り以て大堰を開く百姓難きを以て始めは嗽々として止まざりき成功の後多く其利を蒙るを以て追て稱嘆し之を伴瀨と謂ふ(日本後記)

十一年庚子使を遣はして大和の國高市郡の泉の池を築しむ(日本紀略)十二年辛丑讀鼓の國言す去年より萬里の池に堤を作るに公大にして民少なし成功未だ期せず僧空海は此の土人なり道俗風を欽(ツツ)み民庶影を望む居れば則ち生徒市を成し出れば則ち從ふこと雲の如し今舊土を離れて常に京師に住む百姓の戀慕すること實に父母の如し若し師來ると聞かば必ず腹を倒にして相迎へん伏して請ふ別當に充て其の事を濟(サ)さしめんと之を許す(同上)

公大にして民少なしとは池の水を用ゐること公田の用多くして私田の用少きを云ふ道俗風を欽(ツツ)みとは僧俗並に其の風を欽慕(ツツ)みふを云ふ民庶影を望むとは人民數多の者が其の影を瞻仰するを云ふ腹を倒にすとは遽に奔走するを云ふ別當とは特別に擔當するを云ふ但し別當職其の事を掌(サ)らざりして只棟梁となりて其の事を監するのみなり

十四年癸卯新錢一百貫を大和の國に賜ひて蓋田の池を築くに充つ(同上)

益田池の碑文は空海の撰並書するもの其稿五色の絹本高野山に傳へ其の原刻は集古十種に載せたり

(五十三代) 淳和天皇天長元年甲辰五月太政官符溝池を修せざる是人は被八十に決すべき事右は和泉國の解を得るに備はく案内を檢するに太政官去る延曆十九年九月五畿七道の諸國に下す符に備はく右大臣宣す勅を奉るに富國安民は是良田に歸れり良田の開くること實に溝池に在り聞が如きは溝池修みず田疇荒廢す特に條例を立て以て速犯を懲すべしと云へり諸國承知して意を存して修理し池堰を總計にて朝集使に言上せよ遷替の國司帳に據て實を檢べ如し關意有らば仍ち解由を停めんと云へりこれ則ち國吏の爲に格を立て農民を責めず今水を用ゐるの家は溝池を勤めず或は位蔭を憑んで國郡を押れ慢り或は奸僞を狹みて營作を事とせず田穀の焦萎すること職としてこれに由れり望み請ふ禁酒の格に准じて蔭贖を論せず杖八十に決せんと云へり右大臣宣す勅を奉るに國家の豐早は農務を本と爲す溝池を營ますば何ぞ順成を成さん宜しく諸國をして一同に

これを行はしむべし但し位蔭の輩は法に依て贖ふことを聽さんと云へり仍て其の贖物は銅鋼の代に稻を收めて國司檢納し溝池を修營する料に充つべし檢察すること法の如くにして寛容することを得ざれ(類聚之三格)

三年丙午和泉に池五ヶ所を築かしむ民の望に從ふなり(日本紀略)

同年備前の國田原の池を停めて神崎の池を築く(同上)

四年丁未藤原の高房を美濃の介に拜す安八郡に陂渠(カ)あり隄防決壊して水を蓄ふことを得ず高房これを修んと欲す土人傳へて曰はく陂渠(カ)に神あり水を過(カ)るを欲せずこれに逆ふ者は死す故に前代の國司廢して修すと高房曰はく苟も民に利あらば死すとも懼みず遂に民を斬て堤を築しかば灌溉流通せり民大にこれを稱す(文德實錄)

八年辛亥新に山城の國嚴喜郡の香達(カ)池を築く百姓の願ふ所に從てなり(日本紀略)

(五十四代) 仁明天皇承和十三年丙寅右京の人山田古爾阿波介となる美馬郡阿波郡吾常に旱災に罹る古爾方略を廻らし陂を築き水を蓄ふ其の灌漑より人民温給す(同上)

承和中通大堰川の堰決す詔命により僧道昌自躬率先して其工業を創む衆人于來日ならずして成る故老感涙を流して曰はく彌らざりき今日又行基菩薩の迹を觀んとはと(文德實錄)

嘉祥元年戊辰左中辨藤原嗣宗、治部少輔、藤原眞世山代氏益六位の判官四人主典四人等をして美田の堤を築かしむ(續日本後紀)

(五十六代) 清和天皇貞觀七年乙酉尾張の國言す廣野河流れて美濃の國に向ふ斯の時に當て百姓害なかりしに頃年河口壅塞して惣て此の國に落つ雨水に遭ふごとに動もすれば巨害を被ふる望み請ふ河口を堀り開き田流に趣かしめんと太政官處分す請に依れ(清和紀)

廣野河は木曾川の一名なり美濃の國加茂郡廣野村に至て廣野川と云ふ鵜沼村に至て鵜沼川になる鵜沼川の事は上文神護景雲三年の條參看すべし

八年丙戌是より先き尾張の國言す太政官の處分を奉るに廣野河の口を堀開し舊流に趣かしめよと而るに美濃の國各務(カ)郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等兵衆歩騎七百餘人を率て河口に襲ひ來て毆傷して郡司を射殺す河水血を流し野草膏に濡ふ成功將に畢んとして此の妨げ有り是に至て太政官符を美濃の國司に遣はし相共に勘定し更に復た朝議して其の得失を審にし兩國に下知して堀り開かしむ而して功役已に發り事を作すこと稍く成るに暨びて人を傷け血を流す郡司无狀なりと雖へども抑々亦國吏の失なり理豈に然るべけんや早く堀開せしむべし又擅に兵衆を興し法禁すること法量是重し數七百に過ぎ害殺害に及ぶ亂首吉雄等を禁固すべし兩國司相共に死傷人數を録し録し實に依て言上せよ(清和紀)

同年太政官尾張の國司に下知し暫く河口の堀開を停む是より先き尾張の國言す美濃の國各務(カ)郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等亂を作して後未だ幾日を経ず人夫數百人を率て倉廩を斫壞し河水を流失し沙石を運積し河口を壅塞す吉雄等百餘騎を引きて河邊に往還し附近の兵を發せ

んと欲す彼逆風の由を糺すに恐らくは鬭争は堀河の論より起り遂に兩國接収の際に至る因て堀河を停め伏て裁下を待つ尾張の國中島郡人磯部逆鷹等三人身堀河の役に從て同じく吉雄の爲めに射殺さる太政官美濃の國司に下知し吉雄等の犯過を推糺す(清和紀)

十二年庚寅少納言和氣範範(ノリ)を以て檢河内の國水書提使と爲す(同上)
同年大僧都法眼和上位慧達、從儀師傳燈滿位僧德、貞將、導師藥師寺別當傳燈大法師位常全、西寺權別當傳燈法師位道隆、元興寺僧傳燈法師位支宗等を河内の國に遣はして堤を築くを勞視せしむ(同上)

同年朝使を遣はし河内の國の堤を築く成功未だ畢らざるに重て水害あらんことを恐る是に由て大和の國三歲神、大和神、廣瀬神、龍田神に奉幣して雨滂無からんことを祈る河内の水源は大和の國より出づるを以てなり(同上)

十三年辛卯勅す夫れ土を積て堤を築くは尤水を避けんが爲めなり堤絶え河決すれば其の害防ぎ難し今聞く細民遠慮に愚昧にして或は公に空閑の明諭を請ひ或は私に地利の膏腴を逐ひ田疇を開墾し渠を穿つて灌漑し霜潤の漸遂に堤を壞すに及び河瀆近郊の地は京邑及び諸國輸賣の徒古來獨牧する所なり利を求むるの輩占めて田園と爲し遂に遠近の百姓をして専ら放牧の便を失はしむ寧ろ一家の利する所を恣にし永く萬民の愁となるを忘る宜しく鴨川堤邊は公田を除くの外諸所に水陸田ヲ耕墾するを禁止すべし公田と雖へども堤の害を成すべきは耕作せしむる莫かれ犯す者は之れを罪せん(同上)

(五十七代) 陽成天皇元慶三年己亥太政官符す神寺、王臣、諸家の莊並に閑地を請ふ諸人をして隱防を修理せしむべき事右は河内の國の解を得るに俾はく謹で太政官去る天長三年五月の符を案するに中納言良峯安世が奏狀に俾はく往年の間隄防浸決し良田久しく荒れ農夫業を失ひしに今隄防漸く修りて水門一に定り地脉新に分れて百姓競ひ點す若しこれ意に任せて其の耕作を聽さば富強の者利を專にして貧弱の者得ること少からん望み請ふ地を得ることは數に隨て多少の法を定め各々隄防を事とせざれば隨て公に還さしめんと中納言清原夏野宜す勅を奉るに奏に依れと國司符旨を遵行すべし而るを件の符出で格條に載せず茲に因て國宰怠て勤めず頑民棄て顧みず隄防の害へること斯に由らざる無し望み請ふ新に符を下して便ち神社、王臣、諸家の莊並に閑地を請ふ類(カ)は當家の人民等彼の分法に隨て毎年に修理を加へしめん若し拒捍の輩あらば天長元年の符に依て溝池を修せざる農人に準じて杖八十に決し修理を勤めしめん又位蔭に憑て此の制に違ふ徒は同じく先符に依て其の田を還收せん但し(五十八代) 光孝天皇仁和三年丁未清原の今望を以て修理大井塚使と爲し山城の國の正稅稻七千四百廿三束七把を以て其の料に充つ(光孝紀)

(六十代) 關原天皇延喜六年丙寅六月太政官より近江の國司に符す使掃部允春道敏、助主典家原恒門、右は彼の國神崎、愛智、犬上三郡の河の損するを實檢せしめ爲めに件等の人を差して使に宛て愛向國宜しく承知して使の處分を聽け符到らば奉行せよ(類聚符宣抄)
八年戊辰十一月太政官符す五畿七道の諸國司早速に池溝、堤堰を修理すべき事右は農業を勸督するは王政の先きにする所なり敷て格條に在りて

先後重疊す凡そ農務の要は尤も溝池に在り決すべきは之を溝し灌漑すべきは則ちこれを灌漑せば水旱に遭ふと雖も損傷を成さず聞か牧宰等が年來の無事に習ひ時運の非常を忘れ河隄は棄て修めず池堰は壞るれども理むること無し適々宜しきに乘ること有らば先づ其の害を受けん左大臣宜す勅を奏るに諸國に下知し早く修理せしめよ仍て須らくは長官其事を專當し部内の溝池を巡檢し農月の以前に數に依てこれを修し即ち其の由を言上せよ若し破損の數多くして速置に堪へざる者は且つ其の至要を修して相次で造り了りて同じく亦言上せよ使を遣はして實檢する日若し緩怠を致すもの有らば長官に科するに違勅の罪を以てせんと云へり諸國承知して宜に依てこれを行へ符到らば奉行せよ(政事要畧) (決すべきは則ちこれを溝しとは溝をよく修め其の水の汎溢せざるやうにせよと云ふなり速置に堪へずとは速に其の功を證驗するに堪へずと云ふなり)
九年己巳六月諸卿鴨河堤の破損を實檢す(扶桑略裡々書)

延長五年丁亥制して曰はく凡そ廢池は用に中らずと雖も輒く開て田と爲すことを得ざれ(民部式)

(六十二代) 村上天皇天曆元年丁未六月霖雨す鴨河堤に任す(日本紀畧)

二年戊申二月右衛門佐藤原滋茂を防鴨河使に任す(同上)

同年六月仰ふす早魃に依て山城の國紀伊郡葛野郡神泉水を愁ひ申す乃ちこれを廻り下さしむ(同上)

(七十五代) 關原天皇大治二年丁未十一月鴨河堤を修す(百練抄)

(七十六代) 近衛天皇久安二年丙寅清盛安國に任す藤原の出崎の山十餘里の海路迂回なるを以て憤を發し數萬人を使役して陸に近き所を切斷する十町遂に舟を通ず(西遊記)

此の頃清盛安國王は江洲益須郡の産なり清盛に請て郷里の爲に益須川を決する三里各村の灌漑に供して餘水を湖中に放つ永く其の恩顧によりて早損を免かると輪軒小録に見えたり

(八十代) 高倉天皇承安三年癸巳清盛經ヶ島を築く(兵庫築島傳)

(八十一代) 安徳天皇壽永元年壬寅妹尾太郎兼康備中國賀陽郡灌(カ)井溝用水堰を造る水掛高四萬六千餘石十二郷六十八村に灌漑し水旱の災を免れしむ之を後に高梁用水と稱す(吉備國史)

(八十二代) 後鳥羽天皇建久五年甲寅十一月武藏の國大田庄の堤を修固するの事は明年三月以前に功を終ふべき旨幕府これを命す(東鑑)

(八十六代) 後堀河天皇安貞年中勢多爲兼賀茂川の汎溢して溺死多きに際し勅命を奉ず家法を以て降水を治む(東海道名所圖會)

貞永元年壬辰二月武藏國(カ)の堤大破により修固せしむべく便宜の地頭に命ぜられ幕府に於て定めらる左近入道々然石原源八經長等奉行として彼の國に下向す諸人の領内の百姓一人を漏らさず催し具すべし在家別に俵二つ充つべし二月よりこれを始め自身其の處に行き向ひ沙汰致すべきの命を含めり(北條記鑑)

(八十七代) 四條天皇仁治二年辛丑十月幕府議定武藏野を以て水田を開かる可きの由之に就ては上多摩川(カミジ)の水を懸くべし(東鑑)
 同年十二月多摩河堰を崩り通し其の流を武蔵野に上せ水田を開くべき事を施行す奉行人は柏間左衛門尉多賀谷兵衛尉恒富兵衛尉等なり(北條記)
 (八十九代) 後醍醐天皇建長五年癸丑八月幕府下總國下河邊庄の堤を築固む可きの由沙汰有て奉行人を定めらる謂ゆる清久彌次郎保行鎌田三郎
 入道西佛對馬左衛門尉仲康宗兵衛尉爲泰等なり(東鑑)

下河邊庄は今の古河の邊にて利根川の隄防に力を用ゐたるなり因に記す西佛の建てしと傳うる石面に觀音を刻みたるもの東京淺草公園にあ
 り

(百一代) 後花園天皇寛正元年庚辰五月紀伊の國、根來寺の管内に河水有り民導て以て沃壤の澤と爲す前年寺僧と民と相争ふ故に其の河堤を折
 (ヒラ)て書を爲す是を以て田嶋乾枯し民賦税を缺く領主畠山政長其の家臣を使として寺僧に説て其の河水を復す(碧山日録)

(百四代) 後深草天皇文弘治の頃甲斐の國主武田晴信御詔(一)川の川瀬瀬の高くなり水勢建築を傾くるが如く釜無川之が爲めに東折して北筋中
 郡筋の卑地向ひ亂流するを憂ひ大に水役を興し下條南園村にて巖石を鑿鑿すること廣さ十八歩上流駒場有野に石積出を置き駿流を激して斜に
 東地向はしむ之を後世信玄と云ふ(甲斐國志山川之部)

武田信玄の治水に力を用ゐる生民の爲めに謀りしこと民今に至る迄其の徳を稱す水法にて甲州流と稱して梓出欄牛の製法等も後世の實用をなす
 次第は隄防溝池並にあり亦農政上参考の必要ありとなす

(百五代) 正徳町天皇天正三年乙亥正月繪田信長藤岡八右衛門尉坂井久助高野藤藏山口太郎兵衛を召して正二兩月は強て農桑の時に非ず其の暇を
 以て四人道の多く曲りたる所をば見計ひ直につけ石を除き牛馬のひづめを勞せざるやうにして道の兩邊に松柳を植うべし道は暗ざる者なければ
 土農工商ともに申かけ二月中に其の功を終ふべし尙ほ萬民痛まざるやうにとて黄金百兩米五百石彼の四人の賄ひとして下付す是萬民に臨時の課
 税をかけられん事を厭ふに依てなりければ奉行の者も權儀ばかりを其の所々に受取り其の外はちりをもうけず二月下旬には道橋ごとごとく出来
 せり(信長記)

四年丙子信長江洲安土城を築く又一里塚を築かしむ其までは里數の名のみ有て一里の町數定めざりしを地の三十六萬を表し三十六町に宛め塚の
 上には塚を植えらる此の度も准せらるべき旨有司に命ぜらる中夏に至りて諸國に於て其の功を終る(武徳編年集成)

地の三十六萬は十二支に配加せるものにて子は鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、羊、猿、猴、鳥、戌は狗、狼、豺、亥は豚、獺、猪、鹿なり
 (百六代) 後關原天皇慶長二年丁酉長曾我部元親制して云はく本道は六尺五寸間に二間たるべし同道の事在山里浦々共庄屋堅く申付けべし
 若し道断き時は其の地頭百姓より科錢壹貫庄屋たるもの取集の奉行中へ相渡すべし(長曾我部元親百箇條)

十年乙巳十月三河國矢作川を通すべき爲めに米津に漕を廻らせて國中の高役百石に給人よりは人夫二人庶民は一人あての積を以て彼の川を渡は
 せらる(武徳編年集成)

(高役とは給人の高により百石二人の割合を以て人夫を出すべしと云ふなり米津に漕を廻らせとは矢矧川の洪水を防がん爲なり矢矧川は古は
 小島村の西を経て南海に入る此の時米津の南に支川を廻り以て西海に通す方今は支川頗る大にして船舶の溯ること多く本川は却て淺少となれ
 り)

同年十一月加藤清正肥後國治水功を讃す清正は天正十六年肥後國を分領し慶長五年肥後一國の領主となる同國は從來堤防の設け全たからざる爲
 めに年々水害を被むる甚しく百姓其の堵に安んぜず清正大に心を治水に用ゐる土功を起して隄防を築き溝池を通じ又河川を改鑿して漕運を開き池
 堰を設け灌溉を便にす是に於て積年の災害頓に除き草高二萬石余を興す後嗣忠廣亦父業を繼ぎ水利を通じ新田を起す少なからず封内處として稼
 穡せざるの地なきに至る(藤公偉積録十三朝紀聞)

十二年丁未了壽命を奉し駿河の岩淵より富士川を溯る船船を通す甲州の民驚て曰く魚に非ずして水を走る輕い哉(同上)
 十三年戊申幕府より了以下問あり試に信濃の諏訪より遠江の掛塚に至る天龍川に舟を通すべきや否やと了以曰はく漕渠なるも大功なかるべし
 と故に今に至りて船少し(同上)

十四年己酉二月尾張の國の川除隄去年大水を以て破壊し美濃の國の給人は高百石に人夫二人の積にこれを出し民役は高百石に人夫一人の積に之
 を出し築き立てべき由し令を下す(武徳編年集成)

十五年庚戌常陸の國水戸に於て伊奈備前守忠次新渠を城東濱田郷に穿ち千波湖の水を引き下市の街中を経て坂戸、町付の地に至り分て二派とし
 一は谷田、六段田、栗崎、東前、大串、鹽崎、平戸、諸村の田地を灌溉して島田に至り洞沼の下流に合し一は澁井、吉沼、上大野諸村の地を過
 ぎて那珂川に合流す之を伊奈備又備前備と云ふ(東藩文獻志水戸紀年水戸領地理志)

十六年辛亥角倉了以鉄船を鴨河に行はん事を請ふ之を聽す了以伏見より浚鑿して二條に達す(吉田了以碑銘)
 十七年壬子是より先き最上義光の臣北館大學出羽田川郡村川清川立谷澤の諸邑を領す此の地水利乏しく早すれば田土龜裂して稻苗枯稿す大學深
 く之を憂ひ堰を清川の山麓に設け立谷川を引て灌溉の利を起さんと欲し其計畫を定め具狀して義光に請ふ義光工師若狹と云者をして査檢せしめ
 大學に命じて事に従はしむ是の歳三月五日始て土工を起す尋て義光酒田の城主志村伊豆大山の城主下次右衛門等をして大學を輔けしむ然して伊
 豆は門閥最も高きを持み大學に降る事を辱とせず且つ其の功を妬みて恣に約束を易ふる等あり大學爲に事のならざるを怒り之を義光に訴へ曰は
 く君已に臣が請を許す更に全權を以てせよ三歳にして功を奏せざれば臣屠腹して謝する所あるべし希くば監吏の臨檢を請はんと義光其の誠意を
 嘉して之を聽し監吏辨久莊乙坂六左衛門大津藤右衛門をして命を傳へて曰はく役夫工費幾十萬を要し工事十年を経るとも一切之を汝に委すと是

に於て大學大に感激し日夜工事を監督し三年にして功をなす是より水利大に開け居民始めて飢寒の患を免かる因て義光書を大學に與へて其の功を賞し此の水利に由て開興する新田は其の數幾萬石に至るも悉く大學の采邑に編入して之を領するを許す後居民大學の徳を仰ぎ碑を狩川村八幡社内に建て歳時に祭を致して怠らず大學の子孫は酒井氏に仕へて其の後裔今尚鶴岡にありと云ふ(農事有功傳)

(百七代) 後水尾天皇元和二年丙辰江戸神田川を堀り隄を築く(泰平年表)
此の頃石川丈山京都鴨河の水害を憂ひ町奉行に謀り角倉與市も其の議に參して功成る以來京都水害を免れ人々其の堵に安ず(佐山石古老傳説等參取)

元和年間肥前國佐賀藩主鍋島信濃守勝茂の臣成富兵庫茂安は大阪の亂平らぐの後殖産の急務なるを察し藩主を勧め領内の水損旱損を救ふの法を考へ新地を拓き水流を分派し隄を築き水を堪へ灌溉の用に供す又杵島郡の荒野に長島川を引き千石余の新田を起し小城郡蘆ヶ里の水道を堀り河上川洪水の患を除きたり(成富家譜)

此の頃米澤の城主上杉景勝の臣古河記吉信夫伊達二郡の代官と爲り能く兩郡を治む伊達郡西根郷地勢山脚に沿ひ土壤肥沃なりと雖へども水利乏しく僅に山間瀟瀟の水を以て灌溉に充つ故に耕田少くして原野多く郷民之を思ふること久し一日重吉郡内を巡回し桑折村に到り村長佐藤某に謂て曰はく聞く西根郷古來水利乏しきを以て往昔佐藤庄司頼信郡主たりし時墾墾の業を起せしも工事至難にして中廢し其の後累代の郡主も屢開墾を試るも竟に功を奏せず余不肖なりと雖ども代官の職を奉ず苟も民に利あらば忽諸に付す可らず今より實地を觀察し計畫を爲さんと佐藤某等を率ゐて實地に臨み地勢を察し高低を測り渠堰の位置を定めて上下の二處とす而して上は先代郡主の失敗する處即ち至難の地なるを以て未だ完全の計畫を得ず因て先づ下堰を開墾せんことを上請す景勝之を許し信達之奉行平林藏人佐正恒を以て總裁と爲す重吉正恒と謀り各村の有志數名に命じ工事を分擔せしめ自ら之を監督し湯野村字八封より開墾して鹽野目、増田、牛澤、松原、成田、萬正寺、桑打、上郡、伊達崎、徳江の十余ヶ村に至り工を竣る此の工元和四年三月に起り同年十二月に至て成る渠の長さ三里十九町渠幅二間に堤塘を築く是に於て地民始めて灌溉の便を得たり(湯野村堰碑)

六年申庚五月大和川瀧水爲めに其の近傍の荒蕪すること高二萬一千四百石に及ぶ代官末吉孫左衛門鉄船七十艘を造て平野川に運ず是に於て其の地漸く賑ひ先きに荒蕪せしもの始めて其の舊に復す(臺徳院殿御實記)

九年癸亥是より先き上杉の臣古河重吉伊達郡正根郷上堰の開墾を一難事と爲し特に意を之に注ぎ其の婿の多兵衛親威清水善兵衛等をして本地の測量に従事せしむ下堰成るに及て専ら力を此に致し衆人を指揮にて之が工方を求むれども良法を得ず衆皆悄然として爲す處を知らざるが如し重吉更に撻まず日夜開墾に肝膽を砕く殆ど六年遂に一の良法を案出す因て之を具し上裁を仰んとす會長勝卒し事遷延元和九年七月之を定勝に稟す定勝之を藩廳に付して利害を議せしむ農墾工事を難んじ之を否決す重吉大に憤嘆し私財を以て開墾せんと欲し更に起工の許可を請ふ之を許さる

因て任地に歸り鍛冶を募りて鋸鐵鑄鐵の類を作らしめ坑夫數千人を募りて十一隊と爲し郡中才幹ある者十一人を撰て隊長と爲し清水喜兵衛を以て監督と爲して自ら之を統督し湯野村字穴原に堰口を開く時に寛永元年三月なり重吉能く衆を慰勵し其の能く力役する者は特に金錢衣服の類を與ふ故に來て役に就くもの日に増し工事大に進み暮年にして工を竣る渠の長さ凡そ七里半山を穿ち巖を鑿ること七百間摺上の河水を之に注入して三十村の耕田を灌溉す之を上堰と曰ふ此の擧たるや上主家の財を費さず下邑民の力を勞せず自ら財を散して傭夫を使役す是より本郷旱災の患を免れ民皆農業を樂み新田大に興る是より先重吉昇進して信夫、伊達二郡の郡代と爲る是に至て定勝重吉の功を賞し祿五百石を増與せんとす重吉之を固辭す因て月山丸の短刀及び具足一兩馬一掛を賜ふと云ふ(湯野村堰碑、古河善兵衛行狀)

(百八代) 明天皇寛永十四年丁丑甲府の郡代平岡次郎右衛門釜無川の水を引き龍王、同新田、富竹新田、篠原等の諸村凡そ二千石の田に灌ぐ其の余水數派となりて二十七村高一萬八千石余の地を潤せり其の渠を四ヶ村渠と稱す篠原村にて祖川と云ふも渠道の名なり又次郎右衛門富竹新田を開墾して二百九十石の田額を定め三社明神の社地に於て水道を穿つ廣さ一間長さ六十間石碑を渠口に建つ其の文に曰はく平岡次郎右衛門相由大翁支廣居士穿開此水道立常竹新田寛永十四年丁丑七月と題して龍王穴水門碑と云ふ(甲斐國志)

十七年庚辰三月日向國肥後藩士松井五郎兵衛儀長那郡溝邊郷に水利を開く
(百九代) 後光明天皇慶安二年己丑和歌山藩主徳川頼宣令して紀伊國那賀郡北中村海上池を作る其の費二千兩池田岩出兩莊の内高二千八百余石の田に灌ぐ又同郡北志野村の北に堰池を作る谷を堰き池と爲す堤長さ凡そ百五十間水田高七千五百石に灌ぐ(紀伊國名所圖會)

此の頃備前國岡山藩の執政熊澤伯繼大水毎に旭川城市に溢るゝを憂ひ建議して城北の堤長百間を卑らし水勢を殺きて此に注ぐ而して左右隄を築き之を導き東流南折行ること四里許にして海に入らしむ今に至て城市水患を免かる呼ばる百間川と云ふ(慕賢錄、熊澤伯繼傳)
三年庚寅水戸藩に於て常陸の國那珂郡岩崎村及び久慈郡辰野口村に堰を鑿ち功成る共に久慈川の水を上げ川の兩岸にあり岩崎江堰、長五里二十五町二十七間堰の口江堰、長三里卅一町五十間其の水積は藥谷村茂衛門及び其の子勘衛門二人に命ぜられ望月五郎右衛門、長谷川五大夫之が奉行たり(水戸紀年)

慶安年間磐城平の城主内藤右京亮義綱の郡宰澤村勘兵衛勝爲磐城郡の地味膏腴にして水利に乏きを思ひ渠を鑿り大に灌溉の便を闢く城北夏井川あり源を田村郡に發し東流して海に入る初め勝爲地勢の高下を量り堰を上流に設け渠を穿ち流を引き隄を築き巖を鑿つ小川より四倉に至り屈折逶迤凡六里余慶安四年辛卯を以て役を起し三年にして功を畢る之を小川渠と曰ふ田數萬頃に溉く民今に至て其の利を享く(澤村勝爲碑文、小川渠草野村誌)

承應二年癸巳正月玉川上水を都下に引く(泰平年表)
同年同月松平伊豆守信綱代官安松金右衛門と議し領地野火留に多摩川を引く爲め溝渠を堀ること十六里なり爲めに武蔵野塵埃少くして野菜豊かな

り然れども爾來三年の秋に至て水大に來り田地開けて二百石の地忽ち二千石の地となる(鬼談一言記)
(百十代) 後醍醐天皇明曆二年丙申水戸藩に於て其の封内常陸の國那珂郡小場村及び茨城郡赤澤村の二壕功成る小場江堰長七里四十二間、赤澤江堰長四里二十余町共に築谷茂衛門の水積にして那珂郡の水を上ぐるなり(水戸紀平) (茂衛門後ち圓水と號す功を以て俸八人扶持を給し又金二十兩を賜ふ凡そ江堰池堰等二十六所皆其の父子の水積に成る)

寛文元年辛丑土佐の國主水内土佐守の執政野中良繼安藝郡の海瀕に港を築設し通船に便す(後畧)又堤寨を三岩の外に築き填るに土囊を以てし潮退く毎に石を燒て之を研碎す其の港遂に就る深さ八尺有余舟百五十余艘を泊すべく恰も視池を彫るが如し總て工役を用ゐる三十六萬五千人金を費す一千二百有餘兩事を正月に肇め三月成るを告ぐ土人其の功を善び俚語を作り以て頌するに至る爾後海南往來の船水く覆溺の害を免る又内二鉦野あり香香義と曰ひ山田と曰ふ其の土沃なりと雖も野高く川卑し故に振古より灌溉する能はず良繼嘗て其の屬吏小倉三省と協議し遠く物部河を引き地勢の高下に循ひ上中下の三渠を鑿り開を葛目村に設く是に於て夏田を鑿ること數千頃又嘗て二淀河の西岸に一渠を鑿つ之を鐵圍鑿と曰ふ高岡以南の諸村に灌溉す又其の東岸に一渠を鑿つ之を八田渠と曰ふ大に船漕の便を爲す其の間山嶽を劈き岩石を擢き勞費費せず然れども鑿きの燒野却て沃野となり瘠田遂に良田となる(野中兼山傳農事有功傳)

(百十一代) 豐元天皇寛文十年庚戌二月幕府所司代權倉重輝を以て復た老中と爲す初め所司代たる時大和大路の堰堤を増築して以て農民の思ひを止む(十三朝紀聞)

十一年辛亥七月幕府に於て海運に習ひ漕事に堪ふる者を募求す都下に河村瑞賢なる者あり智略明敏を以て衆の推す所となる幕府乃ち瑞賢に命じ漕運の事を掌どらしめ先づ陸奥の國信夫郡桑折柳川及び福島等の官糧數萬石を漕せしめ以て其の方略如何を試む瑞賢乃ち人を遣り陸奥より江戸に至る運道を検し逐一圖説を以て報知せしむ(後略)

十二年壬子河村瑞賢北國の漕運を開く初め瑞賢議を呈して曰はく北運の海路潮汐險惡なる東海の比に非らず船隻は須らく北海の風潮に習慣するものを雇募せるを要す(中畧)瑞賢江戸を發し酒田に至る運船も亦期に後れず悉く袖浦に會す乃ち人役を督發し最上郡の官糧を轉搬して海船に裝載し夏五月を限り次第に起運す是に於て瑞賢酒田を渡し海岸諸國を巡檢して江戸に還る是に至て運船鱗次相踵て江戸に達す曾て隻船斗糧の覆破沈溺なし東海北海古へより漕運險難を以て思と爲す是に於て順利開通し官民共に至便と稱す幕府特に三千金を賜て之を賞す(同上)

寛文年間仙石因幡守久俊其の封邑上野國磯部村に水利を開き旱患を除く初め久俊上疏して幕府に請て曰はく臣の封邑磯部村凡そ二千石高く墮燥き灌溉水乏しく孝りに旱乾に遭ひ民生を遂げず臣甚だ之を哀憐溝を穿ち碓氷の水を引て之を灌がんと欲すれども力微にして用繼かず伏して請ふ臣の封邑を官に獻じ更に臣に他邑を賜はん事を此の地浸灌の用を得れば即ち一方民世々饒富し永く上恩に浴せんと幕府乃ち其の請を允し徒を發し役を起す衆皆歡び爲めに器を取り用を瘞て役に就く者二萬余人率長さ一千五百余間事二旬にして成る河水奔注鄴邑大竹村も亦浸潤の利を得た

り是に於て橋環易り沃土見はれ怨嘆息て歡聲作る磯部村の衆民相議して曰はく河水東流庶種存りに登る吾をして永く堰阻の患を免れしむる者は皆公の賜ものなりと乃ち廟を建て久俊を祀り其の號を崇て稻葉大權現と曰ふ春秋毎に祀典を修め又之を石に勒して廟門に建て永世久俊の德を遺るゝことなからしむと云ふ(仙石公道遺蹟)

延寶七年己未豐岡藩重信の慶興寺八左衛門定恒其の第六之丞清定と相謀り和賀郡村崎野を開墾し十村を新設す初め定恒藩主に請て礦夫を初州阿仁の銅山より鳩め横川目より陸して山を貫き和賀川に達す凡そ二派一は其の長さ千四百六十間一は七百間而して水到らず衆皆色を失ふ定恒從容礦夫に命じて薪を坑口に燃く水即ち至る乃ち野を秤り野を劃し囚人をして之を鑿せしむ其の規畫井然督勵宜しきを得衆皆業を勵みて怠らず寛文五年に事を擧げ是に至て竣る歳を關する凡そ十五年高を得る七千二百石藩主其の功を賞し定恒等の録を増し物を與ふ(勸業雜誌、農事有功傳)

天和三年癸亥五月幕府に於て畿内治河の議を定む貞享四年丁卯五月畿内の河功完成す向きに瑞賢治水の命を受くるや大阪に至り役を起す蓋し大阪河は將に海に入らんとする所に九條島あり河は島に扼せられ施流して海に入る此れ上流溢溢し淤塞の由て致す所なり故に先づ九條島の中央に就き一道の新河を開き直に河に達せしむ新河既に成り河水沛然として傾注し向きの溢溢する者自ら順下し壅塞する者自ら浚除す凡そ大小河幹支河堤防通計十萬余丈の間田圃廢舎河岸を侵占する者自ら今悉く之を之を撤去し又堤旁堤内所生の蘆葦竹樹は該管官民をして悉く之を芟除せしむ是に於て河道堤防の界岸明白なり五年にして河功完く成る是に於て昔年浸灌の田は今皆沃壤の地となり瀕河の生民始めて水害を免れ播種耕耨各其の業に就く而して南海西海諸道の漕運阻礙なきに至る誠に國家無疆の慶にして生民永世の利なり(畿内治河記)

同年是より先き上野國の代官岡上(オカガミ)次郎兵衛景能は新田郡笠懸野の水乏しく古來荒蕪に屬するを愷き苦思して遠く渡瀬(ワタリ)川を引き新田郡も數村を貫き阿佐美村に到る又敷塚村に分水渠を設け之を原野に通ず是に於て地の低きものは耕耨し高きものは宅地とし初めて移住の便を得て數年を出でず民家を増す四百二戸田圃森林二千三百八十八町許を得たり大原本町村等は皆其の經理に出づ然るに景能の渡瀬川を引くや沿川の諸村山田郡に屬するもの分水の故を以て一時本流涸れ新渠の下流土地粘りなく滲漏の憂ひあり是に於て頑民嗷々として怨聲興る其の事江戸に聞え府僚の其の能を害する者も亦隙に乘じ之を排斥して曰はく屢大役を起し民多く之に苦むと是の年十二月幕府景能を江戸に召し詢する所あらんとす景能預め識者の所爲なるを知り途上に刺腹して死す景能力を開墾に竭し嘗て越後地方及び九州地方灌溉の利其の他經營に出るもの頗る多し上野に於ては新定利村の如きは地勢が高くして引水に苦む景能榛名山の池沼を相して巨巖を割り深渠を鑿つこと凡そ一里二十九町以て本村に達し初めて灌溉の便を得水田百頃余を増す寛文四年其の能く職に稱ふを以て下野足利郡を併管す其郡に松田川あり亦疏水の策を立て水を引くこと三十余町を以て大前、山下の二村に達し水田七町許を得たりと云ふ(岡上景能紀功碑銘)

笠懸野の用水は今の岡上用水なり明治年間群馬縣令榎取素彦奏上して岡上景能に追賞金を賜ひ碑を建て其の功績を不朽に傳ふと云ふ新定利村

は今の岡崎新田村なり
(百十二代) 東山天皇元祿九年丙子甲府の代官櫻井孫兵衛山口官兵衛に囑し濁河の水を治め笛吹川沿村の水害を除く初め笛吹川瀬高となり濁河の河尻壅塞して年々水患を被ふるもの凡そ十村就中蓬澤西高橋の二村尤甚しとす田園過半沼淵となり鱗魚多く生ず。孫兵衛居民の患を視るに忍びず努力して灌漑の計畫を爲し其の事上言し是に至て裁可を得たり、孫兵衛乃ち官兵衛をして工事を督せしめ西高橋村より南方笛吹川の堤後に傍て増坪上村西油川落合小曲西下條村境に至るまで新に渠道を通じ土堤を築くこと凡そ二千五百五十間廣四五間より六七間にして濁河を導く是に於て汚水一旦に泄れて田圃舊に復す民其の洪恩を感戴し生祠を蓬澤村に建て、櫻井明神山口靈神と稱し爾後歲時祭祀して怠ること無く以て其の恩に報ひ其の堤を名けて山口堤と云ふ(地鎮銘、農車有功傳)

山口官兵衛初め市右衛門と稱す甲府魚町の人少小より四方の志あり屢江戸に往還し俳諧を好み遂に家産を舍弟某に授(予)け自ら名を官兵衛と改む時に櫻井孫兵衛克く其の能を知り擧げて僚屬と爲す、居ること數年致仕して江戸に出て東叡山下に寓し又家を葛飾郡河武に移居更に俳名を素堂と號す元祿八年素堂郷に歸り父母の墓を拜み且櫻井孫兵衛に見ゆ孫兵衛素堂の到るを喜び語るに治水の事を以てし留りて業を輔けんことを要す素堂諸夙夜勤勉車に此に従ひ其の事成るに及で飄然去て葛飾の草庵に還り門人大に進み正風俳諧を唱へ隠君子となりて専ら名教に心を竭す東京小石川指谷町嚴淨院に墓あり本所原庭町芭蕉山桃青寺に素堂の像を祭る

元祿中伊豫浮名郡久萬町の商人山内彦左衛門は天丸川の水を分流して灌漑の便を謀り早枯の憂を免れしむ(松山叢談)

寶永元年甲申三月和泉國河分の間に四里二十八町の新川を掘る播磨姫路の城主本多政武奉行たり(泰年年表)

四年丁亥十一月富士山焚け大に黒煙を發し灰沙を雨らす伊豆相模駿河灰積ること二丈余武蔵は尺余或は七八寸是の時素走口(ワダシ)に一山を生ず世に寶永山と呼ぶ、山東の田地多く灰沙の爲に埋没し人民窮困是に於て幕府諸藩に課して秩百石毎に金二兩を出して以て武蔵相模の積灰を除く深厚除くべからざる者は皆不毛と爲る(十三朝紀聞)

(百十三代) 中御門天皇享保九年甲辰八月下總國千葉郡平戸村農民源右衛門外數人相圖り印幡沼開墾の事を幕府に上請す(印幡沼開墾沿革誌)

(百十四代) 櫻町天皇寛保二年壬戌八月東海、東山、北陸、大雨洪水あり上總、武蔵尤も甚し刀福川暴漲して十數里外に汎溢し江戸市街浸水する十余日居民業を失ひ道種相望む幕府大に倉庫を發して之を賑給す既にして各地堤防潰決し田畝を損する數十萬石此の多寡命を下して大に役を興し諸侯に課して堤防を修理せしむ刀福川上流は長州藩の撥當に係る乃ち大夫毛利筑後廣定以下清水、末國、兒玉、井上、小笠原、坂、周田、山縣、栗屋、南方、楢崎、吉田の十三人僕隸私從合せて千七百余人を遣はし刀福川以南の工事に従ふ十一月より翌年三月に至る五閱月にして竣功す其の區域たる武州兒玉郡久々宇並木より埼玉郡間口に至る十五里又間口より折れて羽生驛西に至る糟壁驛に昇り東南に坂き出る五里南北遠きに亘る十四里西は上榛澤郡横瀬より進て上毛新田郡前六屋に至る六里其の次は幡羅郡江原より進て俵瀬に至る五里人夫を用ふる十五六萬溝濬を浚ふ九十余所羽生に於て大渠を作る長三里人夫を用ふる十一萬餘西に於て大渠を浚ふ三里余是れ刀福の故道にして其の幅員甚だ廣く人夫を用ふる三十萬其の他川防陵足新石竹落の功丈小七百余所凡そ用夫百萬余と云ふ廣定等事蹟を傳へんと欲し石灯籠一基を(江)宮の祠前に立て服部元喬に囑して文を作り長州の學士津田泰之書を刀福上流以南修治告成の碑と曰ふ(刀福上流以南修治以成碑)

(百十五代) 桃園天皇寶曆四年甲戌正月幕府木曾川を濬ひ島津軍年に命じて助役せしむ(十三朝紀聞)

九年己卯七月幕府更に禁制の忘却す可からざるを令し一村限り違判請書を出さしむ其の書式中に曰はく近年普請所諸負の者出來當分の利徳を専らにし程なく破損する事を顧みざるが故年々御普請絶ゆることなし自今請負の者御停止仰付られ其の村自普請又は御代官吟味の上御普請仰付られ總て百姓力を合せ大破せざる様心掛くべし又曰はく御普請の御奉行役人諸事なされ方差圖之あり堅固ならざるは勿論入用限りも多く或は百姓共へ米金も下されず私の事共これあるに於ては早速御代官へ申し上げ(徳川政務秘録の内差出方申渡留掛)

十一年辛巳幕府令して云はく諸道洪水或は架橋等を以て新に紆路を通せん欲するものは其の新里程を以て本道里程に加へ其の地圖を製して以て道中奉行に報すべし但し其の人馬賃錢はこれを増減するを得ず(牧民金鑑)

(百十八代) 光格天皇安永九年庚子八月幕府御代官宮村彌左衛門より下總の國印幡郡總深新田の里正左衛門千葉郡島田村の里正平次郎右衛門に命じて印幡沼開墾の目録見書を徴し且つ大阪の豪商天王寺屋藤八郎江戸淺草長谷川新五郎をして開墾の資金を出さしむる事を完む尋て堀割地千葉郡平戸村より檢見川迄を檢分し其の費途償却の方法は印幡沼新開地を賣却して之に充てしむることに決す(印幡沼開墾沿革誌)

安永の頃尾張藩の參政人見彌右衛門安達川を疏鑿し庄内川に分流し以て農田を利す此の業水野千之右衛門を擧て工事を擔當し武藤加六をして水利を測量せしめ相共に力を盡して工事遂に成ると云ふ彌右衛門名は恭、字は子魚磯邑と號す江戸の講官人見靖安の次子なり叔父貞安始めて尾張藩に仕ふ子なし養て嗣と爲す彌右衛門少にして近侍となり世子の少傳に擢てられ詩讀を兼ぬ世子學を勤むるに及び藩論を著し先づ人を用るの道を陳す明和乙酉の春輔弼の功を賞せられ賜ふに采地を以てす累遷して參政と爲り國政を與り聞を傍(カダ)ら治水を掌り尋ねて大司農を兼ね命を承て農政を改革し直を擧げ枉を措き代官衛を四方に徒し始めて司農監と代官とを置き吏をして親しく撫恤せしむと云ふ(尾張名家誌)

淺間山沙降り利根川漲溢凶荒益々甚し故に此の舉あり閑老田沼主殿頭職を免ぜられて事業も隨て廢停せり

寛政の頃米澤藩の司計黒井半四郎策を建てて渠を穿ち以て大に北條三十余村の田に溉く北條は國の北部其の田水に乏しく民常に菜邑を免れず是に於て五穀蕃殖し民以て蘇息せり藩主之を嘉し半四郎の氏に因り名を賜ひて黒井(黒井)と曰ふ以て半四郎の功を顯はす後飯豊山の石壁を鑿ち山水を疏し以て西陸諸村の荒蕪を救はんとす規畫既に成り寛政十一年己未十一月病歿す初め藩主封内曉角多くして出納稱はず重ぬるに飢荒を以

てし士民困窮するを憂ひ命じて宏才異能の士を選み以て庶職に充て務めて舊弊を改め急患を救はしめんと欲す執政乃ち首として半四郎を擧げて
 司計と爲し兼て國產事務を掌らしめ尋て又擢て政事に參せしむ半四郎自ら奮て曰はく此れ吾國に報ゆるの秋なりと夙夜拮据國益を計り職に在
 ること若干年國富民足り大に效を得たり其の卒するや藩主深く哀惜し歌を作て之を悼み且賜ふに暉を以てす又北條の民半四郎の功徳を追慕し
 石を渠の傍に立て其の功を勅すと云ふ(黒井半四郎碑文)
 享和元年辛酉十二月時衣三十襲を安藝國主淺野齋賢に賜ふ美濃伊勢尾張の諸川を浚ふを以てなり(文恭公實錄)
 三年癸亥閏正月時衣を阿波の國主蜂須賀治昭、佐土原の城主島津忠持運池の領主鍋島直温肥後支封細川利庸に賜ふ東海道及び甲斐信濃の諸川を
 浚はむるを以てなり(同上)

文化二年乙丑七月土浦の城主土屋寛直に課して東海道及び甲斐信濃の諸川を浚はしむ(同上)

同年同月會津城主松平容遠卒す宮頌書て封地險隘多くして運搬に艱むを以て一水を疏通して以て越後に達す國民感戴せり(同上)

六年己巳四月因幡國主池田齋棟に課して關東諸川を浚はしむ(同上)

文政十一年戊子十二月幕府に於て武藏國幡羅郡下奈良名村名主吉田市右衛門等の力を公益に竭し資を捐て廢渠を再興し以て灌溉に便するを賞す
 本渠は慶長九年伊奈備前守忠次の開鑿する所故に備前堀と號つて川及利根川の水を引て郡中七萬石余の耕田に注ぐ天明三年淺間嶽噴火
 灰沙を降すや鳥川の水道移り利根川の逆水却て此地に入る是に由て流末の各村數々水害を訴ふ官之を憂ひ寛政五年命じて渠口を閉塞せしむ是よ
 り上流の各村灌溉を失ひ種を下すを得ず是を以て各村爭訟紛然止まず代官山本大膳及び其の手代河野啓助深く之を憂ひ特に市右衛門を擧み委す
 るに救治の事を以てす市右衛門感奮之に任じ東奔西走廢渠の再興を首唱す關郡素と其の徳に服す一人の敢て否議する者なし矧や七萬石余の農民
 此舉を喜び欣々として相共に村す乃ち率先資を捐て工を起し日ならずして舊に復す其工作尤も意を用ゐる石堤水閘一として完璧ならざるなし是よ
 り後邑民以て慰息し流末の各村亦其の余潤を受く是の月山本大膳竣工を臨檢し狀を具して其の功を賞すと云ふ(吉田市右衛門先來事蹟取調書)
 此の市右衛門は吉田家三世の孫にして祖先以來今代の市十郎に至る凡五世代々能く家訓を守り慈善の志厚く其の救荒惠恤水利開鑿備役等公益
 の爲めに資財を捐つるもの無慮壹萬五千七百餘圓に及ぶと云ふ

弘化年間武藏國前橋藩の郡代奉行安井與七右衛門政章工を起して領内比企郡三保谷宿外四十二村の水害を除く此の四十余村は川島郷と稱し三面
 荒川を繞らし地勢低窪なるを以て既に一萬六千余間の長堤を環築して水防に從事すと雖も輒もすれば霖雨暴風の爲めに破壊せられ害を被ふる
 こと數々あり殊に文政、天保弘化年間の水害には一郷擧て困弊を極め田圃概ね荒蕪に屬す三保谷宿の民田中次郎等痛く之を歎き狀を具して堤防
 修理の事を領主に請ふ然るに該藩產政困難の秋に際するを以て頗る救済の法に苦めり政章大に之を憫歎し躬自ら其責に任じ領内に説諭し金を贈
 して土功を起し三千四百二十間の堤堤を改築し窪地千三百間余を埋填し二千間の新濬を穿ち惡水を疏し竟に全く功を奏せり而して尙永遠を測り

堤上に櫻樹千五百余本を栽植す是れ花時遊觀者をして滿堤を踏ましめ堤體を鞏固にするの策にして堤外に楊柳を植て激浪を撓め堤脚を堅牢にす
 是に於て防禦全く備はり後屢々洪水に遭遇すと雖も破堤の慘害を免ると云ふ(十五年山林共進會報告)

(百十九代) 仁孝天皇天保二年辛卯二月大阪に於て淀川の下流を浚はし其の土砂を以て目標山を築く土人呼んで天保山と云ふ是れ淀川沿岸の水
 害を除き併せて舟捐の便を謀るなり(奉平年表故老傳説)

三年壬辰正月幕府諸國をして溝洫を修せしむ(十三朝紀聞)

同年四月美濃國方縣郡會我領代官川島正泰、戸田領代官加藤重光等合議し雨池を鶴岡山麓に開き以て洞村の灌溉に便す洞村は鶴岡山下に在り曾
 我戸田領主に隸す地勢高燥、田亢旱に遭へば輒も愁らざる民以て思と爲す正泰、重光合議して之を救はんと欲し乃ち里正松井敬郷と相謀り兩池を
 山麓に開き以て泉流を疏し堤を築きて之を環らし並に假月狀を爲す其の一高一丈二尺長六十間池内廣六段余、尺八髓凡そ四、天保二年九月を以
 て工を起め是に至て工を畢る費皆兩代官に出で民一錢を費さず既に成る號にして天保池と云ふ五百石の田復た旱を患へず(拙堂文集)

同年壬辰正月幕府諸國をして溝洫を修めしむ(十三朝紀聞)

四年癸巳十二月時衣三襲を高富の領主本庄道貫に賜ふ伏見奉行として宇治川を浚ふを以てなり(文恭公實錄)

七年丙申二月安藝の國主淺野齋肅小倉の城主小笠原忠固宇和島城主伊達宗紀岡崎の城主本多忠民等に課して東海道の諸川を浚はしむ(同上)

同年四月備前の國主池田齋敏柳川の城主立花鑑備大聖寺の城主前田利之長府の城主毛利元義杵義の城主松平親良に課して東海道の諸川を浚はし
 む(同上)

十四年癸卯六月老中水野越前守下總の國印楢沼關豐の事業を再興し利根川分水路印楢沼古堀筋の疏鑿に着手す因て水野出羽守酒井左衛門尉松平
 因幡守黒田甲斐守林橋磨守の五藩に幕命を下し工役を助けしむ之を御手傳普請と稱す(奉平年表印楢沼開鑿沿革誌)

(百二十代) 弘明天皇弘化四年丁未五月立花左近將監、松平備後守、龜井隱岐守、九鬼長門守、木下左衛門佐、小笠原土用犬丸、鍋島紀伊守、
 松平近江守、佐竹壹岐守、細川豐前守に録を加賜すること差あり關東諸川を浚ふを以てなり(續奉平年表)

嘉永五年壬子正月諸川を修繕せしむる國役金萬石以上は猶豫せらる旨文政七年布告したるに尙今年より前々の通り萬石以上も一統國役金を命ぜ
 らる尤一國一圓二十萬石上の面々は今迄の通りたるべし、其以下自普請成り難く捨置ては亡所成るべき程の儀にて領分の力にも及び難き大なる
 普請なれば其の所御料私領の差別なく國役割に幕府より右入用金御下賜あるべきなれば自普請成り難き節は其の段上申せらるべし委細の儀は御
 勅定奉行問ひ合すべく但し二十萬石以上にも高く内國を隔て少少の領知離れたる場所は二十萬石以下同然たるべきなり(嘉永明治年間錄)
 安政二年乙卯十一月幕府よりの布告に曰はく東海道の諸川を浚ふに堤の切れ所崩れ所修繕を加ふべき堅要の所を除く外不急の所は省略すべきこ
 となれば此の度の修復諸川の如きも既に認可の外假令其の場に於て請願するとも採用すべからず修繕の義務吏員の指揮次第諸事滞滯すること無

く正路に修復を加へ外請負人等へ相渡すべからず且つ功役中竹木其他の諸色謂れなり高直に致すべからず(續々泰平年表)
 三年丙辰正月諸國川普請大名に命ぜらる(近代月表)
 同年七月鴨川濬工成る五月より工夫三十五萬六千人を役す幕府金十萬兩を發すれども猶不足なれば諸豪商をして金を出してこれを助けしむ、九條の南北川溢(之)れ且河原の内竹林多し其の北涯より南涯に至りて十余町の間だ人は河原の中を行く故に水あれば渉ることを得ず是に於て川を廣め竹を伐り堤を増し堤上に開く世大にこれを便とす(今日録)
 六年己未七月大風雨にて利根川堤及び荒川の熊谷堤決壊し江戸洪水あり、忍領の人畜多く損し中仙道往來止む八月に至りて又大風雨洪水あり領主松平下總守其の普請自力に及び難きを以て幕府に請ふ之を聽す(嘉永明治年間錄)
 同年武藏熊谷宿及び久下村の堤防を修築す御勘定露木兵助同吟味下役(之)本吉藏普請役坂臺三郎同安藤三丞等派出にて熊谷宿旅宿に於て修復費用豫算成る九月に起工翌年春修繕全く成る(同上)
 文久元年辛酉九月諸國川普請は國役割にすべし(近代月表)
 附、千二百年前にも水道(天智天皇御堀鑿のもの發見)、福岡縣廳から筑紫郡水城村宇水城の新道開設工事中にたまたま天智天皇三年(千二百年前)に構築した疏水路(水道)を發見した通牒があつた、この水道木管は四十間程堀り出されてゐるが、天智天皇が唐軍の襲來に備へるため水城を築いたもので、木管の深さ二尺幅三尺上蓋一枚の長さ五尺、幅二尺乃至二尺三寸、厚さ五寸、延長は實地調査の上でなくては判らない何しろ水道と同じ工事が用ひられた實證として珍しいものである

第二節 法制田制に關する慣習實例の要旨

第一、法制の要旨

法制の起ることは耕と織とに因る其の罪名の天津罪(アヒ)と云ふは天國にて起りたる罪なればなり人民蕃息して罪犯徒て多し生(シ)の膚斷(カガ)、死膚斷(カガ)、白人(ハク)、胡久美(コ)、己が母を犯し、己子犯、母與子と犯し、子與母と犯は畜犯等の罪あり之を國津罪(ツツ)と云ふ爾來百事法制立つ此の部は専ら農事に係れる法制を掲載す。
 素戔嗚尊が天照大御神の御田の地沃(ウ)たるを妬み其の田に重播種子(ツキ)し申刺(ツキ)し馬を伏せ渠を填め畔を放ち鬮を毀ち又大御神の神衣(カミ)を織たまはんとして齋服殿(イム)に在すに尊が其の殿を穿ちて斑駒(イマ)を活なから皮を逆剝(サカ)に剝て投げ入れしかば大御神怒りたまひて天

(石室行(ヤ))に幽居したまへり八百萬神相議して尊の罪を數(カ)め科(カ)するに千座置戸(チヤ)を以て遂に尊を放逐す(神代純一書、古事記)

尊の犯す所の罪を重播種子の罪、串刺の罪、馬伏の罪、渠填の罪、畔放(ツキ)の罪以上輕罪とす生剝逆剝の罪を重罪と云ふ是罪名の始めなり後世の人若しこの罪の中一條をだも犯す者あれば天津罪を犯せりと云ふ其の故は尊の天國に於て犯したる罪なればなり千座置戸(チヤ)とは千は數を云ひ座は机を云ふ置戸とは犯人の所有物の机上に積み充てしむるにて是を千座置戸の罪と云ふ是法名の始め贖罪の始めなり八百萬神が尊にこの贖を科(カ)すと雖(レ)ども其の物足らず故に頭、髮、及び髻を抜き又手足の爪を拔て贖はしむ然して猶足らざりしかば竟に尊を放逐せしなり

(三十六代) 孝德天皇大化元年詔して曰はく易に曰く上を損し下を益す節するに制度を以てすれば財を傷はず民を害せずと方今百姓猶乏し而る(に)有勢の者が水陸を分け割て以て私地と爲し百姓に賣り與へて年々其の價を索む今より後地を賣ることを得ざれば妄に主となりて劣弱を兼並すること勿れと百姓大に悦ぶ(孝德紀)

有勢のものの私地を賣るとは田地を貸し與へて高利を負るを云ふ所謂の賃租なり其の例を云へば令義解に云はく賃租とは凡そ兼田は一年を限て賣る春の時に直に取るを賃と爲す人に與へて作らしめて秋に至りて稻を輸すを租となす即ち今所謂地子是なりと見えたり

(四十代) 天武天皇四年庚子詔して曰はく牛、馬、犬、狼、雞の穴を食ふこと莫れ以外は禁する例にあらず若し犯す者あらば之を罪せん(天武紀)

(五十代) 桓武天皇延暦九年庚午四月太政官符す田夫に漁酒を喫ふことを禁制する事は右大臣の宣を被ふるに曰はく勅を奉するに凡そ魚酒を制する狀頻年行下すること已に訖ぬ聞くが如きは頃者畿内の國司が格旨に遵はず曾て禁制することなしこれに因て殷富の人は多く魚酒を嗜へ既に産業の就り易きを樂み貧窮の輩らは僅かに蔬食を離れども還て播殖の成り難きを憂ふ是を以て貧富共に競て己が家資を竭して彼の田夫に喫はしむ百姓の弊を斯より甚しきは莫し事に於て商量するに深く道理に乖けり宜しく所由の長官に仰せて嚴に捉搦を加へ專當の人等親しく郷邑に臨み子細に檢察すべし若し違犯すること有らば蔭贖を論ぜず犯に隨て決罰せよ永く恒例とし阿容することを得ざれ(類聚三代格) (田夫とは備作人を云ふ農夫に魚酒を禁じたるは奢侈に趨くを戒めん爲なれど又沈湎して農事を怠ることもあり且收支償はざるの弊を生ずることもあり)

(五十二代) 嵯峨天皇弘仁二年辛卯勅す農人が魚酒を喫することは禁制すること惟久し而るに國司寛縱にして糾斷に情なし今須(カ)くは使を遣はして軍を督察を加へ國司をして在前に禁止せしむべし若し輒く喫すること有らば並に與る者も其の身を禁じ使(ヒカ)到る日付(ツツ)で沃罰を行はん常に慣て寛容することを得ざれ(類聚國史)

三年壬辰勅す諸國吏が公解田の外に水、陸の田を墾むことは特に嚴制を立たり而るに諸國朝憲に奉はず專私利を求め百端姦欺して一も懲革するなし或は他人の名を假て多く墾田を買ひ或は言を王臣に託して競て墾地を占む民の業を失ふこと此に由らざるは莫し若し違犯あらば見任を解却

して違勅の罪を科せんこと一に先勅の如くせん買田、占地並に亦没官せん(日本後紀)

(同 代) 十三年壬寅制す頃月炎旱旬を涉り田苗枯損す夫水を引て田に澆ぐに皆下より始めよ灌漑の事は食を先にし富を後にせよと是則ち法

令文を立て時制明なる所なり、然るに人情暴慢にして猶典禮を犯す濫用偏頗にして争訴良に繁し重て下知して特に禁制を加ふべし

(類聚國史) (田に澆くに下より始めよは大寶元年の制なり)

(五十四代) 仁明天皇承和六年己未制す大小の兩麥は耕種勞少くして夏月早く熟し急を支ふる力(ツカ)多し若し膏公を刈らずして其を成熟せしめ

ば食財の民以て飢を療すべし屢々禁制を下せども聽かずして蜀と爲す累年奢侈の俗(汰)苗を買て以て馬に飼ひ庶民は愚にして直を得るを利

とし以て濫用す精習今に至て憲法を畏れず宜しく左右京五畿内の諸國をして更に然ることを得ざるべし其の百姓改使せず及び容隠する所あらば

大同三年の格に准し狀に隨て科處せん(仁明紀)

(同 代) 十一年甲子太政官符す藤田并に藤戸田を願し申す人は出身し位を授け及び物を給ふ法を定むる事右は五畿内諸國校田使の起請を得

るに備はく其の願はし申せる田數四町は二階、五町は三階、これより以上は節級して准せよ若し位階盡て町數多きは處分を待つべし亦正六位の

上の者は其の位は位子に授け若し位子なくば次の男子一人に出身を賜ひ若し十町以上は出身の上は入色に半減してこれを授けよ白丁は四町なら

ば出身を賜ふ若し十町以上は上の法に同じ其の給物は一町は廿貫二町は卅貫三町は四十貫、若し位階を望まば狀に隨てこれを給はんと云へり右

大臣の宜を據ふるに備はく請に依れ(享祿本類聚三代格)

(五十六代) 清和天皇貞觀十三年辛卯勅す夫れ土を積で堤を築くは尤水を避んが爲めなり堤絶え河決(ツク)ば其の害防ぎ難し宜しく鴨川堤の邊は

公田を除く外餘畝耕す所の水陸田を禁止すべし縱ひ公田と雖へども堤の害を成すべき者は耕作せしむること莫れ犯す者はこれを罪せん(清和

紀、類聚三代格)

(同 代) 貞觀十七年乙未太政官符す藤戸田を願し申せる人は三ヶ年の間半地子を免じ其田を耕食せしむべき事右は右京職の解を得るに備は

く案内を檢するに天長五年より今茲に至るまで總て四十六ヶ年班田の事絶て行はれず其の間或は戸を擧げて盡く死し或は半ば存し半ば逃ぐれど

も森澤の輩が各々地利を負りて願申せる人あらば三ヶ年の間半地子を免し耕食せしめ厥の後全く地子を收め又未だ班たざる間は他人に預らしめ

ざらん若し未進を致さば隨て追却せん然るときは民間の姦は自ら絶え、公家の利は倍せんと右大臣宣す請に依れ左京職もこれに准せよとあり

(享祿本類聚三代格) (藤戸田とは一戸盡く死亡したる者の口分田を云ふ其の田は皆公儀に返上すべきものなり、半地子とは地子の半價を云ふ)

班田の絶て行れざりしこと天長五年より茲に至る四十六年と有り而れども此の年に班田を行ひたるにはあらず次下に元慶二年三月十五日の勅

詔に載す

(五十七代) 關成天皇元慶三年己亥太政官符に曰はく神、寺、王、臣諸家の莊并に開地を請ふ諸人をして堤防を修理せしむべき事右は河内の國

の解を得るに備はく太政官去る天長三年の符を案するに中納言良峯安世が奏狀に備はく門一は往年の間堤防浸決し邑居漏没し良田久しく荒れ農
夫業を失ひしに今堤防漸く修りて水に定り地脈新に分れて百姓蔽ひ黜す若しこれ意に任せて其の耕作を聽さば富強の者利を専らにして貧弱の者
得ること少からん望み請ふ地を得ることは數に隨て多少の法を定め各々堤防を事とせざれば公に還さしめんと中納言清原夏野宣す勅を奉るに奏
に依れとあり國司符旨を遵行すべし而るを符格條に載せず茲に因て國宰意て勤めず頑民棄て顧みず堤防害へり望み請ふ新に符を下し神寺王
臣諸家の莊并に開地を請はん類(かき)は富家の人民等彼の分法に隨て毎年修理を加へしめん若し拒捍の輩あらば天長元年の符に依て溝池を修せ
ざる農人に准て杖八十に決し修理を勤めしめん又位階に馮て此の制に違はん徒は同く先符に依て其の田を還收せん但し福宜、祝等に至ては見任
を解却せん謹で官職を請ふと右大臣宣す請に依れ(類聚三代格)

(五十九代) 中興天皇寛平八年丙辰太政官符す鴨河の邊東西の水陸田二十二町百九十五歩を耕作するを許すべき事右は開山城の國民若使左
中興平季長が奏狀に備はく愛宕の郡司の解を得るに錦部郷の百姓等が愁狀に前件の田は是已等が口分なり事は國籍に具はれり貞觀十三年符を下
して機の東西の田を禁制せらるること有り件の口分は己に天長年中より領し來たること稍々乏しく堤の爲めに害なし仍て國司禁遏を加へず而る
を寛平五年檢非違使が宣旨ありと稱して耕作を許さず其の耕營する所の獲稻は防河所に勘收す爾後開墾することを得ず望み請ふ使裁して耕作を
許されんと云へり伏て貞觀の符を檢するに曰はく公田を除くの外は皆悉く禁遏して復た營ましむることなし縱令公田と雖へども堤の爲めに害を
爲すべきものは復た耕作せしむること莫れとあり寛平の宣旨には一切に禁止して獲稻を勘納せよと云へり官符、宣旨、事議兩端なり未だ一に從
ふことを知らず加以ならす既に調、庸を賣て口分を抑へ止む百姓の愁(こ)へ寤(こ)に恤むべきあり望み請ふ使と國司と共に實檢を加へて堤の爲めに
害あるものは別に勅して言上し特に其の替りを給し水を引て妨げなき者は任(ま)に耕營して其の課調を濟さしめん謹で處分を請ふと云へり大納
言源隆有宣す勅を奉るに請に依れと仍て使と國司と地に隨て勘定するに諸家并に百姓の墾田は多く堤の西に在て皆中河の水を用ふる今實檢を加
ふるに墾田を墾すべし何となれば件等の田は堤の西の中河の水を以てこれを灌漑す堤防の害を爲すべからず又開墾(かき)と百姓の口分と交錯せり
縦ひ耕さずと雖へども放牧の地と爲すべからず但し三條路以南に荒廢の私田五六町ありて曾て百姓の口分なし然らば即ち件の田當に放牧類を致
すべしと云へり中納言源道眞宣す勅を奉るに奏に依れ(類聚三代格) (勘納とは校勘(せう)て取り上るを云ふ、使裁してとは問民若使裁判して
と云ふなり放牧とは牛馬を放ち養ひ置く地を云ふ放牧の類ひを致すべしとは三條路以南の地は放牧に便せる地なるを以て其處に私田あれば放牧
の妨げなるを云ふ中河とは賀茂川と桂川との中央を流るゝか故に中河と云ふ又京極川とも云ふ)

同年太政官符す藤原實家百餘に補代て田地、實財を奉給するを禁斷すべき事右は開山城國民若使季長が奏狀に備はく諸郡司の解狀を得
るに藤原、藤宮及び王臣家が或は百姓の戸田を争ひ或は浮浪の財物を奪ひ國宰に據らず郡司に牒すること無く部内に闖入して遽に相壓略し専ら
威權を據にし理非を辨せず田圃は斯に因て荒廢し財産はこれが爲めに空く竭く望み請ふ裁許して停止せられんと伏て案内を檢するに訴訟は皆下

第四章 水と土地に関する政史的研究 第二節 法制田制に関する慣習事例の要旨 四一五

より始むと云へり若し越訴あるときは法に科條を設けたり今愚昧の百姓此の理を悟らず吾人は甲宮に囑請して威に乗り前人は乙家に囑託して以て勢を挟む國郡の官司禁止するに力なし望み請ふ今日より以後財物、田宅、を相争ふ輩勢を王臣に假て國郡に由らざるものは土浪に限らず蔭贖を論ぜず杖一百に決し争ふ所の物は皆悉く没官し諸院、諸宮、王臣家が許容せば別當并に家司は違勅の罪を科せん此の如くするときは窮民は再び蘇り勢家の害を弭めん謹て勅(シ)して申聞す伏て處分を請ふと大納言源能有宜す勅を奉るに請に依れ諸國も此に准せよ(類聚三代格) (戸田とは田宅と云ふか如し、告人とは原告者を云ひ前人とは被告者を云ふ、甲宮乙家とは甲乙を以て前後の次第を示したるなり假令ば田宅の事に付きて被告人が皇族に囑請するを甲と云ひ前人が權臣に囑託するを乙と云ふか如し)

(六十代) 醍醐天皇延喜二年三月太政官符勅旨開田并に諸院諸宮及び五位以上の者が百姓の田地、會宅を買ひ取り開地荒地を占め請ふことを停止すべき事右は案内を檢するに頃年勅旨開田并に諸國に在り空閑、荒廢の地を占むと雖も是れ黎元産業の便りを奪へり加之ならず新たに庄家を立て多く苛法を施し課賣尤も繁く威脅耐へ難し又百姓は課役を遁れんが爲めに動々もすれば京師に赴て好て豪家に屬し或は田地を以て詐りて寄進と稱し或は舍宅を以て巧に賣與と號し遂に使を請ひ牒を取て封を加へ勝を立つ國吏矯飭の計を知ると雖へども而れども權貴の勢ひを懼りて口を钳(シ)みて舌を巻ぎ敢て禁制せず茲に因て出舉の日事を權門に託して正税を請はず收納の時數を私宅に蓄へて官倉に運ばず賦税の濟し難き斯に由らざるは莫し加之ならず賂遺に費す所の田地は遂に豪家の庄と爲る奸構の損する所民烟長く農桑の地を失ひ終に身を容るゝに處なくして還て他境に流充す素するに去る天平神護元年の格に曰はく天下の諸人競て墾田を爲し勢力の家は百姓を驅使し貧窮の民は離散せずと云ふこと無し今より以後一切に禁斷すと又寶龜三年の格に曰はく諸人墾田は任々に開墾せしむ但し執を假りて百姓を苦しむる者は嚴に禁制すべしと又弘仁三年の格に曰はく諸國司朝憲に率かはらず専ら私を求めて蠶革すること無く或は佗人の名を假りて墾田を受け買ひ或は言を王臣に託して競て腹地を占む民の業を失ふこと此に由らざるは宜しく重て下知して嚴に禁制を加ふべしと又天長元年の格に曰はく常の荒田あらば百姓耕作して一身の間其の耕食を聽す此に因て勢家耕作することを得ずと云へり件等の格を案するに開地を請ひ開て荒田を耕食することは只々百姓の爲めに獨り其の文を立てたり高貴に至りては嚴制重疊せり而れば諸院諸官が憲法を懼り競て國郡の官を占め請ふことを爲し専ら墾墾を催すに似たりと雖へども其の輸税の力役を勞れ國內の農業を防ぐ八埤の地限りあり百王の運窮まり無し若し限り有るの壤を削り常に運に奉るときは則ち後代の百姓得て耕すべけんや宜しく當代以後は勅旨開田皆悉く停止し民をして耕作せしむべし其の寺社百姓の田地は各々公驗に任せ本主に還與せよ且つ夫百姓が田地舍宅を以て權貴に賣寄する者は蔭贖を論ぜず杖六十に決す若し符旨に乘違し囑を受けて買ひ取り並に開地荒田を請ひ占むる家あらば國司具に料主並に署際の人及び使者の名を録して早速に言上すべし論するに違勅を以てして曾て寬宥せず判許の吏は見任を解却す但し從來相傳へて庄家と爲て券契分明にして國務に防げ無きは此の限りに在らず仍て官符到る後ち百日の内辨行し具狀して言上すべし(本朝文粹)(使を請ひとは院宮等の使者を請ふを云ふ、農を取て養を加へとは固より院宮等の封戸にあらざる百姓が院宮の隱狀を取て封戸の民

と稱する封を加ふと云ふなり、考を立つとは榜示を立つるを云ふ榜示は牌(シ)に其の領など書きつけて國司の手をつくべからざるやうに示すなり矯飾とは朝制を矯め偽り傍るを云ふ、賦役の濟し難きとは百姓が正税を請はざる故に國司が出舉の利息を得ず又秋の收納の時には獲稻を私宅のみ運び入て官倉に運ぶ意なき故に國司が租税を取立かねて此濟をなしがたきを云ふ、賂遺に費す所の田地は遂に豪家の庄となるとは百姓が院宮等へ取り入れん爲めに賂賂に遺(シ)る所の田地は遂に院宮等の庄の領田となるを云ふ領田は後世に所謂の知行所なり、輸税の力役を勞するとは院宮が威權を以て百姓を無功錢にて使用するを云ふ、八埤とは海内の地の際りあるを云ふ、百王とは百代の帝王を云ふ此にては歴世(シ)無き御世(シ)を云ふ、本主とは所有主を云ふ、料主とは受理したるものを云ふ、判許云々とは不正の事を取り上て判し許したるを云ふ券契分明とは庄園の由來なる券契を云ふ)

(六十代) 醍醐天皇延喜五年又制す凡そ西海道の管内の諸國は當土の百姓にあらざるよりは墾田を賣買し及び田地を占關することを得ざれ(民部氏)又制す廢地は用に中らずも開て田となすを得ざれ、又制す私田に公水を用ゐば公田とせよ但し水鏡にして妨げなき處は私田となすを聽せ又制す凡そ公私の運米は五斗を俵と爲し仍て三俵を用て駄と爲す自余の雜物も亦此に準じ其の遠路の國は斟量してこれを減す(雜式)

(七十一代) 後三條天皇延久四年壬子九月斗升の法は長保の例を據用すべきの由しを下知す(扶桑畧記、古事記)

長保は一條天皇の年號にして凡そ七十余年前なり

(八十七代) 四條天皇仁治二年辛丑四月幕府制す田地を以て博士の請と爲るの事は件の所に於ては召放つ可し(東鑑)

(百四代) 後奈良天皇天文廿三年甲寅田晴信制して云はく年期を定め田畠は拾年を限り數錢を以て請取も可し彼の主貧困に依り費用なきに於ては滿拾年を加へ相待つ可し其の期を過ぎば買人の心に任す可し自余年期の積らば右に准す可し(信玄家法) (數錢とは保證として向後の分を即今出すを云ふ)

又曰はく百好(シ)田あらば數十年を經ると雖へども地頭の見聞に任せ之を改む可し然るに百姓申す旨有らば對決に及び尚ほ以て不分明ならば實檢使を遣はし之を定む可し若し地頭に非分あらば其の過怠有る可し(信玄家法)

(百五代) 正觀町天皇永祿元年、又云はく田畠等を賣入借狀の事は先狀を用ゐる可し然りと雖へども謀書謀判に至ては罪謀判に至ては罪科に處す可し(信玄家法)

(百六代) 後醍醐天皇天正十九年辛卯豐臣秀吉制令を出して曰はく在所の百姓は田畠を打捨て商に或は賣着等に出るものは其着は申すに及ばず地下中堀成敗たるべし并に奉公も仕らず田畠も作らざるものは代官給人堅く相改め措くべからず若し其の沙汰なきに於ては給人の過は其の在所を召上らるべし同町人百姓が隠し置くに於ては其の一郷一町の曲事たるべし(武徳編年集成)代官とは其の地方の地頭の代理官、給人とは俵給を

賜りて地方を管理するものにて代官と同じ
慶長二年丁酉長曾我部元親制して云はく公領名田訴訟停止の事付たり買地判形前德政出ては右同斷判形之れ無き地は奉公の忠に依るべし(長曾我部元親百ヶ條)

公領の名田とは長曾我部領内の名田を云ふ其の所謂開墾領地者の名田を有する者は課役を免するを例としたれば名田を云ひ立て、訴訟するを是に至て停止するなり買地判形前とは他より買取りたる田地等に付きて此の改制以前の事は受理せぬを云ふ改制はこゝ長慶二年の改制なり制令書に名判をする故に判形と云ふ買地の事は次下に委しく云ふべし

德政とは貸借等の事すべて棄捐すと云ふ制令出づるを云ふ故に德政出でたる時は其の以前の事は受理せざるなり、判形之れ無き地とは證書なく買ひたる地を云ふ證書無き地は訴訟起るとも受理せぬのが常の事なれども忠勤の者には受理することあるべしと云ふなり

又云はく買地の事は永代證書たりと雖ども本米十俵相當なれば本物たるべし又歴然永地たりと雖ども證書之れ無きは本物たるべし本物たりと雖へども證書之れ無きは年毛たるべし右は先規より相定むるなり一俵分に一反の借狀を爲すとも三年の作過ぎは本米返辨に及ばず本主に返付すべし又永地又本物共買主絶えば本主へ相付すべし十ヶ年より内召直さば買主に右買地を返すべし十ヶ年過ぎは沙汰に及ばず買主に知行すべき事并に借物已下も同前たるべきなり又賣主相絶えば永地本物年毛とも悉く判前の外は直ちに召上ぐべし(長曾我部元親百ヶ條)

又云はく國中村々名分の散田荒田の事在所の庄屋へ荒さる様勸課すべし但し料簡無ければ奉行中途相理り修理を加ふ右の旨油斷致し荒るゝに於ては其の在所庄屋作人の買物として立替ふべし(長曾我部元親百ヶ條)

名分の散田とは名田の散在せるを云ふ、庄屋とは一莊内の諸事を受理する者を云ふ、料簡無ければとは分別に能はざるを云ふ

又云はく新林、年荒開、新開、墾田の事は上開を遂げ下知を以て之を開く可し内々聞き隠し置く事は堅く停止の事又段米は其の年より則ち運上すべし又次年より有様(相當)の買物は運上す可し何れも公領なり(長曾我部元親百ヶ條)新林とは新植の林、年荒開とは久しき荒田を再墾すること又曰はく墾田の事如何様にも檢地帳次第たるべし雙方共に言上を遂げ沙汰分明の上非なる者には過怠として五貫文之を出す可し但し雙方が申分を開き分けざるに於ては論所の地を召上ぐ可し(長曾我部元親百ヶ條)

本道の幅は六尺五寸間にて二間たるべし同道の事在山里浦々共庄屋より堅く申付けべし若し道悪しき時は其の地の百姓より料錢一貫文庄屋たるもの取集め奉行中へ相渡す可し(長曾我部元親百ヶ條)

(百八代) 明正天皇、荒地少しも之れなき様分拓き田地に致すべく精を入れ拓けば褒賞を遣はすべく其の上所により三年五年七年の内作り取りにすべし又曰はく買物少しも未進なく霜月限り皆済すべし、ムザと飯酒となすものは成敗すべし酒買ひたべ間敷又朝寝なしまじく云云

(百十三代) 中御門天皇享保九年甲辰幕府の御解書に曰はく在り用水掛引井路(カクニキ)の備川中に井垣を立て水を引つけたる所垣の仕方より川

下の井水入の不足にも構はず手前勝手宜き様にのみせし故に争論に及び或は兩方に井口之あれば片方の井口付替の時雙方申合せず一方の自由に任せ仕替へる故に出訴する類之あり自今右體の儀雙方相對に致し普請の節は立合ひ障りなき様に致すべし若し滞る儀之ある歟又は不法の事をなす時は其節より十二ヶ月を限り之を訴ふるに於ては裁許あるべし右期月を過ぎ出訴するものは取上ざるべし(憲法部類) (掛引井路とは用水の爲め大川より支流を分ち田に水を掛引する水路を云ふ井垣とは用水を留め置く所を云ふ所謂堰埭ササヅなり)

(百十四代) 櫻町天皇寛保二年用水、悪水並に新田、新墾、川除等の訴訟は諸國村々用水、悪水、並に新田、新堤川除等他領に掛り合ふ訴訟は御料は御代官私領は領主の家來呼出し雙方障りなき様熟談致し相済ますべき旨を云ひ聞け訴狀相渡し其の上相済ざる段雙方役人申出なば其の子細を糺し取上げ吟味すべし(享保五年元文五年極寛保百ヶ條)論所地改めは双方立會御國繪圖に依り檢使すべし

田畑山林等訴訟繪圖書付等にて分け難き地所を改めずしては相決せざるに於ては伺に及ばず最寄の御代官手代差遣し地所を改むべし(追加享保七年極寛保百ヶ條)

又曰はく論所見分繪圖に書載する品々は論所の町歩反別は勿論證據に引きたる諸帳簿證文の文言の内其の事の員數等書出すべく繪圖面にて極る儀は右繪圖入用の處のみ小繪圖を制し差出すべし(享保十一年極寛保百ヶ條)

又曰はく官倉の繪圖國郡の境の山を雙方より之を書載す雙方共證據なきに於ては論所中央を境となすべし(官中秘策、公事訴訟取捌)

又曰はく川附寄の事大小にて自然と川瀬違ひ高外の新田地又は見取場小物成場秣野原地等の無高の地所は附寄次第なり

又曰はく永小作並數十年の預け來る地面謂れなく取上る事之を禁す但し二十年を永小作と云ふ(官中秘策、公事訴訟取捌)

堤井堰用水論の項に曰く私領にて新田新堤取立るは雙方地頭相對の上付障り無き様に申合せべき旨を談す願取上ざる子細之ありて済し難き儀は格別なり(同上)

又曰く用水掛引水路の儀川中へ堤を立て水を引き分くるの處堰の仕形に依り川下へ井水不足にも構はず手前勝手之良き様而已仕なす故争論に及び或は兩類に井口之れ有る場所片類の井口不替に付雙方申合せず一方の自由にまかせ仕替たる故出訴に及ぶの類之れ有る右體の儀雙方相對に致し修繕する節は立合障なき様に致すべし若し滞る儀之れ有るか又は不法の事これあれば其の節より十二ヶ月限り之を訴ふるに於ては裁判之あり右の期月過て出訴するに於ては取上げ無し(官中秘策)

又曰く御料私領組合普請の内私領分計り自普請願出るに於ては之を免れず(官中秘策公事訴訟取捌)、又曰く當時用水引かずと雖へども古來より組合離るる事を禁じ往還橋普請組合新規に命ずる例之れ有り(同上)、又曰く用水人足諸色組合總高割にすべし(官中秘策)、又曰く用水は苗代反別の多少に應じ刻割たるべし水門の寸尺を立て一組の時水代を出さずと雖へども他領へ分るに於ては新規に之を出す(同上)又曰く用水論は容易に取上げず雙方の役人立合滞り無き様に之を済さし十二ヶ月を過ぎ訴出るに於ては沙汰に及ばず畑成用水に障るに於ては之を禁す(同上)又

曰く新田新堤雙方役人立會障り無きに於ては之を取り立つ(官中秘策)、又曰く用水引來る證據無しと雖へども溜井廻りに其の村の田地取廻し之あり地内池先たる上は田高に應じ新規にも用水之を引く(同上)

賈田畑論の項に曰はく小作滞り且つ日限にも相濟まざれば小作身代限り諸道具残らず相渡に田畑は小作金の多少に應じ年數を限り金主方に渡させ年數を過ぎて小作人に之を返さしむ小作人所持の田畑實地に入れ置ば田畑持たざる者同前に諸道具は残らず渡させ家屋敷は渡させず(公事訴訟取捌)

(百十六代) 後醍醐天皇安永六年丁酉五月幕府より命じて曰はく近來村々の者共耕作を等閑になし却て困窮等の儀を申し立て奉公蒙に出で所持の田畑を荒し置くもの多くありと聞くと不埒の至りなり以來村高と人別を割合ひ何人迄は奉公に出るも殘人數にて耕作は勿論村方の差支之れ無きや否や村役人之を相糺し實に據(コソド)なき子細にて奉公に出度旨相願ふ者之あらば右割合の人數までは村役人之を承認し年季を限り奉公に出る様になるすべし若し村方の差支も願み奉公に出で所持の田畑を荒す等の儀之あらば當人は勿論村役人共越度たるべし(徳川政務秘録の内)

(百十八代) 光格天皇天明四年甲辰八月幕府御代官に令して曰く近年用水の不足を申立て田へ畑毛を仕付くる類多く御取毛減ずる趣なるも今後享保二十年糺しの通木綿、紅花、麻藍、烟草、瓜等を作りたる分は田方上手通になし畑の方宜しき場所畑方上毛並に粟稗作は田方上毛の半毛とす(百十九代) 仁孝天皇天保八年十二月米價を始め總て高直にて人民の難儀少からざれば向後諸色とも備れ無くして高直に賣買すること莫し天保十一年庚子七月諸國の新田畑のことは享保安永の度命令の趣もこれ有る處諸國の川筋違々押し埋み水行き悪しく成るに付自今以後御領私領に限らず川通りの附寄洲を新開に取り立つる義は申すに及ばず眞實等植に出すべからず追々植え立たる場所疇り拂ひ此の上附洲成らざる様に心掛くべし但し私領の内若し田畑川欠くに成りたる分は前後村方の差し障りもこれ無くば取り掛るべき場所は御勘定所へ問ひ合せ差し圖を得べし成り難きことこれ有る節は検査の者差遣はし尙ほ又相觸るゝ間だ彌々以て違失無き様に致すべし(續泰平年表)

第二、田積の要旨

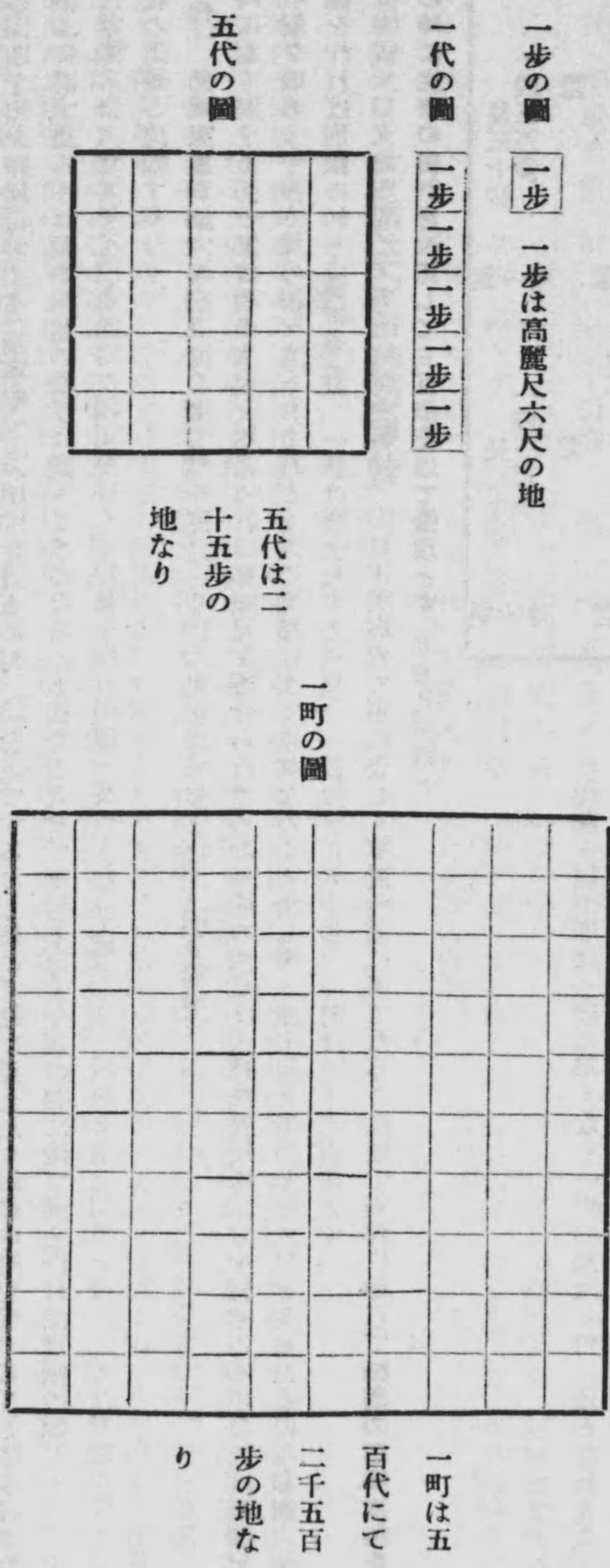
一、概説

田積は田圃の區劃を立て町段を定むる事にして既に神代に起れり然ども其の稱する所唯面積の廣きを長田と云ひ狭きを狭田と云ふのみ其の後代(シ)を以て稱する制起れり而して後に町、段、等の制起れり

天昭大神か稻種子を得て始めて御田(ミ)を開きたまふ號して狭田(ササ)、長田(ナガ)と云ふ(神代紀)
(十三代) 成務天皇の御宇彦坐(ヒコイ)の命の後裔某に輕(カ)の田三十千代(シ)を賜ひて姓を輕我孫(カヒコ)とす(姓氏紀) (輕の地は大和にあり三十千代は即ち三萬代なり代又項(シ)とあるはいづれも同じ因て按ずるに太古は代と云ふことに面積の制はなかりしを此の時に至て定むる事は起りしならん

又按ずるに代(シ)の制は本邦の創意なるが當時海外の人歸化するもの多く事物爲に開けたれば代(シ)も亦外邦の制なるが但し本邦の一代の面積は支那の一項(クワ)の制には當らざるなり

代(シ)は占有(シ)にて占有して相當の物を養育する處を云ふ假令は稻苗を養成する處を苗代と云ひ樹木を養成する處を山代と云ふに同じ一步の地は高麗尺にて方六尺の地なり五歩を以て一代と爲す高麗尺は唐大尺の一尺二寸に當り唐大尺は今の度の九寸八分に當る然れば高麗尺の一尺は今の度の一尺一寸七分八厘に當るべし
後世に傳ふる所の一代は上古の一代の制なるべし然らば成務天皇の御宇に稱する所の一代も其の面積同じかるべし、拾益抄田籍部に七十二歩を十代とし五十代を一段とすると見え令抄に俗に二段を謂て百代と云ふと見えたり今其の制に従て圖を作れば左の如し



十六代仁德天皇十四年丙戌河内の國の郊原を開墾して四萬余頃(シ)を得たり(仁德紀) (四萬余頃(シ)は即ち四萬余代(シ)なること既に云へるが如し是より後田幾頃(シ)と云へること往々見えたり皆志呂(シ)と訓むべし)

二十二代清寧天皇の御宇星川(カシ)の皇子反して誅せらる河内國の三野(ミヤ)縣主小根(サネ)が星川の皇子に與せしかば其の罪甚だ重かりしを小根が草香部吉士慶彦(シヤカベノキ)に因て生を祈る慶彦乃ち大伴(オホトモ)大速室屋(オホハヤシム)に啓す室屋因て刑類に入れず小根大に喜びて難波の來目(キメ)の邑の大井戸(オホイ)の田四十町を室屋におくる(清寧紀) (田地を計るに町(マ)を以てすること始めて此に見えたり田積に町を稱することは本邦の制にして支那に倣ふに非ず恐らくは清寧天皇の御宇に起りしものならん五代を百合せて一町と爲す今其の制に従て圖を作れば別紙の如し) 三十六代孝德天皇大化元年乙巳東國等の國司を任して戶籍を作り田畝を授へしむ(孝德紀) (戶籍を造り田畝を授ふことは戶籍を作りて人口を計り所在の田畝と比較するなり)

(四十三代) 元明天皇和銅六年癸丑度を制し地を度(ハカ)るに六尺を以て歩と爲す(田令集解)

是の時に當て制する所の度は唐の大尺を用ゐられて高麗尺を廢せられたるなり唐の大尺は大略高麗尺の二寸を減せるものなれば高麗尺の一步五尺の制を改めて一步六尺の制を立られたれども其の面積に至ては異なること無し唯一步五尺と云ひしを六尺と改めたるのみ和銅六年の制に従て圖を作れば別紙の如し(別紙略)註 一步は唐大尺の方六尺、一段は三百六十歩、一町は三千六百歩とす

百六代後陽成天皇文祿四年乙未秀吉宮部善祥坊、山口正廣經界の事に委しく算勘の道に秀でたるに依て兩將に命じて諸國の田圃邊路を檢地せしめ是の時に從來の田制を改正して三百歩を以て壹段とす(地方凡例錄)



従前一段の地は一段二畝となり一町の地は一町二段となれること圖を案して知るべし
一步の積は方六尺なること銅の制に同じ然れども尺度制漸訛長し又六尺五寸つきを同るし故に田積余剩ありしを此の時には六尺三寸半に約めたり慶長以後に至りては又もとの方六尺歩になれり

(百十九代) 仁孝天皇弘化元年甲辰春水戸藩に於て經界を正す(烈公行實)

水戸の藩祖徳川頼房均田の政を行ふ以來二百年經界紊亂田疇所を易へ富者は税軽く貧者は税重く兼並業舊流弊尤も甚し藩主徳川齊昭深く之を憂ひ諸臣と熟議し國に就き乃ち掌繩者を置く每部各八人を偶となし吏民從事乃ち繩索を以て田畝を丈量し其の廣狹長短を度り地味の善惡肥瘠を辨す郡奉行會計役と之等の賦法を定めたり

二、歴代の要目

十三代 成務天皇	三十千代を賜ふ	渡す(人口と比較す)	百六代 後陽成天皇	檢地、檢地條目、田制を改正す	
十六代 仁德天皇	四萬餘頃(マ)代(マ)新田を得(河内國)	長三十歩廣十二歩を段とす	百十二代 東山天皇	檢地條目を定む、位付(水旱掛の良否)	
二十二代 清寧天皇	町(マ)を以て田地を計り五代を百合せて一町とす	四十代 天武天皇	五十萬頃没海となる		
三十六代 孝德天皇	戶籍を作り田畝を	四十一代 持統天皇	町段を定む	百十三代 中御門天皇	新地檢地條目を定む
		四十三代 元明天皇	六尺を以て歩と爲す	百十九代 仁孝天皇	水戸藩經界を正す
		六十代 醍醐天皇	六尺を歩と爲す		

第三、田類の要旨

一、概説

天地の初發伊邪那岐、伊邪那美の二神斯の民を生みしは君主に奉仕せしめんが爲めなり。故に民は君主の民にて其の耕す處の田は君主の田なり人民因て自ら御民と稱し又於保美多加羅とも稱す。大御田族の義なり。君主篤く神祇を祭らんとすれば爲めに田を別て神田と稱し民を課して之を佃らしむ。是を美登志呂の田と云ふ、省略して美登志呂とも云ふ。是れ田を別けて稱す略にする始めなり。崇神天皇に至て田を神祇に供し給ふこと多し。爾來神祇に供するのみならず、天皇の御爲めとして別くるものあり、皇后は皇妃、皇子、皇孫の爲めに別くるものあり官省の爲めに別くるものあり、佛寺の爲めに別くるものありて其の迹一ならず此の部は田を別て大を異にする類を掲ぐ。

天照大御神が大國主の神に詔して曰はく汝は天の日隅宮に住むべし、其の宮を造る制は柱は高く太く板は廣く厚くせん又、汝に供する田を佃らしめん(神代紀一書) (天日隅宮は出雲なり瓊々杵の尊降臨したまふに及て大國主神大八州國を遊る天照大御神が大國主神の皇命に乗かざるを賞しこれを祭らんが爲めに田を定めたまふなり。)

(三十六代) 孝德天皇改新の詔の三に曰はく初めて墾田收授の法を造る(孝德紀) (墾田の收授の法とは民庶一般に田を授け其民死すれば收む

る法を用ふ但し男女毎に田何段を班授するにや明文傳はらず然れども必ず其の制を立てたまひしなるべし文に法を造るとあるを見れば法を立てたまひしとは知られたり

同年詔して曰はく口分田を拾ふには其の百姓の家に近接せる田あらば必ず近きを先にせよ(孝德紀) (口分田とは一人分の田を云ふ一人に何段を給ひしにや詳かならざることは既に云へるが如し恐らくは史の脱文ならん)

又詔して曰はく官司の處々の屯田、及び吉備の島皇祖母の處々の貸(イラ)の稻(イ)を罷めて其の臣田を以て群臣及び伴造等に班を賜ふ(孝德紀) (吉備の島の皇祖母は皇極天皇の御母を云ふ官司の爲めに嘗て處々に設け置きし屯田又皇極天皇の御母の御料とせし所の貸稻を罷めて更に群臣及び伴造等に班賜ふなり吉備(イ)の島(シ)の皇祖母(マ)は吉備姫(キ)とも吉備(キ)の島姫(シ)とも云ひて茅(マ)王の姫にして皇極天皇の御母なれば天皇が御母の爲めに屯田の稻を民に貸して其の利稻を獻せしめて今は御母も薨じたまへれば其の稻を貸すことを罷めんと云ふなり)

(四十四代) 元正天皇養老七年大政官奏す頃者百姓多田地窄狭なり望請ふ天下に勸課して田疇を開かん、新に池溝を造り開墾を營む者あれば多少に限り給て三世に傳へしめ若し舊溝池にしたがはば其の一身に給はんと奏可す(元正紀)

(四十八代) 稱徳天皇天平神護元年乙巳勅す今開く墾田は天平十五年の格に據るに自今以後任(一)に私財と爲し三世一身を論ずる事無く咸悉く永年取ること莫かれと是れに由て天下の諸人競て墾田を爲し勢力の家は百姓を雇役し貧窮の百姓は自存するに暇ある無し自今以後一切に禁に禁斷して加墾せしむること勿れ但し寺は先來定れる地開墾の次(イ)は禁する限にあらざ又當土の百姓一二町は亦之を許すべし(稱徳紀) (天平十五年の格出で、より天下の諸人競て墾田を事としたれば公田は自ら荒蕪し減少して私田のみ多くなれり後世の人民土地を所有し私産と爲すことは此に權興す朝廷公田のこれが爲めに減少するを患へ親王以下庶人に至るまで前格を守らしめて開墾地は制限の外は悉に開くことを禁じたり寺は先來定(マ)れる地の開墾の次は禁する限に非らずとあるに據れば寺の開墾地の制限も既にありし事知られたり然して寺の開墾することは寛典に従へり百姓の開墾も亦然り)

(四十九代) 光仁天皇寶龜三年壬子勅して天平神護元年前墾を除く外天下田を開くことを禁斷せしかど是に至て改め此の制を停む(光仁紀) (天平神護元年に田を新に開くことを禁斷せしを八年を経て是に至す其の制を停め任(一)に開墾せしむるなり)

(五十二代) 嵯峨天皇弘仁十年開墾の地を以て墾人に賜ふべき事右は空閑の地自今以後實申(イ)す輩に賜て地主に同じくせん若し地を授くる人二年開かずば改て他人に賜ひ遂に開墾の人を以て永く地主とせん事は天平十五年の勅に依れ(法曹至要抄)

十一年庚子圖を留て田籍を離くべき事右は民部省の解を得るに格に云はく天平十四年天平勝寶七歲寶龜四年延曆五年の四度の圖籍をば皆檢と爲すと云へり公式令に云はく文案は詔、勅、及び婚田市估等の案此の如き類は常に留めよ以外は年別に簡ひ檢(イ)して三年一たび除き具に事目を録して記を爲(イ)り其の年限を爲すべき者は事を量て留め納め上限滿たば准へて除けと云へり今諸國の田籍を檢(イ)するに偏に戸頭の姓名と口

分の町段とを註して一班の後必しも相同じからず但し圖は公私有あり永く存して見るべし望み請ふ内外の田圖は悉く置て此校に擬(イ)て備へ畿内の田籍は證年を除く外は一班を経る毎に例として除き棄てよ但し其の庫内に先(イ)の墾田の籍あらば簡ひ留めん又七道の諸國籍を進(イ)りて圖を進らざること有り自今以後諸國に下知して籍を停めて圖を進らしめんと云へり大納言藤原冬嗣宣す勅を奉るに請に依れ(政事要畧) (文案とは文書の稿(イ)を云ふ詔、勅とは諭言を云ふ但し臨時の大事をば詔と云ふ尋常の小事をば勅と云ふ婚とは五位以上の妻妾の名帳を云ふ田とは田籍及び田圖を云ふ市估とは田地を市估する券を云ふ)

二、歷代の要旨

十一代 垂仁天皇	品運部、子代則ち御名代を定む(民と田とを皇子に賜ふ)		
十二代 景行天皇	武部の民を諸國に定む	四十四代 元正天皇	墾田三世一身の制、口分田を定む
十四代 仲哀天皇	神田を定む(神功皇后接政の時新羅征伐の爲)	四十五代 聖武天皇	班田司、位田、功田、賜田、墾田、力歸田等を定む(一品に八〇町從一位に七四丁從四位に二〇町從五位に八町女は三分の一)
十六代 仁德天皇	御名代(皇后及王の爲に民と田を別けて御名代を定める)	四十六代 孝謙天皇	射田、學田、射騎田、戒本田を定む
三十六代 孝德天皇	寺田、子代の民、屯倉及臣、連、伴、造國、造村首の有てる部曲の民等を罷む、班田收授の法を定め口分田を班ち屯田を罷む	四十七代 淳仁天皇	隱沒田、田を校ふ、口田を賜ふ(口分田)
四十代 天武天皇	神稅(天神地祇に寄附せる神田の租額なり三分の一を供神し三分の二を神主に賜ふ)	四十八代 稱徳天皇	墾田は公田を荒す私田を加ふる勿れ
四十一代 持統天皇	水田三町を賜ふ(船瀬沙門汰鏡に與ふ)	四十九代 光仁天皇	新開田の解禁
四十二代 文武天皇	易田(口分田は男は二反、女は三分の一を減ず、五年以下に賜はざれ、易田とは地味不良にて隔年耕作するもの、二反の代りに四段賜ふ)	五十代 植武天皇	京畿の奴隸に口分田を給はす、雑色田、勸學田、屯田、牧田、公麻田、職寫田、賑救田
		五十一代 平城天皇	數旨田、左右馬寮田、恂、獨田、閑地を賜ふ、田圖、公營田を定む
		五十三代 淳和天皇	荒田の處置(百姓耕食せば六年の後徴租す)旨田を定む
		五十四代 仁明天皇	國造田を定む
		五十六代 清和天皇	地子田を定む、口分を分ち民を安んず

五十七代 陽成天皇 校班の政(班田校正の行政)班田授口帳、位祿 田の概算、班田の特例、前司浪人 健兒田、關田を制す

六十代 醍醐天皇 見口の數に依りて口分田を授く、雜田、無主 六十一代 朱雀天皇 不堪田(開墾の事を官符す(五畿七道)) 七十七代 後白河天皇 加納田、公田、名田の押領等を停止す

采女田、國造田、臂力婦女田、賜田、唐人田、 八十二代 後鳥羽天皇 間田(頼朝出羽國地檢に付定む) 俘因田、口益田、關郡司識田、宮田、放生田、 百十二代 東山天皇 禁裏宮家御料公卿藏米(を定む)

第三節 開墾水利並勸農に關する慣習實例の要旨

第一、概説

夫れ國は民を以て本となし民は食を以て天と爲す政は民を養ふにあり故に農を勸め食を足し以て其の生を厚うし其用を利する事は本朝自古以來の典範なり抑天祖天照大御神皇孫天津彦彦火瓊杵尊に勅して水陸の種子を頒ち給ひ天ノ邑君を定め斯民をして専ら農桑の業に就かしむるの基を肇め爾來歷朝の天皇咸能く丕緒を紹述し給ひて農民を勸むるの善政ありし事は典籍昭々たり時に隆替ありと云へども元來朝廷の大典大禮より年中の行事農桑に原因せざるもの少なし是を以て之を觀れば勸農は本朝國政の重事たる知るべきなり

天照大御神月讀尊に詔玉はく人は物を食て生く朕大八洲の國に保食神ありて食物を保てりと聞く汝就て之を候よと尊因て保食神の許に到るに保食神が首を廻らして國に嚮へば飯口より出て海に嚮へば魚類口より出で山に嚮へば獸類口より出づ其の出でたる所の物を以て尊に饗す尊其の口より出たるを以て穢たりと爲し大に怒て保食神を斬る大御神が尊の殘忍の所爲を惡て相見たまはず尊因て夜見國に就たまへり大御神は天熊人をして往て看せしむるに保食神實に己に死せり其の神の體に牛、馬、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆、及蠶生れり天熊人これを取りて進獻す大御神甚だ喜びたまひて曰はく是の物は蒼生の食て活く可き者なりと乃ち粟、稗、麥、豆をて陸田種子と爲し稻を以て水田種子と爲す是に於て五穀、牛、馬、蠶あり既にして大御神は天邑君を定め其の稻種子を天狹田及び長田に播こし給ひしに其の秋に至り垂瀨八握莫々然甚だ快し又口に繭を含て絲を抽くことを得たり乃ち天ノ御杵の命をして織神服司となし天ノ八千々姫命を織女となす天ノ八千々姫命は桑葉を天の香山に殖えて蠶を養ひ其絲を以て神衣を織りて供進す是に於て始めて農桑の業あり(神代記、一書、神宮雜例集、神名祕書)

(傳て云ふ但馬の國養父郡養父市場村宮の谷なる養父神社は祭神倉稻の魂にして其の攝社の中に一社は天熊人なりト因て人民養蠶の豐饒ならんことを祈る倉稻魂とは食物を幸ひたまふ神の稱にして保食神と云ふに同じ一束は手一束なり垂瀨八握莫々然とは稻の彌束稻に實のりて撓めるにて穗の長き狀を云ふ瑞穂國の名は此より起れり農桑の業は共に保食神の恩頼より起りて其の源は一なり故に後世に至りても農家之を併せ營めり)

天照大神が高皇產靈尊と議天津彦彦火瓊杵尊を以て千五百秋瑞穂國の主と定めたまひ尊に詔して曰はく我が天國の稻穂を以て汝が食に供すべしと既にして尊夫降りて日向の高千穂宮に在せり(神代記、同一書、古事記)

(千五百秋瑞穂の國とは千萬世に互て稻の能く熟する國と云ふ義にて其の國は即ち大八洲の國なり又葦原中國とも號せり天照大御神の詔は即ち稻を以て皇孫の供御と定めたまへるなり)

第二、歷代中の要旨

(四十四代) 元正天皇養老三年己未七月按察使事條を訪察する事農桑を勸課すれば國皇(天)に家給(る)本を教し未を棄て情に農桑を務めしむべし若し田疇修まらば耕織廢業す右百姓前件の善惡の狀迹有らば狀に隨つて舉罰し狀を錄して具さに通聞せよ(類聚三代格)

五年辛酉天下の諸國をして力田の人を擧げしむ(元正紀) (力田とは殊に耕作を勉強する者を云ふ)

六年壬戌太政官奏して曰はく食の本たることは是れ民の天とする所なり時に隨て策を設くるは治國の要政なり望み請ふ農を勸め穀を積みて以つてこ水旱に備へん仍つて所司に倭て人夫を差發し膏腴の地に於て夏田一百万町を開墾し其の役を限ること十日にして便ち其の糧食を給はん須る所の調度は官物を以て之を借さん秋收より後に即ち造り備へしめん若し國郡司詐て逗留して會て開墾せざる者有らば並に解却し恩赦を經と雖も免す限にあらず如し部内の百姓荒野閑地に能く功力を加へて雜穀を收穫すること三千石以上には勳六等を賜はん一千石以上には身を終るまで使ふること勿からしめん是に八位以上を帯びたるものは勳一轉を加へん酬賞の後稽避して營ますば位記を追奪して各々本色に還さんと奏可す(元正紀)

(五十二代) 嵯峨天皇弘仁二年辛卯勅す野を占め田を開く徒(か)が國に就き地を請ふ日(せ)、町段を顯さず遠く四至を包ぬ公を損し民を妨ぐるこ此れより甚しきは莫し自今以後宜しく町段を勘へ四至に依ること勿かるべし又陸奥、出羽の兩國は土地曠

遠にして民稀少なり百姓浪人便に隨つて開墾するに國司巡檢し隨て即ち公に收む是を以て人民散走し靜心あること無し兩國の
開田は公驗なしと雖へも收公するを得ざるべし(嵯峨紀) (遠く四至を包ぬとは四至を曠遠に包ね有つを云ふ假令ば東は某
の山を限り西は某の川を限りとして土地を廣く占有するなり、公驗とは公儀の券文を云ふ茲にては地券書を云ふ收公とは公儀
へ取り上ぐるを云ふ)

同年十月太政官符す百姓の墾田を收むべからざる事右は大納言藤原國人の奏狀に稱はく陸奥出羽兩國の體たる北方の藩屏にし
て勢邊要に居り人物是に須つ今聞く百姓土人浪人便に隨て田を墾る國司巡檢して皆悉く公に收む黎庶嗷々隅に向ふこと且つ多
し臣商量するに他の利は人の和に如かず百姓離心せば何ぞ邊隅を守らん望請ふ國の開田は公驗なしと雖特に聽許を蒙り又天平
十五年の格に依て任に私財となして永年取ること莫く飼の魚を集め賞の上に士を勸め過を安じ侮を禦き利を見て跡を留めしめ
んとす(類集三代格)

(五十四代) 仁明天皇承知九年壬戌勅す此者春雨降ること少くして草を枯すこと月に多し百姓耕を輟めて播種すること能はず
宜しく弘仁九年四月の格に準じて王臣の田を問はず水ある所には任に百姓をして耕作せしめ種を降し遷し種うる後は各々其
の主は歸せ神寺の田は宜しく此に準ずべし又水を漑き田を養ふことは賤を先にし貴を後にす但し時を權るなり例となすこと
を得ざれ(類集三代格)水有る處には任に百姓をして耕作せしめ種を降し遷し種うる後は各々其の主は歸せとは水有る田を苗
代として種子を降し其の苗を遷し殖て後は其の主は歸せと云ふなり

十年癸亥下野國那須郡の大領外從六位下勳七等、文部益野(ハシラ)が農田を勸課すること一千五百七十一丁戸口を増益すること
二千四十一人なり國司奏與して借外從五位とす(仁明紀) (借とは假りに授くる位を云ふ唐制に倣ふなり)

(百九代) 後光明天皇慶安二年己丑幕府よりの觸書に曰はく耕作に精を入れ田畑の植様同じく拵林に念を入れ草生へざる様に
仕るべし草を能く取り節々作の間へ蹶入を仕候得ば作も能く出來取實も多しあるに付田畑の境に大豆小豆なご植え少々たりと
も仕るべき事又曰く朝起きを致し朝草を刈り晝は田畑耕作に掛り晚には繩をなひ依をあみ何にても夫々の仕事油断なく仕るべ
き事又里方の屋敷の廻りに竹木を植下葉なりとも取り薪を買はぬ様に仕るべき事又曰く萬種物秋初に念を入れ擇候て能き種
を置申べく候惡き種を蒔けば作毛あしく候事又曰く正月十一日前に毎年歌の先きをかけ鎌もて打直し能く切れる様に仕るべし
惡しき歌にては田畑起し候に果敢むゆき候はず鎌も切れ兼ね候へば同然の事又曰く百姓は肥灰調へ置候儀專一に候間雪隠廣く

作り雨降の時分水入れざる様仕るべし夫に付き夫婦掛向ひの者にて馬をも持つ事ならず肥溜申儀ならざる者は庭の内に三尺
に二間程に堀り候て其の中へ掃溜め又は道の芝草をけづり入れせよなごの水を流し入れ作り肥を致し耕作へ入れ申すべき事又
曰はく何卒致し牛馬の能きを持ち候様に仕るべし能き牛馬程肥を多く踏むものに候身上ならざる者は是非に及ばず先づ斯くの
如く心掛申すべく候並に春中牛馬に飼候ものを秋さき支度仕るべく候田畑へ刈しきなりとも其の外何肥なりとも能く入れ候へ
ば作り取實之あり候事又曰はく屋敷の庭を奇麗に致し南向を受べし是は稻麥をこき大豆を打ち雜穀を拵候時庭惡しく候へば
土砂交り候て賣候事も直段安く殊の外失墜になり候事又曰はく作の功者なる人に聞き其の田畑の相應したる種を蒔候様に毎年
心掛け申すべき事しつみに作り候て能きものあり又しつみにを嫌ふ作もあり作に念入れ候へば下田も上田の作毛になり候
事又曰はく所にはよるべく候へも麥田になるべき所をば少しなりとも見立申すべく候以來はれんれん麥田に成候へば百姓の
爲め大きな徳分にて一郷麥田を仕立候へば隣郷も其の心付之れあるものに候(慶安御觸書)

(百十三代) 中御門天皇享保十一年 同年幕府の御觸書に曰はく惡水を滯らせず田に水を引くは在方の肝要なるに要水川、用
水堀小溝等迄流はす刺へ雙方より窄め或は竹木を蔓延さす事之れ有る由相聞え本年より以後は年々三四月の内隣郷申し合せ
村限り堀り流へ竹木伐り拂ひ水草は根とも堀り又は度々刈捨つべし土砂埋り多く堀を窄むる所は二三年内漸々に己前の通り
立つべし若し堀流へを爲さざる村方之れなり隣村の障りとなる事あらば堀流へせし村方より其の旨訴へ出づべし吟味の上急度
處置すべし又水上の村惡水堀之れ有る處水下の村に惡水堀潰す處之れ有る由なり以前の通り堀り立つべし關東筋料分は御代官
私領は領主、地頭並に寺社方支配限り在々へ入念申すべし(憲法部類)

(百十五代) 桃園天皇 寬延六年 同年肥後の國守細川越中寺重賢の壁書に曰はく農は國家の大本なり歳時農桑を勸課し租稅
を正しくし力田孝悌を勸め風俗を勵し本業を敦くし遊手を戒め地利を興し徭役を均しくし饑窮寡孤獨を賑恤し蓄積を厚くし
水旱に備へ水利を導修し農器を貯へ民を導くに善を以つてし其の奸惡を糺し訴訟は留滞すべからず(肥後政府壁書介壽筆叢)

(百十七代) 後桃園天皇 安永元年壬辰三月上杉治憲は米澤城の西遠山村の内四段餘の田地を以て御小納戸開作場と名づけて
籍田の禮を行ひ早朝先づ御堂及び春日向子の兩社へ參詣し直に開作場へ到り手から鎌を取て三祓す執政官及び農官は禮服にて
相結め九拔より夫々次第を以て増拔せり初め米澤の他勢四境皆數重の山にて包みたるにより米の他邦に出すべき便りなければ
自ら米價賤く情農の風俗をなし田地の價も賤く惡しき田の如きは金錢を添へて讓れども貰ふ人なきに至る治憲之を嘆じ遂に此

の禮を以つて耕作の重んずべきを民に教ふ此より力田漸く進む(鷹山公偉續録) (古の禮に王耕は被班三之とは天子は一祇故一等を下り諸候の禮を以て三祇す祇は發なり)

同年米澤の領内漆樹衰耗して十九萬本に減せり(鷹山公偉續録)

第三、歴代の要目

- (一代) 神武天皇 天宮命が穀麻を殖うる事を弘む(東國に赴き好き麻の生ずる國を總の國、よき穀の生ずる所を結城といふ)
- (十六代) 仁徳天皇 課役を除き民苦を息む(三年間殿舎破れ雨滴も厭はせられず) 輕賦薄斂布德施惠(天皇夙起夜寢、吊死問疾養孤孀) 開墾(天皇筑紫の田部を播磨に遣して開墾せしむ)
- (十七代) 應神天皇 史を諸國に遣はして下情を達せしむ(大和石の上に溝を堀る)
- (二十一代) 雄略天皇 天皇農事を勸む、秦民を諸國に遷して織業を弘む
- (二十六代) 繼體天皇 天皇農桑の業を勸む、(詔して曰く朕聞く男耕さざれば天下飢を受く女績まざれば天下寒ゆと故に歴世の天皇躬ら耕して農桑を勸め皇妃親ら蠶して桑序を勉めたり百寮有司朕が懷を知らしめよ) 驕を戒む
- (二十九代) 欽明天皇 麥種を百濟王に賜ふ
- (三十三代) 推古天皇 禮を民に教ふ(十二年甲子皇太子厩戸が憲法十七條を作る其の四條に群卿百寮禮を以て本と爲す民を治むるの本は禮に在り云々、第十六條に民を使ふに時を以てす多月は閑あり民を使ふべし春より秋に至りては農桑の時なり云々)
- (三十六代) 孝徳天皇 勸農(詔して曰く四方の國農作の月に當ては早く田を營むことを務めよ農民には美物と酒とを喫はしむべからず云々)
- (四十一代) 持統天皇 桑、苧、梨、栗、蕪、菁を勸め殖して五穀を助けしむ
- (四十二代) 文武天皇 大寶令(異寶異木金玉銀採色雜物ある所を知りて國用に供するに堪へば太政官に奏聞せよ) 官人に田給を給ふ(官人が田を耕して收納する爲に官の休暇を賜ふ、兩番即ち組合を立て、官の所務を欠くなかれ云々)
- (四十三代) 元明天皇 民に絲綿布を儲けて産業を助けしむ(衣食足る時は共に禮節を知り身貧窮に苦むとき競て好を爲す調庸の外に十五歳以上六十五以下の者は絲斤綿二斤布六段を儲て以て産業を資け苦乏せしむることなからしめよ) 出羽國始て蠶を養ふ
- (四十四代) 元正天皇 勸農の要を述べ、麥粟を兼種せしむ、農桑を勸む、力田を擧ぐ、開墾を奨め、種子、布、織を賜ふ、麥を殖えしむ
- (四十五代) 聖武天皇田租を免す(今秋大に稔る慶敷を共にせんと詔す) 穀鹽を賜ふ(京邑の六位以下より庶民に至るまで孝子、順孫、義夫節婦、力田の人を上聞せしむ)

(四十八代) 稱徳天皇 農桑を勸め褒賞を加へんと勅す(頻年登らざるは人事の怠慢なりと)、植民(陸奥桃生伊治二城成に土沃ゆ地利に就くものは願に任せん)

(四十九代) 光仁天皇 堰溝を修む(伊勢度會郡に於て)、冗員を省き農桑を勸む(今官多く事殷にして饑食せるもの多し一歳不稔菜色官用を節するに如かず)、尙武勸農に力む

(五十代) 桓武天皇 田に水ある所は百姓に任せて播種せしめ、農の時を失ふなかれ、出舉稻五分の利を減じて三分とす、天笠人綿種を賞す、綿種を諸國に殖えしむ

(五十一代) 平城天皇 灌溉を重んじ栗林と蓮池を制す桑、漆を催植せしむ

(五十二代) 嵯峨天皇 開墾の制、公種を給す、青麥を刈ることを聽す、賑給の制限、茶を獻す、大小麥を課す、力田を褒賜す

(五十三代) 淳和天皇 新羅人に田を賜ふ、水車を作り農桑に資す、皇后農事の風を觀る

(五十四代) 仁明天皇 農桑を勸課す、農桑を勸種す、黍、稷、稗、麥、大小豆等を播種せしむ、水田を陸田に變ずるを禁ず、勸課、公益を賞す、乾稻器、灌溉法、特行を褒擧す

(五十五代) 文徳天皇 農桑を勸督す、政績を賞す(凡そ田を治めて勸諭なる時は畝に二三斗を益し反之損亦同じ一畝の田一戸を養ふべし)

(五十六代) 清和天皇 力田に位を授く、耕田の禮を觀覽に供す、耕田を覽たまふ、閑地を賜ふ

(六十代) 醍醐天皇 力田者を檢録す(制して曰く凡天下の百姓農桑を勸めて雜穀を貯積し云々夫婦和順の者各聲を開き年紀姓名を記せよ)

(六十一代) 朱雀天皇 不堪佃田を開墾せしむ(田あり治むべきものは公力を以て營種して其の護るものは官の倉庫に納めよ即ち廢田なく倉廩自ら充てん)

(七十代) 後冷泉天皇 桑を殖しむ、天皇東面に御し麥圃田苗を覽たまふ(庚平記)

(七十五代) 樂徳天皇 種田の式(種女二十人赤き水干に紺の帷、黄の裳、檜笠を着て御前に立つて竝び種う)農時を奪ふ勿れ

(八十二代) 後鳥羽天皇 田植唱歌(頼朝の女の山際の前庭にて奏曲す)浪人を招き開墾せしむ(頼朝清重に命す)農料を遣はす(種子其の他を奥州和賀、部賞、秋田郡へ下す)茶種(建久二年榮西禪師宋より歸り茶種を筑前脊振山に植ゆ)新田開作(頼家の命する所)、荒野開墾(武藏の開田を命す)廣元之を奉行す)

(八十六代) 新堀河天皇 荒野開墾(武藏太田庄の開田を泰時命す)

(八十七代) 四條天皇 水田開墾(武藏國小机郷鳥山等の荒野開墾の事を大夫尉泰綱に命す)

(百一代) 後花園天皇 會津の漆蠶(會津の城主盛信は領内の漆蠶共に時の相場にて購入す)

(百六代) 後陽成天皇 米澤の漆(米澤の城主蒲生飛騨守氏郷領内に命じて漆植を植ふしむ)(鷹山公偉績録)

(百七代) 後水尾天皇 漆樹増殖

(百九代) 後光明天皇 農桑の心得(幕府より觸書に曰く耕作精を入れ、草生へざるやう、作間鋤入、田畑の境に大小豆を植えよ云々種の改良肥潤麥田耕馬獎勵に力めたり)

(百十代) 後西院天皇 漆の制、農家の心得(漆桑楮茶等の植樹と大和柿、密柑の接木を勧め、男子十六になれば田地十六代(一代六歩)を與へ十六以下は細なはせ、娘十歳より十六歳迄は女職子供に書算を習はせ能者出来れば取立申すべく木棉畑草等散田に作れ凡て百姓は早手廻せよ)

(百十二代) 東山天皇 琉球甘藷を薩摩に贈る甘藷栽培の始と傳へらる(種子島休左衛門之を栽培す)

(百十三代) 中御門天皇 清人生參參實等を献す、甘蔗を尋ぬ、水利に力む、蔗苗を移植砂糖を試製す、朝鮮人參、甘藷を移植す(江戸小石川養生所百七十坪へ薯種八十一を植へ五千六百餘を得青木文藏主任となり下總千葉郡馬加及山邊郡不動堂村へ移植す)

(百十四代) 櫻町天皇 製糖法を求む、熊本藩の植樹上總甘藷を植て二石七斗を得幕府より白銀一枚を賞せらる

(百十五代) 桃園天皇 福岡藩の植樹、永富鳳等製糖法を弘む、細川越中守重賢の壁書、甘蔗培植(武藏國)、製參館(人參製造)、熊本藩製糖

(百十六代) 後櫻町天皇 人參座、京麻(カラムシ)の栽培獎勵、海表寄洲へ稻植付獎勵し反別書付御取箇方へ差出すべし

(百十七代) 後桃園天皇 米澤藩の郷村勸方心得書、蕪田の禮、祓は土を發す也、地方試察の條々、栗漆楮、切添地を改む、立木を改む、隈に竹を栽り、荒地に蕎麥菜種を植う、上杉治憲の治績、國産役所を開設して漆桑楮百萬本を普植す、漆の役木を定め其の實を公税とす(役木二十六萬余本實五千八百俵米澤藩)、桑楮の二本に漆共本を植ふるものに二十文を賜ふ、杉林を獎勵し、雜蕪を用ひ蛭藻を除く(田地の除草法と又地味を肥沃化する爲)陸稻(安永七年幕府より早損地に試作せしむ)、製糖所白糖の製法を傳習す

(百十八代) 光格天皇 青虫驅除方(夜間畔に火を燒き毒を流し鯨油を滴注し石灰を風上より撒布し之か爲田地しまれば竹葉を食ふこと)荒地起返(奥州常陸下野下總の地荒地多し入念耕地せしむ)、開墾嶽下農具代作夫食を給す、肥後藩臣堀勝名の治績を賞す、物價論を著し(松平越中守山内幸内の上書を取り参考して評論せしむ將軍吉宗之を賞す)、麥作を獎勵す(植付獎勵休閑督勵)、粟麥稗蕎麥の獎勵水神の獎勵(洪水に強し)出水後荒所に雜穀を作る、米澤藩漆樹の制度、桑楮柿の樹苗を頒つ、勸農金(植民の經費を設け新百姓を作ること)、上杉治憲蠶桑の業を再興す桑苗を作る、蝦夷開拓(御勘定吟味後三橋氏等以下八十七人を遣はす)、代官早川八郎左衛門の成績、和歌山藩の甘蔗、西洋麥種を頒つ、熊本の製糖所、鼓讀の糖業、函館近郷開墾(田器を貸し金を與へ一年田百四十町白田二十町年々増田す)、熊本製糖、米澤夏蠶春蠶、和歌山藩蠶桑を獎勵す、貸銀寬恕(貸下)

(百十九代) 仁孝天皇 多額の綿を産す、水戸の藩主徳川齊修の家老を大城に召し常陸の政治は農に務む本を固くす諸國に式とらしめんと

(百二十代) 孝明天皇 藥園を渡島に開き且松杉桑楮を植う、蝦夷開拓、牛馬飼養を始め産業を勸む、蠶、漆、楮、茶を獎勵す、蠶絲蠶紙共改印なきもの一切賣買を禁す

第四節 林政及植樹に關する慣習實例の要旨

第一、概説

山は産なり、山の木を林と云ふ、木材は民生日用缺くべからざるものなり。蓋し太古の世伊邪那岐、伊邪那美の二神が木の神久々能智の神を生み、次に山の神大山津見神を生む。久々能智の神は始めて樹木を成し大山津見の神は樹木を繁茂せしめたり。而して未だ杉、檜、楸、楠及び菓木に至ては無かりしに、素戔嗚尊人民を利せんと欲して杉、檜、楸、楠を成し又人民の食ふべき菓木の種子を成してこれを全國に播種したまへり。是に於て始めて山林あり、尊の子孫も亦功德を山林に施し、かば用材、菓木乏しきこと無きに至れり。木材は家屋、船楫を營むに緊用なるを以て農民必ず田圃と樹林とを兼ね有てり。此の部は其の要なるものを掲ぐ。

素戔嗚尊韓地に到りし時金銀あるを見て以爲らく、之を本邦に致して民を利せんには船無くばあるべからずと、乃ち杉、檜、楸、楠等を化成し其の用るべきを定て曰はく杉と楠とは船材に楸は宮材に楸は棺材に用るべしと又人民の食ふべき菓木の種子を播種し以て食用に供したまへり。其の子五十猛神が、天國より降る時に樹種子を齎らして韓地に下りき。然れども此には播さずして大八洲國を巡り筑紫より始めて全國に播種せしかば枯山皆青山と成り民皆其の恩顧を蒙る故に稱して有功の神と云ふ(神代紀一書)

太古の世人民の居住せしことの概略を云はゞ木を以て構造せし家屋を上等とし穴を穿ちて居るを下等とす。木を以て建築せし家宅にして牀を高く作れるを殿と云ふ。是皇族及び貴族の宅なり。然して皇族、貴族と雖へども、寢に就くには或は石窟土窟を營造してこれに臥すことあり、神武天皇の皇子手研耳の命の片丘の大窰の中に臥し、が如き即ち是なり。民庶の殊に微賤なる者は唯石窟、土窟のみを設けて夜は入て臥し、晝は出て耕耘し又山海に入て食物を求むるを業として事足れりとす。是民庶の微賤なる者は別に家屋を營まざる所以なり。木國は紀伊の國なり。

第二、歴代の要目

- (十五代) 應神天皇 山守部を定め林野を掌す
- (二十三代) 顯宗天皇 山部連の姓を賜ふ
- (四十代) 天武天皇 蕪蕪を取るを禁す
- (四十二代) 文武天皇 王公諸臣が山澤を占むるを禁す、植林の制限(家宅の邊許す)
- (四十三代) 元明天皇 守山戸、山の伐木を禁す
- (五十代) 桓武天皇 山川藪澤の利は公私之を共にす、寺井に王民百姓の山野藪澤等を公に收入す、山藪の制は公私之を共にす
- (五十一代) 平城天皇 栗林、漆菓、山河海島濱野林原、桑漆を催植す
- (五十二代) 嵯峨天皇 樗を殖え獻せしむ、禁伐、禁伐林を制す
- (五十六代) 清和天皇 材木の短狹を禁す
- (五十七代) 陽成天皇 伐損を禁す
- (五十九代) 宇多天皇 諸寺の材を採る山の四至と稱して百姓を勘ふるを停止す、山林を諸寺に寄するは修理の材料を採用する爲めなり、桑漆を催植す
- (六十代) 醍醐天皇 諸院諸宮王臣家が山川藪澤を占むるを禁す、驛路に菓樹を植う
- (八十七代) 四條天皇 柳を植しむ
- (八十九代) 後深草天皇 材木の寸尺を定む
- (百四代) 後奈良天皇 山入祭の日時を定む
- (百五代) 正親町天皇 材木産地を護す
- (百六代) 後陽成天皇 植樹伐木の制を定む
- (百八代) 明天皇 鹿兒島の植樹奨勵す
- (百九代) 後光明天皇 杉、檜、柏、楠、松の六木、野火の警戒に力む
- (百十一代) 元元天皇 會津の植樹、津輕の植林、木曾の山林を風割し犁耕を制す
- (百十三代) 中御門天皇 藪錢林錢、漆茶桑
- (百十四代) 緒は土地相應に位付せよ
- (百十四代) 櫻町天皇 林制(新畑禁止)
- (百十五代) 桃園天皇 行樹、出雲高濱の植林(道路の欠減を補ひ行樹を補植す)
- (百十六代) 後櫻町天皇 栗松を増殖せしむ
- (百十七代) 後桃園天皇 植樹の令植付木札
- (百十八代) 光格天皇 出羽大泉西濱の山林
- 概苗増殖、出羽酒田防風林、伊勢膳所の植林、肥後益城郡の山林補植林界を正す
- (百十九代) 仁孝天皇 既肥の杉林、出羽能代の防風林、三河北設樂郡の山林、南部盛岡の山林、鹿兒島の樟林實植法發明す
- (百二十代) 孝明天皇 岩國の殖産、加州大聖寺の植林、黒羽の植林及太山之散蓮(植樹法を發明す、林政を改良す)
- (百二十一代) 今上天皇 良木を選び残し用木せよと令す

第五節 遺蹟習俗と地所に關する要旨

第一、王朝時代に於ける條里遺蹟の要旨

全國到る處王朝時代の條里區劃と戰國時代の城郭建築がある。之は國史上二大重要事蹟と稱せられてゐる。殊に岡山縣の古

史が其の縮圖を示すといふ定評があるので、同縣史蹟名勝天然記念物調査會は大正四年八月以來十有二年を経て之が調査書を發刊した。委員永山卯三郎氏は陳べて曰く、

「古地の平野に於て方一里即ち六町四方の耕地を一區とし繞らすに大なる畦畔と幅廣き用水路を以てし、更に區内を縦横の直線にて各々六等分し方一町即ち六十間四方の地三十六個を劃し、相界するに畦畔と用水路とを以てし、各區相連り恰も碁局の如く區劃井然として數十里(六町一里)に延亘するを觀望する。實に其の規模の宏大にして秩序の整然たるに驚異を禁する能はざるものがある。是即ち條里の遺址である。而も是が今を距ること一千二百有餘年の過去に於て全國一齊に施行せられたる一種の耕地整理なることに想到する時、吾人は當時に於ける吾人の祖先が、土地田園の上にも斯の如く齊正にして嚴肅、一糸亂れず、雄渾にして魁偉なる國民精神を發揮して遺憾なき國家的記念物に對して今更に嘆美崇高の念を禁する能はざる也」と全く同感である。

今左に其の調査中(一)條里畧説二岡山附近に於ける條里遺址の(一)部を研究者の爲めに抄録することとした。詳細は原本に依るを要する。

一 條里畧説

(一)、班田の法 孝徳天皇大化(今より千二百八十五年前)の改新に方り我が邦固有の慣行に基き、支那、後魏北齊後周及隋唐均田の法を採酌して班田の法を定む。班田の法は大寶令に詳かなるが其の大意は人民に公田を給授するの制にして凡そ人生れて六歳に至れば男子に田二段を給し女子には其の三分の二を給す。班田は六年毎に改めて收授するの例なり、斯く人口に宛て分ち給せらるゝを以て之を口分田と稱す。(内田銀藏博士著我國中古の班田收授法參照)

(二)、田籍と田圖 如此、班田收授を行ふには其郡郷の地圖を必要とす、仍ち國郡の疆界を定め、圖籍を造りて之を政府に獻進せしむ。後又天平勝寶實龜及延曆等の各時代にも諸國の田圖を造られしが、今に存するものは極めて尠なし。扱古、國籍の圖を作るには實地を量り經緯の條を以て土地を縦横に分割したる後、地圖を作る、是即ち所謂土地の條里なり要するに條里の制は大化改新に於ける班田收授の地劃法なり。

(三)、條・里・坪 條里とは經緯の代名詞にして縦を條とすれば横は里なり。地劃の方法は條も里も同じく六町づゝにて區劃せ

ら面積は方六町なり。里を東西に列ねて之を條とす。此の方六町の地を又縱横共に六分すれば、方一町の土地六六、三十六れ、一里の區を得、此の一區を一坪と稱す。又此一坪を十分せるものを一段と云ふ、三百六十歩なり、班田の制、男子生れて六歳に至れば田二段を給すとある、一段即ち是なり、故に一坪は方一町、即六十間四方にして其の面積は三千六百歩なり。

(四) 班田法實施の範圍 孝德天皇大化二年正月朔日改新の四大詔の其三に於て初めて戶籍計帳班田收授の法を造ると云ふこと見え爾來政府は遲滞なく班田の實行に着手せしものゝ如し。其は同八月の詔に田を均しく民に給すべきこと白雉三年班田を行へること持統の朝、班田大夫を四畿内に遣はしたること等に依りて之を徴し得べし。正倉院文書中、大寶二年の筑前國豊前國等の戶籍に既に各戶の受田を明記せることに依て當時既に遠隔なる地方に於ても戶籍の法と相伴ひて口分田班授の事實ありしを知る、但九州の南端、大隅及薩摩の兩國に於ては最初班田を行はず大寶以後も久しき間其の實行を見るに及ばざりしが延暦十九年十二月に至りて百姓の墾田を收め口分に班授したり是實に大寶令の制度以後凡百年のことに係る時恰も京畿に於ては口分田の班給令の規定の如くには行はれず、爲政者の間にも、班田實行の弊習につきて注意せらるゝに至りしにも拘はらず、此兩國に於て始て其の實施を見るに至れるは偶々以て他の諸國に於ても是より以前に全國一般に口分田の制實行せられたるを知るべし。

左に班田收授口分田給與に關する文獻年表を掲ぐ。

文武天皇 大寶二年條。	筑前國、豊前國。	清和天皇 貞觀二年六月廿三日條。	美作國。
聖武天皇 神龜二年七月壬寅條。	志摩國。	陽成天皇 元慶三年五月廿三日條。	備後國。
稱徳天皇 神護景雲元年十二月庚辰條。	阿波國。	陽成天皇 元慶四年三月十六日條。	筑前、肥前、豊後の三國
桓武天皇 延暦五年四月乙亥條。	播磨國。	陽成天皇 元慶五年三月十四日條。	同上。
嵯峨天皇 弘仁八年九月丙申條。	常陸國。	光孝天皇 仁和元年四月十七日條。	遠江國。
淳和天皇 天長元年五月己未條。	常陸國。	光孝天皇 仁和元年十二月廿七日條。	土佐國。
文德仁壽二年條。	筑前國。	光孝天皇 仁和二年十月十四日條。	美濃國。
文德仁壽三年五月廿五日大政官符。	美濃國。		

如斯班田を行ひ人民に五分田を給したることを明記せり。以て近畿を初め志摩、近江、常陸、美濃、播磨、美作、備後、阿

波、土佐、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前等の諸國、即ち關東、中國、四國、九州に於て全國一般に班田の實施せられたるを知るべし。

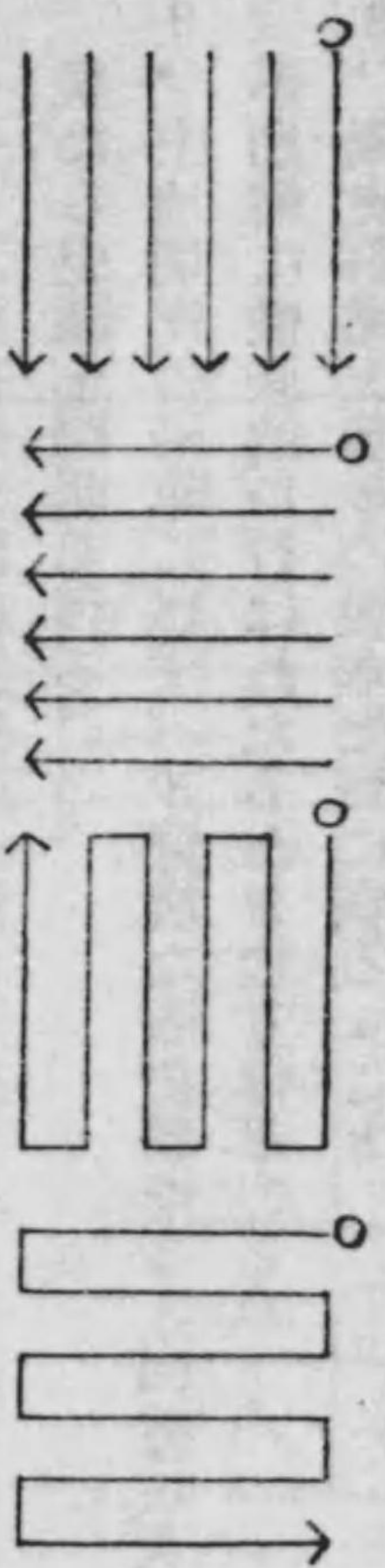
(五) 坪割の計方順序 凡そ、條里に於ける坪割の計へ方の順序は平行式、連續式の二種より成り更に又縱行、橫行の二様に分れ里の四隅を起點とするが故に通じて十六種の原型を有即ち左圖の如し

31	25	19	13	7	1
32	26	20	14	8	2
33	27	21	15	9	3
34	28	22	16	10	4
35	29	23	17	11	5
36	30	24	18	12	6

6	5	4	3	2	1
12	11	10	9	8	7
18	17	16	15	14	13
24	23	22	21	20	19
30	29	28	27	26	25
36	35	34	33	32	31

36	25	24	13	12	1
35	26	23	14	11	2
34	27	22	15	10	3
33	28	21	16	9	4
32	29	20	17	8	5
31	30	19	18	7	6

6	5	4	3	2	1
7	8	9	10	11	12
18	17	16	15	14	13
19	20	21	22	23	24
30	29	28	27	26	25
31	32	33	34	35	36



圖の「一」及「二」は平行式にして「三」及「四」は連續式なり。而して「一」は縱行平行式にして「二」は橫行平行式なり、「三」は縱行連續式にして「四」は橫行連續式なり。

(六) 備考 大化以前、我那に於て開發せられたる田園は恰も大化の

改新と共に六町四方を單位としたる一大耕地整理施され茲に班田收授の根本的地割の制度は確立せられたり之を條里とす。

孝德天皇大化二年春正月甲子朔實正の禮畢り即ち改新の詔を宣らせ給ふ曰く。

(中略) 其三曰、初造戶籍、計帳、班田收授之法、凡五十戶爲里、每里置長一人、掌按檢戶口、課殖農桑、禁察非違、催賦賦役、凡田長三十歩廣十二歩爲一段、十段爲町、段コト租稻二束二、把町コト、租稻二十二束、若山谷阻險、地遠人稀之處ハ、隨便宜置置ケ(下略)(日本書)

田令第九、凡田は長三十歩、廣十二歩ヲを爲段十段ヲを爲町、租稻二束、二把、町ノ租稻、二十二束。凡給口分田者。男二段。女減三分二五年以下は不給其地ニ有寬狹者、從郷土法易田倍、訖具錄町段及四至(令義解)

要之、大化の新政に於て私有の土地人民を收めて之を公地公民とし班田法、口分田、租法を定め其の準據の地割を一定す、即ち條里にして又一種の耕地整理の實行なり。斯くて耕地に條里制、都市に條坊制實行せらる勿論支那の均田都城の制を採配したるものと云へ日本國民固有なる劃一的凡帳面なる性格の表現に外ならず。

斯の如く整然たる條里制を施行せるは政府が土地開墾に對して補助奨励したるの實を窺ふべきと同時に亦開田を整理し隱匿の弊を未然に防止せんとの意なるべし、土地を東西線及南北線に依て正整に分割する制度は北米合衆國に於て大規模且つ徹底的に實行せらる歐洲

に於ても新開地亦然り、所謂 Township 是なり。而して我國奈良朝の昔既に此の制度の熾然たるは實に當代の文化を偲ぶに餘ありと謂ふべし(澤田吾一氏、奈良朝時代民政經濟の數的研究參照)

(七)、條里の遺蹟研究に依て得る利益

- 1、一千二百有年前に於ける古開化を徵すべき最根本的にして貴重なる史蹟を闡明し得ること。
 - 2、土地制度の沿革に徴すべき好箇なる史料なると同時に大化改新が如何に徹底的に行はれたるかを知り得ること。
 - 3、國史研究上幾多の根本史料に觸るゝこと
 - イ、財政上、班田教授法、口分田、租法の根本資料。
 - ロ、經濟上(澤田吾一氏、奈良時代經濟の數的研究參照)。
 - ハ、政治上、同上、民政經濟の數的研究
 - ニ、軍事上、交通上の好資料を供給すること
 - ホ、田制、税制、産業上各種の資料を得ること
 - ハ、内外史の研究に依て我古開化の位置を闡明し得ること(内田銀藏博士の我國古中の班田教授法參照)
 - ト、我が國民性表現の一として秩序統一、整頓、更に進では劃一凡帳面を好愛する特色を表はせること、是やがて我國民的組織に於ける強大なる同化力の基調なることを示す
- 奈良朝時代に於て我が國民性の凡帳面なる方面大に發揮せられたこと特に注意に値す。國郡郷里の地名は嘉字二字に限られたこと。中央京師に條坊を劃したると同時に地方耕地の上に條里を劃したること斯かる大規模なる整理は實に古今東西未曾有のことに屬す、要は秩序整然一糸亂れざること。其の規模の雄大

宏壯なることは是れ條里を通じて看取せらるゝ國民性の二大表現なり。

チ、坪の名の變遷研究に就ては五段田八段田の如き輪租田、不輪租田に就て田制租法の變遷を知るべく、民政上、公領、莊園の外武家領、國正、友長、地頭給等の消長に資すべく宗教史上、神領、寺領、各種の免田の資料。又柳坪、梨坪、梅の坪藤の木石の坪の如きは數字の坪よりも一般人に歡迎せられたる思想上の變遷、黒尾、吳妹、服部、綾部、綾部田、勝部田等に依て民族史上の資料を得何れも貴重なる材料たり。

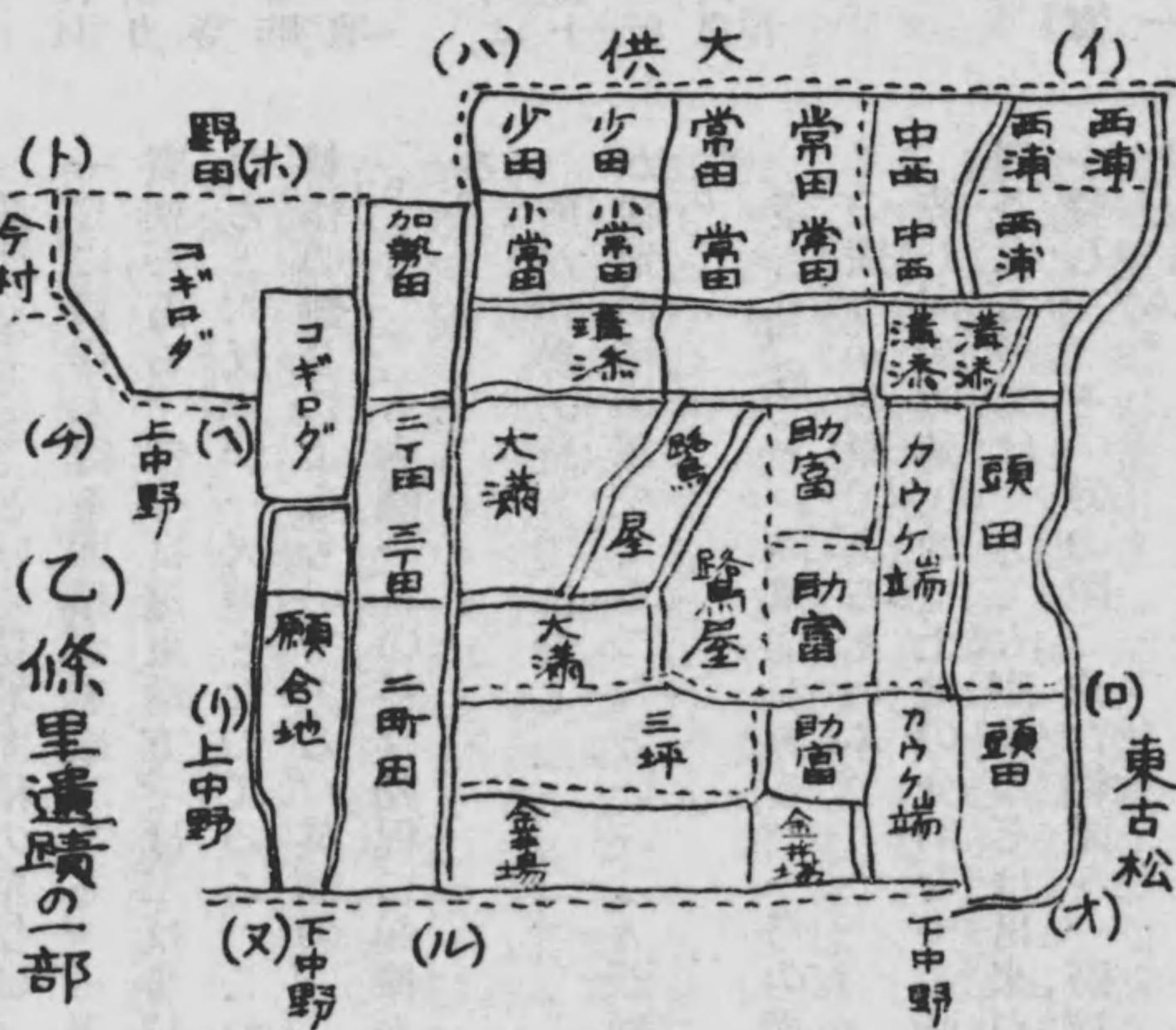
要之中古の條里遺址は上古の古墳、近古の城砦と共に國史上の三大遺蹟として最貴重なる史蹟材料たり。

二 岡山附近に於ける條里遺址

- (一)、位置及區域 旭川以西の岡山市を中心として附近隣接村なる大野、白石、一宮、馬屋下、平津の各村に亘る神懸用水、御野用水、座主川及笹瀬川の灌漑に屬す。
- (二)、略説 石井山、即天平十六年大安寺流記資財帳所載の石木山を圍繞する一圓の平地にして、和名鈔所載、下の諸郷に當る。御野郡御野郷。同郡牧石郷、同郡廣世郷。同郡津島郷。同郡伊福郷。同郡出石村。津高郡津高郷。同郡驛家郷。
- 又藤原氏關白渡領の地たる備前鹿田庄の地も亦此に含む。
- (三)、坪割 岡山附近一帶の條里に於ける坪割は概ね其の「左上隅を起點とする横行連続式」に屬す、只僅に、一二の例外を存するのみ而して方一里、六町四方の區劃中少くも數個以上の坪名を現存する

鹿田村西古松(合六十三町步)舊彌元興寺庄

			(ハ)	(イ)		
			一	二	三	四
			七	八	九	一〇
			三	四	五	六
			一三	一四	一五	一六
(ト)	二	〇	九	八	七	六
(分)	四	五	六	七	八	九
			(マ)	(ル)	(ハ)	(イ)
			一	二	三	四
			七	八	九	一〇
			三	四	五	六
			一三	一四	一五	一六
(ト)	二	〇	九	八	七	六
(分)	四	五	六	七	八	九
			(マ)	(ル)	(ハ)	(イ)
			一	二	三	四
			七	八	九	一〇
			三	四	五	六
			一三	一四	一五	一六
(ト)	二	〇	九	八	七	六
(分)	四	五	六	七	八	九



を以て容易に其の原型を追跡し得べく特に實地に就て之を検すれば其畦畔用水路等の一千百余年の史蹟、歴々眼前に展開せらるること最も興味深きことなりとす。

(四)、福井縣其の他 尙農林省板井技師の調査に依れば全国各地に亘り條里遺蹟の残存するもの多く福井市外に於て越前道守庄の圖あり古代の事蹟歴然たるものがある。夫には百姓口分田、百姓墾田、寺領大領の坪敷を詳記し里町の區劃は所有者の名義を記録してある畦畔水路の迂曲其他地形の状況も察知することが出来るのである、地圖は帝室博物館に在るとの事である。

山城山科郷にて、坊保の制がある一條は四坊より、一坊は十六町より成り、十六坊を保となすと記してある、坊條は市街地にして長十丈巾五丈より成るといふ地圖にて水戸の彰功館にあり、其他越中射水郡にも遺蹟として存し東大寺領地厚木須加野あり何れも孝謙天皇時代の者なりといふ。

第二、土地の習俗と俚諺

一、土地に関する習俗

本邦の耕地面積の單位は「一反歩」である。無論支那から傳へられた語であらうが「歩」といふのは、人間のあるく時の一歩が標準となつたものに違ひない。(後段参照)

一反歩の面積は大體、農夫が一日に耕作し得る面積、また水田であれば、その收穫によつて一人の生活を支へ得る面積で、一家五人とすれば合計五反歩で、昔から貧乏百姓のこと

を「五反百姓」といふのも自家生活丈けの耕作といふので古は一年三百六十日の飯米を一段歩三百六十歩で作るといつた。

滿洲で「天地」といふ耕地面積の單位は、農夫一人馬一頭で一日に耕作し得る面積が起原である。一田地は地方によつて廣狹がある。例へば遼東地方では三反歩位であるが奉天邊になると六反歩が一田地となつてゐる。これは土質の關係から耕作の難易によるものである、英語の「エークル」も獨逸語の「モルゲン」も大體一日の耕作効程に起原を措いてゐるのである。

所が伊勢の地方では昔し「ハカニハカ」といふ風に「ハカ」が耕地面積の單位であつたといふことが何かの本に見えてゐた。

蒙古で「弓」といふ單位がある。一弓の面積は弓を射てとゞくの廣さが起原であるといふ。

若し南米の殖民地で土地の分割をやる時に、未開地の樹木鬱蒼たる所では、とても測量などは出来ぬから、一人が大聲を發して、その聲の聞こゑた範圍を一區域とした時代があつたといふ。

朝鮮では米作地の面積の單位は「斗落」で示す。これは云ふ迄もなく種子一斗を播き付けた面積を指すので、我國でも隱岐あたりでは今でも、この語が残つてゐるといふ。

九州の田舎になると、何とかいふ、堆肥を入れて脊負ふ籠

があつて其籠の一杯の堆肥を施すだけの面積が耕地面積單位の起原をなしてゐる地方がある。

稻田の面積を「何百束」とか「何千刈」とかいふ單位の語は最近まで中國地方の田舎に残つてゐるが、これは昔は随分廣く行はれてゐたやうである。

すつと古い面積の單位に「代」といふのがある。これは後代には一定の面積を指したものとつたが、原始的の意味は、一家が生活し得るだけの面積を意味したのは、彼の獨逸のマルク制度時代の「フーフエ」と同じであつたといふ説がある。

尤も、かゝる意味の語には「株」といふのがある。また「軒前」といふのがある。これは賣買、小作等の場合の單位で、一家が經營し得る、田、畑、山、時としては家を含んだ一セツトを指すのである。だから別に定まつた面積は持つて居らぬ。

中國のある地方では「ジリ」といふ名詞がある。それは「一俵ジリ」の田地といへば小作料一俵を納める田地といふので「ジリ」は恐らく、古代の語「代」の轉化したものであらう。これから見ても、代の意義に関する前の説が當つてゐるやうに思ふ。

地方によつては、今でも「一キレ」「一マス」等の面積單位の名稱がある。

くち地、即ち定期割換制度の慣習のあつた地方では、田地

の一揃を「一札」とか「一組」とか種々の名がある。

土地定期割換の制度は土地制度發達の一過程であつて、我國の神社の祭器の一程たる「おぐし」「繩」などと、この制度との間に何等かの關係はないであらうか、殊に繩は古代に土地測量繩に使用されたと想像もなし得るのである、兎も角土地の分割、クジ取等は、勸銀のクジ引以上に公平でなければならぬため、その仕事の中心を神聖なる神社に置いたのは今日なほその遺風が残されてゐる。

「町」即ち「マチ」といふのも、もとは耕地面積の單位であつたであらう。今でも大町とか小町とかいふ田地の字名が残されてゐるのを見てもわかる。

王朝時代には莊園が一農場として賣買、贈遺、賭博、奮取の一單位となつてゐる。それは耕地ばかりでなく、その一區域を包括したもので、勿論そこに住む動物も建物も、百姓も含んでゐる。當時は百姓は單なる耕地の一附屬物で、「百姓付き田地幾何といふ風に賣買されたのは、今の都會の「地所付賣家」と同様である。

封建時代に百姓が田地持參で顯門に降服しその支配下に生命財産の保護を仰ぐ場合がある。「名田」と稱する「ミヤウ」もこの一種で、その持主を「名主」といひ、名主の大きなのを大名といふ。支那の「帶地投誠」といふ語も、意味はこれと同じである。所謂、歐洲の「コムメンダチウム」である。九州邊の

「名頭」(ミヤウツ)「長名」(オツ名)等も名田の制度から来たもので、薩摩では百姓のことを「名子」(ナゴ)といふ。名子の制度も全国に廣く遺風が残されてゐるが「名」を「ナ」と讀む時と「ミヤウ」と讀む時とあるが、本来の讀み方は「ナ」であらふ。「カキ」といふ地域的區劃名も古い語で、何々垣内「カイチ」といふ地名が方々にある。莊園制度に於ても垣内の名が見られるか。垣内も時「ドイ」と同様に或る圍込の地域を指す。北陸地方では家のウラを「セド」といひ、家の表を「カイト」即ち垣外といふ。薩摩地方の「門」(カド)もまた一區劃の土地を示してゐるが、「カド」は或は「カイト」の轉じたものであるまひか、「門」といふ漢字を「カド」と讀ませるのは或は當つて居らぬかも知れぬ。

土地の區劃を明瞭にすることも、土地所有權の發生によつて、原始人が常に頭を悩ました所である。古代の部落鬭争の主たる原因は境界の争であつた。

境界を保護するには武力によるか神聖力によるかの方法がある。

疆といふ漢字は、支那の昔、土地の境界に盛土をして、その上に弓を立て、この境界を犯すと武力に訴へるぞと示した表象であるといふ。

御幣を立て、繩を張るのは神聖化の一方法で時としては所謂「境の神」をまつりそこを人間がさわつては爵があたると

神聖化せしめたのも一法である。「力石」といつて非常に重い石を置くとか、或は大石又は大木とかがあつて、それにさわると爵があたると傳へてゐるのも境界保護の一方法である。

那須地方にある「境塚」もこの風習から残されたものである。希臘では昔境界を墓場としたといふのも神聖化の一例である。(有元英夫氏参照)

二、朝鮮に於ける火田と火田民の陋習

(一)、火田の陋状と意義 火田は曾ては世界各地に行はれた時代があつたが、今日は文明國又は農事の改良地方には其の跡を見ぬので文化進まぬ國なることを證するに足る。然るに朝鮮にては山野荒廢の主因として識者は痛心し政府も禁令を發したるも弊習の久しき火耕の民が根絶しない。朝鮮の火田總面積は約四十萬町歩に互り火田民は百數十數萬人と謂はれ國有、民有の兩山林に及んでゐる。其の甚しき地方は咸鏡南道平安北道である。

火田とは土地利用の見地より見れば一種の燒畑である。即ち普通の林野に生長せる林木其の他を伐採し又枯死せしめ或は其の儘火を入れその跡地に蕎麥、稗粟等を播種し無肥料にて耕作する。地力減耗せば自然に放棄して他に移動する跡地は放置するか或は植林する未開の作業である。元來日本固有の畑といふも支那の火耕又本邦の畑なる火田より見ても原始

時代には適法の作業と見る外ない。火田民とは火耕して其の跡地は放棄して他に流轉する移住民をいふのである。

(二)、火田整理と對策 火田、火田民の實情以上の如く、その弊害は既に陳べたやうである。故に之に對し適切なる方策を講ずる必要がある。其の對策は現行火田の整理を行ふのと一面之が増加を防遏する對策に外ならぬ。而して整理の方法たるや、農耕適地は之を彼等に供給し解放して其の地に土着永住せしむることが必要である。又火田の増加を防ぐ方法は解放すべき舊火田地又は新設定地の耕作をして其の土地に土着せしむることが其の一つである。之に土地の所有權を與へ農業經營上は勿論教育衛生娛樂其の他一般社會的生活上の指導獎勵を爲すことが必要である。之が爲火田臺帳を作りて他と聯絡ある統制的取締を實行することが肝要である。

北鮮地方の國有林野中には當然之を開墾すべき農耕適地が少くない。從來かゝる土地を徒らに禁封して置いて之を侵された傾があるから寧ろ之を開放して新に開墾植民の計畫を樹つる必要も生ずる。

朝鮮總督府では火田對策に資する爲實地の調査を施行し昭和四年火田調査委員會を設置して審議する所あつたが實現に至らないことを惜むのである。

三、水と土地に関する俚諺

(一)朝雨は女の胸まくり(朝降り出す雨は女の胸まくりと同じく恐る

よに足らず)

- (一)朝露雨夕露(朝露鳴けば雨夕に鳴けば晴)
- (二)朝露は其の日の洪水(朝露の時は雨降るの義にて詩經に在り)
- (三)朝日さす夕日輝く其下に金千雨漆千杯(朝日夕日の照る田畑は地所善きの意)
- (四)朝虹に川渡りすな夕虹傘持つな(諺云朝虹不渡川、晚虹不齊傘。朝霞不出市暮霞走千里是也)
- (五)朝霧空より晴るれば天氣よく地より晴れば雨
- (六)明日は雨人は盜賊(明日の天氣は雨と思ふて準備せよ人は盜人と思ふて警戒せよ)
- (七)畦を行くも田を行くも同じ(大同小異の意)
- (八)頭ふり(田地なくして雇料するものを云ふ加賀の諺)
- (九)油に水の交りたるやう(親しきものゝ中に疎きものゝ離るをいふ君子小人相不容の義)
- (一〇)雨滴水滴石穿とある)
- (一一)雨間の早(上戸の額盆の前と同じく暑きを意味す)
- (一二)雨夜の星(稀少なるの義)
- (一三)雨に沐し風に櫛る(風塵の苦勞をいふ、外の務に従事して怠らざる意)
- (一四)急ぐ鼠は雨に逢ふ(歌に「急がずはぬれまじものを旅人の後より晴るゝ夏の夕立」急いで却て仕損ずるの意)
- (一五)池の端に兒を置く、石を抱いて淵に入る。
- (一六)一樹の蔭一河の流(一樹の蔭に共に憩ひ一河の流を共に汲みて

- (一八) 一兩日和、一石日和(日和の定まらぬを尾張にて一兩日和といふ、筑紫にて一石日和と云ふ。鈍ぶくした天氣を金子の二分二分したといふので(尾張)降ること(如く)降るまいこと(如)の如、如く五斗五斗に通し合せて一石となぞらへての一石日和である)
- (一九) 一波動けば萬波生ず(一匹の馬が狂へば千馬狂ふと同じ俚語に「姑蘇ふる、嫁下女を振る、下女はつるべの繩をふる」の意)
- (二〇) 犬の川端歩き(金錢を持たずして市の店前を直通りするをいふ。切角奔走しても何の得る所なきをいふ)
- (二一) 浮川竹の身(娼妓藝妓の意)
- (二二) 雨後の荀(續々と出る喻)
- (二三) 鰻の頭の水を飲むやう(死にそうで死なぬこと)
- (二四) 卵の刻雨に笠をぬげ(直に晴れるの意)
- (二五) 鵜の眞似する鴨水を呑む(我身の程を知らず人の所爲を倣ひて遂に失敗するをいふ)
- (二六) 海に千年川に千年(老翁にして種々の經驗を積み世故を閱歷し盡して人を誑惑するに巧なものゝ意)
- (二七) 海行かば水づくかばね(萬葉集、大伴家持「海行かば水づく屍山行かば草むすかばね大皇の邊にこそ死なぬ云々」)
- (二八) 魚の水に離れたやう(憑依する所を失ふの意)
- (二九) 魚の目水見えず人目に空見え(己が身上に氣がつかぬ)
- (三〇) 魚は水に棲んで水を濁し鳥は木に棲んで木を枯らす(己れの憑依する所に害を及ぼす)

- (三一) 親の恩と水の恩とは送られぬ(親の恩と水の恩とは何れも報ゆる能はず、鴻大のものとの意)
- (三二) 親の恩は返されても水の恩は返せぬ(人間は親に受くる恩よりも水の恩が猶大なるものよとの義)
- (三三) 親の罰と粉糶雨はあたるが知れぬ(親に不幸すれば罰が何時來るかわからぬ。よく孝行せよ、細雨身に當りて知れずの意)
- (三四) 親の罰と水の罰とは中つたら退かぬ(親と水の恩は何れも實に鴻大なれば粗末にすなとの意)
- (三五) 餓鬼が水見たやうに(懲するの念の切なる意)
- (三六) 餓鬼の目に水見え(何によらず物を探すに心のせくまゝ足下にあるを忘れるなどの意、「六波羅密經」鬼あり食水と名づく飢渴の苦火の如く起りて身を焼く、周章て水を求め得ることなし、浮世の人の足の零や、手向の水を受けてのむの喻あり)
- (三七) 籠で水汲むやう(徒らに勞して功なしの意)
- (三八) 渴に臨みて井を掘る(いくさを見て矢を刺ぐの意)
- (三九) 我田引水(著者は之に反し我田排水を奨励する)
- (四〇) 金槌の川流(頭があがらぬの意又出世せぬの意)
- (四一) 金は山に捨て玉は淵に投ぐ(金銀財貨を視ること土芥の如く至つて潔白なるをいふ。聖賢の詞に叶ふ心の意)
- (四二) 金を水のやうにつかふ(金錢の濫費をいふ)
- (四三) 紙子着て川立(零落の態をいふ)
- (四四) 寒中の雨は親の乳房(寒中雨降るときは温し親の乳房の如しといふ意)
- (四五) 鴨寒ふして水に入る(時に従ひ其の宜しきに處すの意)

- (四六) 蛙の面に水何と言はれても一向に感ぜぬの意)
- (四七) 鎌で水を切る(徒勞に屬するの意)
- (四八) 鳥が水浴びると雨が降る、鳥が水を浴ぶれば隣人が死ぬ、鳥の行水(浴時間短き意)
- (四九) 烏梢頭へ巢くへば其の年洪水あり
- (五〇) 清き水は清き源より流る(荀子原清則流清、原濁則流濁)
- (五一) 下駄を洗ふと雨が降る
- (五二) 濃い中に水をさす(親密なる間柄を疎音ならしむの意)
- (五三) 五七の雨に四つ日照、六八つ風に九は病、(俗に地震の時刻にて天候を下することをいふ、五つ時は午前午後共八時、七つ時は同五時、四つ時は同十時、六つは同六時、八つは同二時、九つ時に同十二時をいふ)
- (五四) 五風十雨の日なみかようて(いつも好都合の意)
- (五五) 酒に酔ふて水に這入る者でなし(酒後水に入ると危険なりの意)
- (五六) 雑魚の魚交り(有力の團體に微力のもの混入したの意)
- (五七) 座頭を川中で釣く(無力なる者を苦しむる義)
- (五八) 山雨來らんとして風樓に滿つ(事ある前に必ず微候あるの意)
- (五九) 他人雞へぬ水入らず(一族親類のみの意)
- (六〇) 朝酒門田を賣つて飲め(門田は最も大切な田で之を賣つても美味な朝酒を含むの意)
- (六一) 天漢に星多き時は其の年雨少し、星少きときは炎旱のしるし、
- (六二) 雨滴は三途の川(門を出づれば死出の旅路と思へよの意)
- (六三) 日没に其色べにの如く紅なるは雨なく風吹く微なり
- (六四) 朝雨に傘要らず(朝雨は後に直ちに晴るゝ)

- (六五) 朝霧雨、夕霧晴(字の如し)、朝虹に川越すな(朝虹のとき川を渡ると歸りには大水となるの意)
- (六六) 飛鳥川の淵瀬(變り易きこと)
- (六七) 雨降つて地固まる(雨後に土地の固まる如く何事か紛擾を極めたる後、却て能く事の治まるをいふ)
- (六八) 牛の水は飲んで乳とし蛇は水を飲んで毒とす(飲む所の水に相違はなければ、牛が飲めば滋養物を出し、蛇が飲めば毒物を出す例へば均しく知を得て一は水を善用し一は之を悪用するが如き類をいふ)
- (六九) 大水に飲み水なし(物多けれども、其用をたす能はざるをいふ)
- (七〇) 大水の後(大水の引きし後に同じ)
- (七一) 大水の出た後(大水の引きし後に同じ)
- (七二) 大水の引きし後(代奕雜抄「世俗の詞」大に騒しかりしあとの驟に、さびしうなりたるを大水の引きしあととなるといふこと「東坡集」若「淹水之歸」擊。無後見一人者、恩田百姓作り取り(往時免租の特典を蒙りし者あり、納税の義務を盡さずして田を耕したり、是より出でたる諺にして報酬することなく、先方の者を取るのみなるにいふ)
- (七三) 渴しても盗泉の水を飲まず(廉直の者は飢渴に瀕しても不正のものを取らずとの義(不義を嫌ふこと)「尸子」孔子過「盗泉」渴矣而不飲「文選」渴不飲「盗泉」之水。熱不飲「惡水」之醜。「説苑」説叢「邑名勝母曾子不入。水名盗泉。孔子不飲。醜其聲也」)
- (七四) 渴に臨みて井を掘る(いくさを見て矢をはぐ)
- (七五) 川越して宿をとれ(旅中に在りては、川を越して宿をとるべし)

- 暴雨等にて川支に逢ふ患を免かるゝやうの用心あるべしとの義)
- (七六)河だちには河ではつる(其能とする所の事の爲に却て身を失ふを云ふ。川だちとは善く水を遊ぶものをいふ。淮南子「夫善游者溺。善者墮。各以其所好反自爲禍。」(裴德錄「五燈會元佛果禪師條」可憐無限弄潮人。畢竟還落潮中死。))
- (七七)蛙の面に水(何と言はれても一向感ずる所なくして平氣なるをいふ。昔燈錄「蛙面水。鹿角蜂。」)
- (七八)昨日の淵は今日の淵(昨日まで深き淵なりし所が、今日は忽然淺き淵と變するが如く、世の有様は榮枯盛衰の免れざるものなりとの義。世の變遷常無き喻。古今集「世の中は、何か常なるあすか川昨日の淵ぞ今日の淵となる。」)
- (七九)けらの水渡り(大なる事を爲す能はざるを云ふ。けら才の解を見るべし)
- (八〇)氷に鑿み水に蠶く(徒に職功を極む共、其功なしとの義なり。(勞して功なきをいふ)氷に向ひ精を凝らして、巧に彫物を爲したり共、氷は忽ち融け易き物なれば、徒に無益の業なるのみ。又水に對して心を碎き、繪圖を書きたり共、水は流體にして、盡くに從ひ、消えゆく者なれば、畢竟徒勞たるに過ぎ、故に喩ふ。「鹽鐵論」殊路篇「内無其質。而外學其文。雖有賢師良友。若蠶脂鑿氷。日損功。」)
- (八一)氷と炭火とはいつしよにならぬ(相合はざること、等類の物に非ずとの義、忠佞並び處るべからざるが如き喩。「楚辭」氷炭不可以相並兮、「彼是不合、謂之參商、爾我相仇、如同氷炭。」)
- (八二)氷に塗げた(踏み留りも、取しまりもなきやうの事にいふ喩)
- (八三)氷は水より出で水より寒し(弟子が師の教を受け、却て師に優るに喩ふ。「荀子」勸學篇「青取於藍而青於藍、氷水爲之而寒於水。」)
- (八四)三界は水の上(世の頼まれざる事、佛教の語より來る。)
- (八五)斧に水(尻からぬけてしまふといふ喩にて、忘れ易き事)
- (八六)猿の水練、魚の木上り(見當違ひの事を爲す喩)
- (八七)水井戸より流出づるを夢みれば吉兆
- (八八)水かけ論、水のかげつこをする
- (八九)水至つて清ければ魚すます(せい水に魚すます)
- (九〇)水入らず(親しく睦まじき者の間柄をいふ)水井戸より湧き出ると夢見れば吉兆(俗説)水かけ論(爭論の何れにも決せず、其理非曲直を斷せずして、放言のまゝに終るをいふ)
- (九一)水鏡を見ると愛嬌が落ちる(俗説。水中を覗かしめざる方便にいふか。高野山に水鏡の井戸あり、これに面を映して若し見えざる時は其年中に死すと云ふ)
- (九二)水甕へ落ちた飯粒のやう(いやに太つたる容貌を云ふ)
- (九三)水臭い(薄情にして冷淡なるをいふ)
- (九四)水三合あれば大海(水は少しく席上に溢すも、非常に多く思ふものなり)
- (九五)水仕奉公(下女の事)
- (九六)水鳥陸に迷ふ(水禽の類は、水中に於て自由に游泳を爲せども陸に在りて自由を失うて迷ふなり。非常に迷うて途方に暮ることにいふ。「毛詩」豳風水鳥。而在原失常處。)
- (九七)水に油の交りたるやう(親しき者の中に疎き者の難るをいふ。)

- 油に水の交りたる様ともいふ。又君子小人互に相容れざる義とす)
- (九九)水に入つて垢落ちず(爲し甲斐のなきことに喩ふ)
- (一〇〇)水に源あり樹に根あり(物皆根源あるをいふ)
- (一〇一)水に流す(從來の感情の行違ひ等を忘却し去ることをいふ。又單に過去のことを全く忘却し去ることにいふ)
- (一〇二)水に蠶くが如し(目に見耳に聞くことのと似たもなき義なり。速に消えて久しく住せざる喩。又徒勞無益の業をいふ、水に蠶くのはかなきに比す。「大般涅槃經」壽命品「是身無常。念念不在。中略」亦如蠶水隨蠶隨合。「觀經序分義」在家者貧求五欲。相續是常。縱發清心。猶如蠶水。)
- (一〇三)水の泡となる(爲したるあとかたも無く無効となるをいふ。)
- (一〇四)水の月(目に見るのみ手に把る能はざるをいふ)
- (一〇五)水の滴るやう(至極清濁と牙えきりたるをいふ潤澤あること)
- (一〇六)水の出花(一時盛にして直に衰ふること)
- (一〇七)水の流と人の行末(何所に落つくを知らずとの意。人の行末と水の流れ)
- (一〇八)水の流るゝことを夢見れば縁談整ふ(俗説)
- (一〇九)水の中で尻を放るやう(不明晰の言語を爲して、一向取り留めたる事なき形容)
- (一一〇)水香百姓(小作人をいふ)
- (一一一)水はさかさまに流れず(物を逆うてなす能はずと云ふ意)
- (一一二)水は三尺流るれば清くなる(解を要せず)
- (一一三)水は窪みに身をよする、鳥は梢を慕ふ(卑きにつくもあれば高きを慕ふもありて、其志す所其依る所の各異なるをいふ。)
- (一一四)湯を水にする(折角爲したる事を破毀する喩)
- (一一四)水は方圓の器に從ふ(人は善の友によるといふ喩なり。「荀子」君道篇「君槃也。槃圓而水圓。有子孟也。孟方水方。」「韓非子」外儲說「孔子曰爲人君者猶孟也。民猶水也。孟方水方。孟圓則水圓。」「白氏文集」偶吟詩「無情水任方圓器。不繫舟隨去住風。」)水は低きに流る(安きを追ふとの意。又物各其本性に從ふものにして性を遷し難しとの意あり。「孟子」人性之善也。猶水之就下。)
- (一一五)水もたまらず(一瀉して過ぎ行くより云ふ)
- (一一六)水も漏さぬ中(至極親密なる間柄なりといふ義。「小町踊」籠にさえ水を漏さぬ水かな)
- (一一七)水をさす(人を離間すること。即ち人の親密なる間柄を疎遠ならしむるをいふ)
- (一一八)水を流すやうな口上(流暢の辨を云ふ)
- (一一九)水を向ける(人をして、己が爲さしめんとする、方針に趣くやうに、仕向くること、巫女の事よりいふ)
- (一二〇)山のあなたの水掛論(論據もないことを争ふをいふ)
- (一二一)雪も氷も解くるやう(人の言語動作の濃厚にして懇到なること)
- (一二二)湯とも水とも成らず(まだ方針の定まらぬこと「京みやげ」母が身にあるそのうちに湯とも水ともなりはせで)
- (一二三)湯の辭義は水になる(浴湯の際辭讓する間に湯が冷却して、水と爲るといふほどの義にて、辭讓すべからざることを辭讓するなかれとの義なり。「薩摩歌」阿保な斟酌し過して湯の辭儀は水になる)

- (一一五)湯を沸かして水に爲る(折角爲したる事の功を奏せざること習ひ覚えし事を忘るゝ等に喩ふ)
- (一二六)よいよいが水溜を見たやう(躊躇して進まざる喩)
- (一二七)流水腐らず戸樞蟻まず(能く働く者は健康なりとの義。停滞せると水は腐れども、流るゝ水は腐ることなし。戸のくるりは、朝夕となく動く、故に虫つかず。「養生訓」華佗が言に、人の身は勞働すべし。勞働すれば穀氣消えて、血脉流通すといへり。
- (一二八)季下の冠瓜田の履(嫌疑を受くる本なりとの義。「文選」君子防未然、不慮嫌疑間、瓜田不納履。李下不蹙冠。)
- (一二九)我田に水引く(自分勝手の事をするをいふ自己の便宜よき事を計る義。(利己主義)農夫が田に灌溉の水を引くに人の田には引かで皆自家の田に水を引くより出でたる語なり。後京極良經公の歌に「小山田の苗代水のひきく」にわかつや人の心なるらむ)
- (一三〇)魚飛んで水の上に踊る時は必ず風雨の徴(「天時占候」に出ず)
- (一三一)河清を俟つ(望なき事を俟つをいふ。「左傳」「俟河清」人壽幾何。「河は支那の黃源にして源流に黃土あり清む時なし」)
- 河童の川流れ(己れの能とする所によつて失敗を取りたる喩。河童は游泳の巧なるものなり)
- (一三二)鯉の水離れ(思ひきりのよき事。又最後の決心を爲し既に其れを練すに余地なき場合をいふ。是が終局ぞとの意)
- (一三三)酒が盡くれば水を飲む(豪酒家のことをいふ)
- (一三四)誘ふ水あらばいなんとぞ思ふ(己に情を寄するものあらば直に應ぜんと欲すとの義。さそはれ易きは女の水性)
- (一三五)五月雨は金も溶ける(五月雨は長く降り續きて、道路泥濘となり。遠寺の鐘聲の明かに聞ゆるは雨の光

- なるが故に斯くいふ「夫本集」「こがねだに溶くといふなる五月雨になにのいは木のなれる君そも」
- (一三六)背水の陣(身を死地に置くこと。必死の覚悟を以て事に當らしむる爲に進むことを得て退くことを能はざる地に居るをいふ。韓信が背水の陣をはりしより出づ)
- (一三七)水を離れた河童(河童は能く遊ぶものなれども、水を離れては其能をなす能はず、人の依馮する所を失ひて能を顯はすこと能はざる形容)
- (一三八)山田の僧都(案山子の事)
- (一三九)酔ひざめの水は甘露の味(酔後水を飲めば其美味なること甘露の如しとの義)
- (一四〇)湧く泉にも水溜あり(如何に多く有すればとても、遂に盡くるところあるをいふ)
- (一四一)魚の目に水見えず(己れが接近せることに氣づかぬこと)
- (一四二)魚水を泳ぐに口を上に向けるは雨の徴
- (一四三)海の物とも川のものともつかぬ(前途は如何なり行くか不明の意)
- (一四四)蚊龍水を得(英才の人機運に乗じて大に雄飛するの意)
- (一四五)蚊が春けば雨が降る(蚊が多く群衆して空中に春くやうに飛びかふときは翌日雨天となる)
- (一四六)陽炎電水の月(恍として摸捉すべからざる譬)
- (一四七)錐で地を刺す(量見の狭き意)
- (一四八)冬の野山は淺し、夏の野山は深し
- (一四九)川の音は晝靜かにて夜騒がし、海の音は晝さわがしく夜靜か

- (一五〇)朝焼色の紫勝つは雨の近き兆、蟻の穴を塞ぐは霖雨の兆
- (一五一)春の社日と四月八日に雨ふればみのり悪し、四月廿八日に雨降れば其年夏天氣續く、五月五日に雨あれば實りよし
- (一五二)早天には蚊が多い。蟬の早く出る年は霜早く降る
- (一五三)瓜類の節近き年は大風雨あり。南瓜の蔓多き年は大風
- (一五四)五月中日(夏至)に田植すれば不作なし
- (一五五)坎日に田を植えな、穂水を忘れな。社日が來たら水かけな
- (一五六)深打(深耕)すれば金が出る
- (一五七)蛇の樹に上り野鯉の群るは雨の兆
- (一五八)笠雲山にかゝれば風雨、稻葉の夕露多きは晴の兆
- (一五九)遠山の能く見ゆるは雨の兆、夕焼けの黄色は雨の兆

第三、土地と水に關する名稱

一、地所ノ名稱

地籍編製ニ付全國土地名稱ヲ一々調査セントス然ルニ明治七年太政官第百二十號公布ノ如キハ其名目ノ大綱ヲ掲ケシモノニシテ充分ナラス固ヨリ皇國上古事々物々言葉ノミヲ以テシ萬象皆字ヲ以テ分ツコトナシ支那字渡來セシトキ其ノ字ニ應シテ之和訓ヲ施スニ彼我相似タルモノヲ以テス然ルニ各地ノ方言アリ是ヲ以テ其ノ各稱ノ均シキコト能ハス而シテ書籍不傳年歴久遠ニシテ信從スル處ナク隨テ訛稱シ隨テ更革ス戰國封建ノ時代ニ至テハ其ノ唱フル處茫乎トシテ其ノ據ル處ヲ知ラス差謬久傳ノ今日何ヲ以テ一時之ヲ改定スル事ヲ得ンヤ抑土地ノ義ハ古來ヨリ多少變換ナキニアラスト雖モ各其ノ他ノ人民ノ口碑ニ傳フル處ノモノハ或ハ古典ノ遺稱或ハ上古ノ流風ニモ可有之歟然ルヲ方今地籍ノタメ各地之ヲ一定セントシテ字義ニ從テ改稱スルトキハ人民ノ口碑ト改定ノ名稱ト一事兩様ニ相成終ニハ古典ニ戻ルノミナラス或ハ牽強ナキヲ保スヘカラス去地籍ヲ製スルニ當リ一事其ノ名ヲ異ニスルトキハ地籍ヲ整備スル能ハス假令ハ奥羽ハ谷ヲ澤ト云關東ハ谷ヲ谷ト云中國ハ谷ヲ谷ト云西國ハ谷ヲ

谷或ハ迫ト云フカ如シ之ニ因テ審按スルニ右百二十號公布地名ハ固ヨリ地質ヨリ生スルモノ或ハ政務上ノ便宜ヨリ生スル兩岐アリト雖モ先以テ同號ヲ旨トシ古典及ヒ各地ノ稟問ヲモ勘量シ地所名稱區別細目ト號シ取調相伺申候是等ハ一般ヘ公布可相成答ニ候得共未タ充分盡サ、ル處ナキヲ保セス依之地籍編製出張官員ヘ御渡相成度

地所名稱區別細目(明治九年五月内務省議定)

今般地籍編製ニ付テハ土地ノ種類名稱都テ明治七年第百二十號布告ニ因ル可シト雖モ右布告ハ特ニ其大綱ヲ掲ケタルカ故ニ各地ニ至テハ種類名稱遺漏ナキ能ハス且百二十號布告ニ掲ケタル所ト雖モ往々各地方ノ稟問ヲ來セリ由テ之ヲ詳解シ左ニ細目ヲ掲ク

- 一 郡ト稱スルモノハ國中ノ區分ニシテ町村ヲ轄スルモノナリ
- 一 村ト稱スルモノハ郡中ノ區分ニシテ字ヲ轄シ農民ノ部落ヲ爲スモノナリ
- 一 町ト稱スルモノハ郡中ノ區分ニシテ商民ノ市街ヲ爲スモノナリ字ヲ轄スルコト村ニ同シ
- 一 字ト稱スルモノハ村町中ノ區分ニシテ數十百筆ノ地ヲ轄スルモノナリ
- 一 官有地ト稱スルモノハ官ニテ所有スル土地ナリ
- 一 民有地ト稱スルモノハ人民ニテ所有スル土地ナリ
- 一 皇宮地ト稱スルモノハ皇居離宮等アル一區域ノ地ヲ云フナリ但シ仙洞御所女院御所等總テ此内ニ加フルモノトス
- 一 神地ト稱スルモノハ伊勢ノ神宮列聖ノ山陵及其ノ他官國幣社府縣鄉村社地ノ一區域ヲ爲シタルモノナリ、山陵ト稱スルモノハ歷代天皇及皇后ノ兆域ナリ、皇太子以下皇子皇女等ノ墓モ此内ニ編入ス、官幣社地ト稱スルモノハ官幣社境内地ナリ國幣社以下之ニ

倣ヘ但シ官國幣社ニハ大中小ノ別アリトス、小社地ト稱スルモノハ村社ニ列セサル其ノ以下神社ノ境内地ナリ

- 一 皇族賜邸ト稱スルモノハ皇族居住ノ爲メ賜リタル邸地ナリ其ノ私ニ購有シ給フ者ハ此例ニアラス
- 一 官用地ト稱スルモノハ官院使廳府藩縣等ニテ政府ノ許可ヲ受ケ所用ニ供スル土地ナリ
- 一 附屬ノ寮局課及其ノ他ノ用地ト稱スルモノハ内務省ノ博物館大藏省ノ稅關陸海軍省ノ操練場工部省ノ電信局司法省ノ裁判所警視廳ノ分廳其ノ他兵營分局支廳倉庫等ノ土地名稱トスルモノナリ
- 一 山岳ト稱スルモノハ山ヲ總稱スルモノナリ
- 一 金坑ト稱スルモノハ金鑛ヲ發掘スル部分ヲ云フ
- (以下金坑ノ類皆之ニ倣ハ以下類推スルモノトス)官坑ト稱スルモノハ官ニテ直轄スルモノナリ、借區ト稱スルモノハ人民ニ於テ官民有地ヲ間ハス鑛物ヲ採取スル爲メ區分シテ借ルモノヲ云フ
- 一 水源涵養山ト稱スルモノハ飲用水等ノ需用アルカ爲メニ伐木セス水源涵養ニ供スル山林ナリ
- 一 土砂防止山ト稱スルモノハ土砂ノ流出ヲ防止スルカ爲メ伐木ヲ禁スル山林ナリ
- 一 用材山ト稱スルモノハ用材ヲ裁タル山林ナリ
- 一 貸山ト稱スルモノハ官有山ヲ人民ニ貸渡シタルモノナリ

- 一 柴草場ト稱スルモノハ柴草ヲ刈ル場所ナリ
- 一 芻秣場ト稱スルモノハ芻草ヲ刈ル場所ナリ但人民柴草芻秣ニ兼用スルモノハ其ノ用フルノ多キニ從テ名稱ヲ下スヘシ
- 一 丘陵ト稱スルモノハ山ノ小ナルモノナリ但嶽ノ如ク人爲ヲ以テ築造セシモノハ塚ト稱スヘシ
- 一 林ト稱スルモノハ樹木叢生スル所ナリ(地勢ノ高低ヲ論セス)但風除沙除等ノ林ト各其ノ目ヲ掲ケルモノトス
- 一 藪ト稱スルモノハ篁竹ノ叢生スル所ナリ
- 一 原野ト稱スルモノハ耕地林藪等ニ非ラサル廣平ノ土地ナリ其ノ廣平ノ土地ハ萱葭柴草ノ生否ニ關セス凡テ原野ト稱スヘシ
- 一 寄洲ト稱スルモノハ泥沙ノ水涯ニ堆積シテ漸ク陸地ヲ爲スモノナリ
- 一 沙漠ト稱スルモノハ沙磧渺茫草木ヲ生セサル土地ナリ
- 一 島嶼ト稱スルモノハ土地ノ海中ニ孤立シ國郡ノ名ヲ得サルモノナリ即チ對馬、隱岐ノ如キ皆別ニ島名ヲ掲ケス
- 一 川ト稱スルモノハ水ノ兩地間ノ低所ニ一綫ノ水路ヲ通シ海ニ入ルモノナリ
- 一 海ト稱スルモノハ水ノ最モ大ニシテ陸地外ニアルモノナリ
- 一 魚鹽場ト稱スルモノハ人民官ノ承認ヲ得テ漁鹽スル所ナリ
- 一 湖ト稱スルモノハ天造ニテ水ノ陸地内ノ一處ニ澱溜シ廣クシテ深キナリ
- 一 沼ト稱スルモノハ其ノ形容性質湖ニ近キモノナリ其ノ名稱ヲ異ニスル所以ハ唯淺フシテ泥アルヲ以テナリ
- 一 池ト稱スルモノハ耕地ノ涵養、魚鳥、水草等ノ利ヲ獲ンカ爲メ

- 地ヲ穿チ堤塘ヲ築キ水ヲ蓄フルモノナリ是亦沼ト形質相近キヲ以テ舊唱判然ナラス今天造ヲ沼トシ人爲ヲ池トス
- 一 澤ト稱スルモノハ水草交錯ノ地ナリ
- 一 溝渠ト稱スルモノハ地ヲ瀝リテ水ヲ流決シ又ハ水道ト稱スルモノハ飲料ノ用ニ供スル水路又ハ人家稠密ノ宅地間ニ溜澱セル穢水或ハ鑛氣等ヲ含蓄シテ植物ニ害アル噴出水ヲ流決スル惡水路等ヲ總稱スルモノトス
- 一 堤塘ト稱スルモノハ土石等ヲ以テ築キ水ノ流溢ヲ壅遏スルモノナリ
- 一 道路ト稱スルモノハ人馬ノ往還スル所ナリ
- 一 畦畔ト稱スルモノハ田畑ノ界ニアルモノナリ
- 一 崖岸ト稱スルモノハ崖ハ山ノガケ岸ハ水際ノ高キ所、道路、川溝、田畑、宅地等ノ際限ニアルモノナリ
- 一 貸田畑ト稱スルモノハ官有ノ地所ヲ人民ニ貸シ渡シタルナリ
- 一 溫泉地ト稱スルモノハ溫泉湧出ノ地ナリ其ノ冷泉ニシテ人民ニ藥効アルカ如キハ冷泉地ト稱スルモノナリ
- 一 河岸地物揚場ト稱スルモノハ河川ノ沿岸ニシテ物貨陸揚、舟積ノ用ニ供スル地ナリ
- 一 波止場ト稱スルモノハ海邊ニシテ人工之ヲ爲シ船舶ノ碇泊ニ便ナラシメ傍ラ物貨陸揚、舟積ノ用ニ供スルモノトス
- 一 鐵道線路敷地ト稱スルモノハ汽車ノ通スル線路ナリ
- 一 電信架線柱敷地ト稱スルモノハ電信ヲ通スル架線柱ノ敷地ナリ
- 一 燈臺敷地ト稱スルモノハ航海緊要ノ場所ヘ點燈ノ結構ヲ爲シタル敷地ナリ

- 一 遺跡ト稱スルハ古戰場、古城跡(廢藩以來廢城ヲ此内ニ加フ有) 名古人ノ住址又ハ緣故アル等ノ土地ヲ云フ但各地方ノ人民ノ口碑ニ傳稱スルモ曖昧トシテ古史ノ徵スルニ由ナク妄誕浮説ニ係ルカ如キハ一切之レヲ省クモノトス
 - 一 名所ト稱スルモノハ風光佳致天造ノ美アリテ世間ニ傳稱セル土地ナリ
 - 一 公園地ト稱スルモノハ各府縣ニ於テ何定メタル衆庶ノ借樂園ナリ
 - 一 堂宇數地ト稱スルモノハ寺院境内ト稱スルニ足ラサル狭少ノ地ニ屋宇ヲ構ヘ佛像等ヲ設置セルモノヲ云フナリ
 - 一 墳墓地ト稱スルモノハ自今埋葬ヲ要セサル古墓或ハ無葬ノ地蔵家塚ヲ云フナリ
 - 一 埋葬地ト稱スルモノハ屍ヲ埋葬スル土地ナリ
 - 一 燒場ト稱スルモノハ人ノ尸屍ヲ火殮スル場所ナリ
 - 一 行刑地ト稱スルモノハ犯人ヲ處刑スル場所ナリ其囚獄舖ノ區域内ニ屬スルカ如キハ必シモ別ニ行刑場ノ名ヲ起サ、ルモノトス
 - 一 寺院境内地ト稱スルモノハ法用必要ノ爲メ一區劃ヲナシタル地ナリ
 - 一 學校數地ト稱スルモノハ學術傳習ノ場所ナリ其ノ開成、師範、外國語學、大、中、小等ノ別アレハ其種類ニ從フヘシ
 - 一 説教所數地ト稱スルハ神道及宗教ヲ説クノ場所ナリ但社寺境内ノ外故ラニ設立セサルニ非サレハ此名稱ヲ加ヘサルモノトス
 - 一 病院數地ト稱スルモノハ人身ノ疾病ヲ醫療スル所ナリ
 - 一 貧院數地ト稱スルモノハ鰥寡孤獨其ノ他貧民等ヲシテ生育ニ就カシムル所ナリ
 - 一 鄉藏數地ト稱スルモノハ凶歲豫防等ノ爲メ人民共合シテ蓄穀スル場所ヲ稱スルナリ(學校以下ノ五條ハ皆一區劃ヲ爲スモノトス)
 - 一 田ト稱スルハハ水田ナリ
 - 一 畑ト稱スルハ陸田ナリ
 - 一 宅地ト稱スルハ人民各自居住ノ屋宇アル一區ノ地其ノ屋宇アルモ政府ノ所用社寺ノ境内其ノ他都テ公衆ノ用ニ供スルカ如キハ各其ノ所用ニ就テ名稱ヲ附スルモノトス
 - 一 鹽田ト稱スルモノハ溝渠ヲ鑿開シテ潮ヲ注入シ小溝ヲ穿テテ之ヲ分派シ以テ製鹽スル場所ナリ
 - 一 鹽濱ト稱スルモノハ溝渠ノ設ケナク直チニ海邊ノ砂場へ潮ヲ注キ以テ製鹽スル場所ナリ
 - 一 試作地ト稱スルハ新田畑ヲ墾ラキ之ニ種藝シ熟不熟ヲ試ルノ地ナリ
 - 一 荒地ト稱スルハ天變ニ因テ崩壞流潰シ原地ノ形容ヲ失シ其ノ用ヲ爲サ、ル地ノ總稱ナリ
 - 一 牧場ト稱スルハ牛馬羊豚ノ類ヲ畜養スル地ナリ
- 二、其の他の名稱
- 一 新田とは古の國引田即ち開拓地の意である。
 - 一 新開とは新田と同じくして畑、屋敷等の開拓に多く用ふるやうである開墾後一年を経たるものを稱、三年を経たるものを金といふ(若林藏書)
 - 一 干拓とは沼澤海面及干潟地の湛水を排除し又は浸水を防禦して開

田 することの總稱である此の名稱は前の農商務省耕地整理課長たり

- し月田博士が埋立干拓法制定の際案出したと謂はれてゐる。
- 一、溝畔とは溝又は水路の堤に相當し堤より狭く畦畔より大なるものをいふ俗に謂ふ土堀敷又は土手代と稱する用排水路の溢流止にして道路に兼用せざるものをいふ。因にいふ溝畔の名稱は著者が明治三十三年頃千葉縣に在官當時新に名づけたものである。
- 一、河は黃河の稱、西域の崑崙山に發し、甘肅、陝西、山西、河南直隸山東を經、渤海に注ぐ其の水黃濁、故に黃しと名づく、かは(川)「運河」「名山大河」のあまのがは(天漢)「銀河」
- 一、川は流水の通稱、江水、淮水、河水、漢水の類をすべて川といふ大川「晴川」「支川」「書益稷」予「決九川距四海」(河は特に黃河をいふ)四川省の略稱或は河は大川をいふ
- 一、江 揚子江の稱西藏の山中より發源し東流而黃海に注ぐ、大川の總稱、松花江、鴨綠江、河湖の汎稱河海湖水等の陸地に入り込める所
- 一、河川の學問上の種別(土木學會)
- (イ)派川とは一つの河川より分派する河川
- (ロ)支川とは一つの河川に流入する河川
- (ハ)幹川とは二つ以上の河川が合流するとき主要なるもの
- (ニ)可航河川とは船舶の航行し得る河川
- (ホ)有潮河川とは潮汐の干満の差多き河川
- (ヘ)無潮河川とは潮汐の干満の差少き河川
- 一、井田(イ) 方一里の地を九區に分ちて、每區一百畝、合せて九百畝の田と爲し、中央の一百畝を公田といひて、官の供米を作る處と爲し、其の周圍の八百畝を私田といひて八家に分給し、一家各々一百畝を受け、相與に公田を耕して之れを官に納れ、銘々私田を耕し

て其の産を立つ、之を井田といふ。

- 一、阡陌(イ) 南北の路を阡と曰ひ、東西の路を陌といふ。井田を縦横に經界し設けたる道路なり、阡陌を開くと之を開墾して田地となしたるなり。
- 一、曠とは田百畝の面積、畝は百歩の面積(縦に歩を百並べたもの)(周の一畝は我二畝二十二歩)
- 一、一畝三六〇歩とは一人一年間の食糧産出地の面積なり
- 一、歩は方六尺の面積(縦の長六尺又人の歩幅長二尺分を謂ふ)
- (註)後漢白虎通に曰人踐三三三法天地人、再舉足曰歩、備陰陽也
- (註)論語疏篇に人一畝、足曰畦、畦三尺也、再舉足、曰歩、步六尺也、夫は百畝又は百畦(縦に畝を百並べたもの井田の九分の一にて正方形とす)(後周の玉尺は唐の大尺の六分の五に當る)
- 一、尺(周尺)は我約七寸二分(徂徠の度考には七寸一九六三余)
- 一、一石 我國の九升三合又は一斗とする(徂徠)百畝即一夫よりの收穫の平均百五十石である。
- 一、畦は畝と同じくうねの中間の低地
- 一、畝は田間巾一尺のみぞ
- 一、畦は即巾六尺長百步(即六百尺)の地に巾一尺の畝を三つ依る之は六尺巾の内三本の畝を作るものにして其の中間に灌排の目的を市深共一尺毎の小みぞを作つたものらしい、夫は代田の制に依ると毎年其位置を代へたやうである。予は思ふ蓋し土沃の平均を得る爲らしい。
- 一、夫 田百畝之稅(周禮)
- 一、夫布 無職者出夫里一即一夫力役の稅(周禮)
- 一、里布 桑麻を植ふる者を謂して徵する稅

第五章 外國に於ける水と土地に關する實例要旨

第一節 歐米に於ける水法と水利權の實例概観

第一、水法に關する要項

一、埃國水法

本水法には私法に屬する部分と公法に屬する部分とあり「水が身上及經濟上の發達の條件として行政の目的物となる點を見れば是れ即ち水法の公法に屬する部分にして従つて水に關する公法は直ちに行政法の一部をなすものなり」とは「スタイン」氏の明言する處なり、普通民法法典は水法に關して左の如き原則的の規定を設けたり。國家の總ての臣民の獲得し得べき物件を名づけて自由物件と稱し臣民に只之を使用することを許すのみにして之を私有することを許さざる物件例へば街道洪流河川港灣海岸の如きものは之を一般の財産と云ひ或は公共の財産と云ふ。貨幣鑄造郵便等の國家權利帝室財産鑛山工事及探鹽工事租稅及關稅は之を國有財産と名く(二百八十七)不動産或は物件の占有者が自己の權内に存するものに他人が新なる建物を建て又は水工事をなし又は其の他の工事を起さんとするが如き妨害を受けたるときは此被害者は斯かる工事を作すことを禁制せんことを裁判所に請求するの權利を有す、而して又裁判所は此事件を速かに判決するの義務を有す(三百四十)水面の中央に一個の島嶼成立したるときは其兩岸に在る土地の所有者は此島嶼を二個に均分し且其土地の長さを計りて分割し此の自己の所有權に歸せしむるの權を有す。島嶼にして水面の中央以内に生じたるときは此島嶼に近き土地の所有者が所有權を得航すべき河川の上を生じたる島嶼は國家の有に歸す(四百七)水面の乾きたるが爲又は其許多の派流に分れたるが爲に島嶼を生じ若くは土地を生じたるときは從來の所有の權利は依然として損害を受くることなし(四百八)水面が其の床地を變じたるとき水面の新通路に當りて損害を受けたる土地の所有者は前の水面の床地を得るか又は之に適合する價格を得て以て賠償とするの權利を有す(四百九)水面の床地及其内の島地は賠償として右の者に與へらるゝときの他は之に境する沿岸占有者の權利に屬す(四百十)水面が不知不識の間に一方の土地を漸次に他の方の沿岸に持ち行きたるときは其附着地は附着したる沿岸地の所有權に屬す(四百

十一)然れども明かに知ることを得べき程の土地が河口の力によりて他の岸に持ち行かれたるときは前占有者は其土地の所有權を失はざるを原則とし只一年間其土地の上に權利を行使せざる場合に於てのみ初めて所有權を失ふものとす(四百十二)土地の所有者は自己所有の土地を河川の爲に引裂かれざらんが爲め防禦を爲すの權利を有す。然れども河川の順流を變更し或は航行、水車、漁獵其他他人の權利を害するの工事をなし又は斯の如き植物を植ゆべからず只行政官廳の許可を得たるときのみ此等に類似の工作物を造ることを得(四百十三)第四百十七條に於ては水を汲み家畜に水を飲ましめ水を引き入れ若くは吐き出すことは特殊の原野地役に屬するものなりと定めたり、地中の産物、生墻、格子、板塀垣、私有の小河溝渠及其他此種の境壁にして隣接する土地の間にあるものは隣接地所有者の共有財産と看做す但し紋章凸凹の文字其他一切の徽號を付して何れか一方に屬するものなることを確かめたる場合は此限にあらす(八百五十四)

水法に關する立法の基礎は近時に於ては皆國家立法によりて之を確定し而して國家立法の此の一般の原則を基として國內の諸地方に於て施行細則を定めしむることとせり此新法律によりて從來各地方に行はれたる千八百十四年十二月一日の水車條例水上建築物に關して發したる千八百三十年十一月十日及千八百三十一年九月二十二日の内閣布告並に千八百六十年七月七日の閣令(帝國法律第二百二十七號)は效力を失するに至りたり水法に關係を有する法令は帝國法律第二十五章乃至第四十三章中に於る二百五十號即ち千八百五十二年十二月三日の森林法同第九十九章第百〇五章及第百二十八章乃至第百三十章の内に在る千八百五十四年五月二十三日の鑛山法並に同第三十一章及三十三章中に在る千八百五十九年十二月二十日の工業法なり水法は前に述ぶるが如く公法にも私法にも均しく關係するものにして且裁判廳の權限に屬することと行政廳の權限に屬することとあるが故に帝國水法法律及此に基きて生じたる地方法律は一々明かに其分界を判別したり。然りと雖も兩者權限の區域に至りては未だ明確なりとするを得ず解釋上或は反對の説を生ずるに至りしを以て例へば第七十五章に掲ぐる所の地方法水法細則を實施して此缺點を補ふの已むを得ざるに至れり。

帝國立法によりて定めらるべき水法の規定は千八百六十九年五月三十日の法律(帝國法規第九十三號)によりて左の如く確定せられたり。

千八百六十九年五月三十日埃國水法

一、公水、私水(第一條—第六條)

二、公水、私水の使用方法(第七條—第十四條)

第五章 外國に於ける水と土地に關する實例要旨 第一節 歐米に於ける水法と水利權の實例概観 四五五

三、公水、私水に賠償を爲し行政處分に依り他人に使用せしむる方法 (第十五條—第十九條)
四、水利組合に關する規定(第二十條—第二十六條)
五、本法以外の水面の使用及防禦方法に關する法律上の規定及航行に關する命令の禁止等は地方立法に委す旨の規定(第二十七、八條)

二、佛國水法

(一)、治水に關する千八百九十八年四月八日佛國法

第一編は河水湧水(第一條)第二編は航行、流筏不能なる水流(第一章には河水所有者の權利(第二條—第七條)第二章には水の警察及維持(第八條—第十七條)第三章には浚深擴張及河狀匡正(第十八條—二十九條)、第三編は流筏可能なる川(第三十條—第三十三條)第四編は航行可能又は流筏可能なる河川(第一章には公物及河岸所有者の權利(第三十四條—第三十九條)第二章には特許及許可(第四十條—第四十五條)第三章には地役(第四十六條—第五十三條)を規定せり
(二)、水力の利用に關する千九百十九年十月十六日佛國法

第一編は水力事業の經營及分類に關する一般條件(第一條、第二條)第二編は特許事業(第三條—第十四條)第三編は許可事業(第十五條—第十七條)第四編は本法の公布前許可又は特許を受けたる事業(第十八條、第十九條)第五編は通制(第二十條—第三十二條)等なり。

(三)、水流(佛國行政字彙抄譯)に關し規定するは第一章に於て舟及び筏の通す可き水流は國の所有に屬すること且國有たるより生ずる效果、第二章に於て沿岸地の負擔及び利益、(第一節曳舟道及其他の地役、第二節沿岸者に享有す可き有益の權利)第三章に於て舟及び筏の通す可き水流の警察及び保存、(第一節保持及び改良、第二節警察、第三節管轄)等である。
(四)、灌溉(佛國行政字彙抄譯)に於ける規定せはる第一章には一個人の灌溉(第一節源泉(第一項及第二項)第二節舟筏の通航すべからざる水流及委流の薪材を浮ぶべき水流(自第三項至第二十二項)、第二章には灌溉の規制(第一節規制の設置(自第二十三項至第二十六項)第二節水利委員會(自第二十七項至第二十八項)第三節特許を受けたる者(第二十九項及第三十項)、第三章には千八百四十五年四月二十九日及千八百四十七年七月十一日の法律を以て設定せられたる地役(自第三十一項至第三十四項)等である。

三、普國水法

普國水法は前後二十餘年の日子を費して始めて成つたものである。以て如何に水法の編纂が困難であり又其の制定に熱心であつたか窺はれる。一八九〇年に水法統一取調委員會が設けられて第一回の水法草案は一八九四年に發表せられた、之に對して學者や官廳や其の他利害關係ある者の論難攻撃が大分ひきかたつたので之に根本的の改訂が加へられて一九〇七年に第二回草案(農商務省農務局發行農業水利に關する各國法令下卷所載)が發表せられた。此の草案は更に一部人士の意見に基いて再び大改訂が加へられ一九一一年の普國國會に初めて議案として提出せらるゝこととなつた。此の第三回草案が國會に於て多少の改訂を受けたが大體に於て採用せられ遂に一九一三年四月七日の法律として裁可分布の運びに至つたのである。今其の内容を一覽するの便に供する爲め其の項目を左に掲げる。

第一章 水流

第一節 水流の觀念及種類(一—六)

第二節 水流の所有權關係(七—十八)

第三節 水流の利用

第一項 總則(十九—二十四)

第二項 一般使用(二十五—三十九)

第三項 所有權者の利用(四十—四十五)

第四項 特許(四十六—八十六)

第五項 調停(八十七—九十)

第六項 堰水設備

第一目 總則(九十一—百五)

第二目 貯水池(百六—百十二)

第四節 水流及沿岸の維持(百十三—百五十一)

第五節 水流及沿岸の改修(百五十二—百七十五)

第六節 國及州の第二種水流改良工事團與(百七十六—百八十一)

第七節 水流登記簿(百八十二—百九十五)

第五章 外國に於ける水と土地に關する實例要旨 第一節 歐米に於ける水法と水利權の實例概観 四五七

第二章 水流に非ざる水(百九十六—二百五)

第三章 水利組合(二百六—二百八十三)

第一節 總則

第二節 加入の強制をなし得べき組合

第三節 強制組織の手續

第五節 定額の變更

第六節 組合の解散及清算

第七節 本法實施前に設立せられたる組合

第四章 洪水の豫防

第一節 水流の洪水通過區域に於ける警察制限(二百八十四)

第二節 水流の氾濫區域に關する規定(二百八十五—二百九十)

第三節 東海の海堤(二九一)

第四節 洪水疎通の妨害となるべき物の除却(二百九十二、二百九十三)

第五節 堤防組合(二九四—三一八)

第六節 堤防組合に屬せざる堤防(三百十九—三百二十二)

第七節 ハンノバ州シュレスウイヒュルスタイン州に關する特別規定(三三三—三三九)

第五章 強制權(三三〇—三四一)

第七章 水流検査官(三五六—三六六)

第九章 中央水流官廳(三七〇—三七三)

第六章 水流警察官廳(三四二—三五五)
第八章 水流顧問(三六七—三六九)
第十章 罰則(三七四—三七八)

第十一章 經過法及附則
参考のため我河川法の項目を上げれば次の通りである

第一章 總則

第三章 河川の使用に關する制限並警察

第五章 監督及強制手續

第六章 訴訟及訴訟

第二章 河川の管理

第四章 河川に關する費用の負擔、土地所有者の權利義務並河川の管理より生ずる收入等

第七章 附則

四、瑞西ベルン州水利法(千九百七年五月二十六日)

第一條乃至四十條に互り規定せらるゝので(一)處分權、(二)公水及私水、(三)公水の水力使用方法、(四)主要なる原則、(五)計畫、(六)特許の申請、(七)申請の審査、(八)申請に對する決定、(九)數個の申請存在する場合、(一〇)特許の性質及範圍、(一一)特許の期限、(一二)特許の消滅、(一三)特許の撤回、(一四)買戻、(一五)特許の讓渡、(一六)水利施設の設置、(一七)水流の使用、(一八)水利施設の經營、(一九)瑞西國境を越ゆる電力の供給、(二〇)水利組合、(二一)私水の水力に關する總則、(二二)監督、(二三)水利臺帳、(二四)送水、(二五)費用及保證金、(二六)手数料、(二七)用水料、(二八)私水の水力に關する總則、(二九)用水料の確定、(三〇)用水料の用途、(三一)訴訟決定に關する總則、(三二)參政院の權限、(三三)特別規定、(三四)本法の施行、(三五)既得特許權及水利權の期間、(三六)既得特許權の用水料納付義務、(三七)罰則、(三八)施行規定

五、白耳義の水路行政(白耳義行政法抄譯)

(一)海濱(四一八條)、(二)スクウル並にボルデル、(三)港及び避難場、(四)航通す可き川は公有に屬すること、(五)政府は川の航通の始まり並に終る位置を認定し且之を宣言すること、(六)航通す可き川の限界に付争ひを生ぜば裁判所の決定に委すること、(七)航通すべき水流の行政、(八)曳舟及び其對岸徑の意義、(九)航通す可き河川の岸は二種の地役を負擔するも運河の岸に否ざること、(一〇)二種の地役の區域、(一一)二種の地役は航通者各人に對するよりも寧ろ全體に對し與へられたること、(一二)行政廳は曳舟道の幅を減するを得、(一三)政府は曳舟に關し警察を設けること、(一四)航通す可からざる水流に

沿ふたる小徑(一五)航通す可き川に於る工作物、(一六)航通す可き水流に設定したる工作物、(一七)航通す可き水上に公の渡航を設くるの權は獨り政府のみに屬すること、(一八)此渡船の權は一人に貸貸し収益す可きこと、(一九)政府の專權は航通す可からざる水流に設けたる公の渡船にも適用す可きものなりや、(二〇)乗船場及び運送船、(二一)航通す可き運河の特許、(二二)河川及運河に對する航通稅、(二三)航通路の警察、(二四)河上通路行政に違反すること(四四一條)等である。

六、其の他

千八百九十八年加奈太北西地方灌漑法

1、總則(一條以下) 2、水の集合體の所有權及使用權は主權者の所有に屬す旨の規定(四條以下) 3、主權に屬する水の使用方法(八條以下) 4、工作物築設の手續(九條以下) 5、灌漑水の使用手續(二五條以下) 6、監督及罰則(二八條以下) 7、餘水の處分方法(三二條以下) 8、工作物の設計に付ての制限(三七條以下) 9、工作物の維持に關する取締規則(三九條以下四五條及五一條) 10、國家は私人の築造經營する工作物を買收し得る旨の規定(四六條) 11、施行規則(五二條以下五五條)等の規定である。

七、千八百八十四年八月十日の伊國公共水引用に關する法律

1、公共水使用の手續(一條以下) 2、公共水使用方法及設備(六條以下) 3、公共水使用料に關する規定(一四條以下) 4、監督及罰則(一九條以下) 5、施行規則(二八條)等の規定である。

第二、水法に關する實例概説

本論は法學士池田宏氏の編せられたる立法例として會て京都法學會雜誌第十二卷第十號に掲げられたものゝ一部の要旨である。予は思ふ、現下工業動力の用に供する石炭の産額増額に伴ひ、消費も増加し英米獨の如きは二億數千萬噸に達した。英國の如き石炭國に於ても地下層千二百米に達するも約四百年にして探掘し盡すに至るのである。我邦に於ては明治八年には石炭産出額五十萬噸に過ぎざるもの今や二千餘萬噸に達すと稱するも近き將來に於て採り盡すべき運命に迫り居るものであるから、水力の利用に依頼する外ない。

所謂「黒き」ダイヤモンド(石炭)の天恵に乏しき地方例へばスカンヂナヴィア、伊太利、瑞西等の如きは所謂「白き石炭(綠炭)

(即水流の義)の無限の供給に富んで居るから、水力利用の研究は勿論、灌漑に依り地方的文化開發の資源を開拓する爲水法と水利權の運用は現代的焦眉の急務に迫り居るを忘れてはならぬ、宜しく本邦に於ても歐米各國の萃を採り短を改め、當該官廳即農林省、逓信省、内務省の協力に依り農業水利、發電水利、河川水利の三者共に又は各別に小異を譲り大同に和し國民福利の基礎を樹立する爲國家的にも社會的にも統一したる水法を一日も速かに制定するに至らむことを冀望して已まない。

一、スカンジナヴィア諸國の制度

瑞典那威は到る處天與の大水力に富み、夙に世人の企業心を誘致し水利は漸くにして外國資本團に依りて壟斷せられむとするの傾向を呈せり。然るに斯くの如きは素より公共の利益と爲るべき企業の爲他日水力を十分に利用せむとする場合に備ふる所以に非らざるべきを慮れ之が對策として那威に在りては水力の利用につき外國の資本を制限するの法制を立てしが、(此の法制は那威に於ては千九百五年四月一日の發布に係り、一九〇八年に至り實施後の狀況に顧み其の内容に些少の變更を加へて今日に至り、而して此の法律の趣旨とする所は原野曠山及水力を利用して工業を經營せむとするときは會社に在りては其の理事の半數以上は那威人たることを要すといふに在り、然るに此の法律は當時同國に於ける内地資本の關係及工業發達の實情に適應せざるを以て同國の工業界は空しく天與の富を懷て活躍するに至らざりき)瑞典に在りては却て先づ有名なる「トルルヘツタン」水力の買収を初として指を水力の國有に染め、爾來着々と南瑞典及中部瑞典地方に於ける水力の國有を企て議會給の目的を以て二百五十萬「クローネン」を支出すべきことを議決し、且ラブランド地方に於ける曠山鐵道の電化及工業用動力供給の爲百萬「クローネン」を支出することと爲りかのボルヂュス瀧の利用を計り(一九一二年には本瀧利用開始の爲百萬「クローネン」を投じ堰堤を築造して低水量の増加を計りたることを聞きしが近着一九一四年發行の *Statistiska Meddelanden* 二卷に依れば既に工事完成したるもの如し、*Engineering*, CII五九八號乃至三六〇〇號參照)今や國營又は市町村の經營にかかる水力の著大なるものあるに至り(國營に屬するものとしてはボルヂュスの五萬馬力アルヴカレビーの五萬六千馬力トロツヘツタンの八萬二千馬力あり市町村營としてはストックホルム市のウントを三萬七千馬力ウメア市のクラツプエーレ四千馬力スケレフテア市のウキンオルゼン九千馬力等あり)斯くの如く瑞典に在りては水力の利用開發に最意を用る國有に屬するものにつきては自ら之が經營の任に當り若は無料又は極めて低廉なる料金を以て使用せしむる等適當なる方策を講じ一般に國內に於ける水利問題解決の基礎を作る爲一九〇六年には特別調査委員會の常設を見るに至り。

那威に在りても前掲外國資本の侵入に備へたる法規は却て國運の發展を阻害するの非難ありしに依り遂に併せて改正すると爲り一九〇九年國公共團體及那威人に認むるに水力利用の爲私權を收用するを得るの權を以てし此の權利は勅許あるときは外國人にも亦認むるに至り、且水力使用の權利に對しては期限を附し、期限満つるときは水力使用の爲施設せる工作物及權利は無償にて國家に歸屬すべきこと等國家に於て公益上必要とする規定を命令し得べからしめたり、蓋スカンジナヴィア諸國の法制は農業及林業本位なりし爲當時の河川法亦私經濟の基礎に立つ隣地權の發達を認め殊に沿岸土地所有者に對しては流水量の半分を利用するの權を認めたるが如き其の水利企業の妨と爲りしこと尠からざりしを以てなり(那威に於ける水利に關する根本法は一八八〇年十二月水に對する土地所有者の權利に關する勅令 *Förordning om jordägares rätt öfver vattnet a hans grund* として發布せられ、水の利用に關する各種の詳密なる規定を統一したるものにして實に當時の事情に適應せしめたる所に係る其の規定する所に依れば土地所有者は其の所有地内に流入する水流に對し排他的絕對權を有し其の自然の流路が所有地の限界内に存する限りは自由に處分し得べく、又其の所有地内に新源泉を開きて之を利用し得べし、但之が爲め隣人の從來用たる水量又は水質を害することを得ざるものとす(一條)、舟運に用ふる水路の保護に關する規定も亦此の勅令の規定する所なり(七條)、此の勅令は更に流水の引用は其餘條なきことを立證し且使用せる水は再び元の川敷に復歸せしむべきことを條件とするに非ざれば許可せざることを原則とし(一四條)、唯其の上水其の他家用水の供給等一般公共の利益の爲引用する場合に付てのみ此の例外を認むることとし(一八條)、此の例外は一般收用法(一八六六年四月勅令)の規定する所なり、水路水量其他に於ける變更の計畫は工事に着手前十四日以内に市町村會に報告するを要し市町村會は利害關係人及沿川土地の所有者の意見を聴くことを要す(一九條)、而して水利權關係訴訟は通常裁判所の管轄に屬せしめたり(二〇條)、彼のスカンジナヴィア水法に於ける所有權に近き沿岸の土地所有者の處分權の内容に關する原則は水路の賣買、瀑布の讓渡の場合にも適用せり、其の占有者は自己に屬する水量及附屬河岸の利用權を買主に交付する義務あり、此の契約成立の場合には價格は一利用馬力に依りて計算するを原則とし、其馬力數は平地部に在りては通常低水位に於ける水量に依りて算定す、此の價格は水力地點に富み水量に富むも市區又は市區附近の地に在りては非常に高價なる傾あり、かのクリスチアニアに在りてはアーケル河に對し一馬力千「クローネン」を仕拂ひたるも地方に依りては此の二倍以上に及ぶものすらありといふ、又水利の利用に必要な湖面の水位を調節する爲利害關係者の内に強制組合を組織し其の費用に於て工事を起し水利を興し得べきこと亦法規を以て規定する所なり、收用權は政

府に於て水の使用にして水利經濟上合理的にして共同の利益なることを認許するに非ざれば附與せざる法制なりしが後に電線路の施設につきては我電氣事業法の如く收用權を認むるに至れり)

右の法律は更に一九一一年に至り補正せられ、爾來那威亦大規模に水力の國有に着手し營々として水利の問題に腐心し、今を距る十年以前には水力五百馬力乃至千馬力供給すら尙且之が消費に苦みたるに今や急轉一躍して五萬馬力十萬馬力を超ゆるが如き大水力事業の勃興を促し其既に製造工業用の動力として使用せらるるもの五十萬馬力を算するに至れり(Hjortan瀑布を利用せる「アルミニウム」工場の如き能く歐洲に於ける生産額の十分一を一手に引受くるあり Bjilversdal瀑布は「カーバイト」「キアナイト」「アムモニア」「サルファリクアシット」等を製造する動力用として利用せらるべく又 Blatold 瀑十萬馬力の水力は「カーバイト」工業の「エクスポート」M. Hugo Laurill 氏に依りて内國人のみを以て出資者とする唯一の會社に依りて利用せられむとす、而して其の國有に屬する水力は自然の儘にて十五萬馬力若し之に調節を施すときは裕に八十萬馬力に達すと稱せらる Nore (164,000 P. S.) Selfoss, Faldors, Skaboss u. Rundseifoss (97,000) Ulla u. Sandret (57,000), Barla (56,000) Indrenofoss u. Fust'en (46,000), Store Maalvand (44,000) 等の如きは其の重なるものなり Engineering 8, Oct. 15)

水力國有主義を採るに至れる理由は種々ありと雖も電力を地方に分布普及せしめむと欲せしもの其の最重きに居るは明なり而して水力調査局は此の目的の爲自ら普ねく地方の需要状況につきて調査を遂げ各地方廳より提出せる正確なる材料に基き精査の結果現に市街地内に在りては化學工業の大需要を除外するも一般需要の増進著しく村落地に在りて燈火用及農業用の爲の需要漸く發達せるを認め、將來の需要に應ずる爲留保すべきは化學工業及熱用を除き一人に付き平均五分一馬力と推定し四十八萬馬力なることを推論せり、(各市街地に於ける電力の需要は素より地方に依り同じからず、其の人口千に對する K.W. 數を見るに Sandnes に在りては四四〇 Drammen に在りては二九〇 Namsos に在りては二二二 Lillehammer に在りては一九三なるに首府クリスチアニアに在りては却て僅に九八に過ぎざるが如く一定する所なしと雖も何れの市街地に在りても年々増加率の著しきは共通の現象なり、而して市街地に對しては供給人口を五十七萬四千とし其の最大負荷を三萬五千 K.W. とし燈火及小工業の爲六萬七千 K.W. 千人に付五七 K.W. の消費量を二倍しての計算にて九萬五千馬力、又村落地方に對しては農家十四萬三千戸は五分一馬力として二萬八千六百馬力、六萬六千戸は一馬力として六萬六千馬力、一萬七千戸は三馬力として五萬一千馬力、三百七十戸は十馬力として三千七百馬力計算にて十七萬馬力、外に小工業用として十五萬馬力計三十二萬として一人平均六分一馬力の計算なるを以て少しく餘裕を見積りて將來の需要を決定したるものなり)

然るに當時水力利用の途講せられたるもの少く、將來利用の餘地頗大なりしに依り那威は益水力の公有を希望し之を助成するに務め一一一九年八月新法實施以來一九一四年二月に至る間に國家の特許を得たる公共團體十一を算せり、而して其の水力使用に對しては一時納付金一馬力「クローネン」の割とし、年々累進方法に依り十「エール」乃至「クローネン」を納付するの定なり(例へばブライムの如く最初の二十年間は一馬力十「エール」とし次の三十年間は三十「エール」殘餘の期間は五十五「エール」と定め或はオーラの如く一馬力「クローネン」と定むるが如し)蓋スカンデナヴィア諸國は水力に關して極端なる國家本位主義の立法に傾かむとするものと謂ふべきなり、(神戸博士那威國水力國有法京都法學會雜誌七卷一二號所載參照)

二、瑞 西

瑞西に在りては水力利用に關する施設にして數個の聯邦に跨るもの尠からず是恰も我國に於て一河川の水利にして二府縣に關係ある場合と同じく關係地方に於ける取扱を同うせざるに依り種々困難なる問題に逢着したりしが、一八九一年「フライラント」會社は未だ利用せられざる水力は聯邦の有に屬し其利用并電力の輸送等に關する事務は聯邦に於て處理すべく、其の獨占事業の經營並之より生ずる収入の配分に付ては聯邦法を以て定むべきことを建議するに至れり、此の趣旨たる同國はスカンデナヴィア諸國と同じく石炭の産出に乏しく鐵道その他各種の製造工業に要する石炭は外國市場の供給に仰がざる可らざるに依り炭價は昂騰を免れざるに拘はらず之に代はるべき自然の水力に富むが故に水力の獲得に付ては自ら企業者の間に激烈なる競争を免れず水利に關する權利は爲に動もすれば投機的目的と爲る虞あるに依り其の弊の未だ甚しからざるに先ちて防遏し兼て水利に關する各聯邦の制度の統一を企圖せむとするに在り。

聯邦は此の建議に基き審議の結果一八九五年大體「Regering」氏の意見に依り建議の趣旨は尙詳查の結果に俟つべきことを決議し國有問題は之が爲遂に一頓挫を來せり(「Regering」意見の大要及之に對する聯邦の決議につきては Mayr 前掲二〇頁參照)

鐵道の電化問題及水力私營の利害に關する研究は一九二〇年に至りアーラウ選出代議士 Murr 氏の提議に依りて再燃したるも一九〇六年 Gruner 氏バーゼル土木建築協會の講演會に於て水利國有論は他の事業に對する同種の問題と異り設備に鉅資を要するのみならず經營上危険伴ふあり、技術上よりするも電信電話郵便等の如く頗容易なる事業と日を同うして論ず可らず、其の工作物の大部分は尙未だ冒險工事に屬し之を財政方面より觀るも水力電氣事業を經營する公共團體の實績に徴し私營に如

かざることを演述し（パーゼル、ゲンプ、チュリヒ等公共團體の公營に屬する水力電氣事業の設備が永く地方の需要に對應するに足らざるを示すのみならず、斯業の經營上の主眼點たる供給料率亦低廉ならざるに反しマイラントに在りては獨り電力の供給に餘力あるのみならず其の料金等につきても工業界に於て毫も非難の聲を聽かざるが如きグルユーネル氏は全く私營事業對立の賜なりといへり）遂に國家に投機せざるの原則を恪守するを要し、水力の獨占は却て國內工業の健全なる發達を阻害すべしと結論する（Grüner, D. Ausnutzung der Wasserkäfte S. 28 ff.）同國多數の説は國有論を排するに傾き、聯邦水利法制定に關する聯邦會議（一九〇七年三月三十一日）一八七四年五月の憲法法典中に追加して水力の利用に關する事務を以て聯邦の處理事項とし水利權の特許及電力の輸送に付公益を保護し併せて使用の目的に適應する利用方法を確保するに必要なる特別規定の制定を以て聯邦の立法事項とし、其の之を聯邦法を以て定めたるときは「カントン」に於て水力の利用を妨げざる限度に於て使用料を徴收し得べく水力の利用事業を施すべき水流水面に於て二以上の「カントン」又は國境に跨るときは特許及使用料の決定に關係「カントン」の意見を聽き聯邦に於て之を決定し、水力に因りて生ずる電力の國外輸送に付ては聯邦會議の承認を要すべく、而して此の聯邦法の規定は特別の制を設けざる限は現に存する水利權に適用すべきことを定めたり。

抑瑞西に在りては水法の規定は「カントン」に依りて法制を異にするも（西部地方は「コード・シヅキル」に則り河川に公私の別を認むる標準を河川が舟筏を通ずるや否やに依りて定め、東部地方に在りては大體に於てチュリヒ法に依り水流又は水面にして公共團體又は私人の權利第三者の私權の證據なきものは公共河川なりとす其の他ワード、グラウウンデン州等の立法につきては既に第二節第一目の末葉に述べたる所あり）最近の立法に屬するベルン州の水力利用に關する新法（一九〇七年）は水力の利用をして經濟的ならしめ且之に依りて務めて一般利益を進捗せむことを圖ると同時に既存有證の私權を保護するを以て基礎觀念と爲し水流水面に關する所有權關係は之を民法の規定に委ねたるも其の苟も私權の證據なきものは悉く公共河川と看做し其の水力を利用せしむるを以て國家の高權を構成せしむ唯河川又は水力に付私權の存するものあるときは利用は權利者の有する權利の範圍に止め、國家は之に關し必要なる河川警察上の監督權を行使するに過ぎず、國家又は公共團體に於て公共の目的の爲水力を利用せむときは收用法の規定に依り私權を收用又は使用し得べきことを認め、以て國家は必ずしも水力專賣主義を採らず従前の特許主義に依り、公共團體又は私人は國家の授權あるに非ざれば水力を利用することを得ざることを原則とするも、國家は公益上必要なる場合には自ら經營することあるべきことを定め（三條）特許に因りて國家の公利の犠牲と爲る

こと無からしむる爲、特許は企業が公益に反せざる場合に非ざれば與ふることなく又特許の場合には特許に因り施設すべき工事の施行に當り務めて自然の美觀を保全するの途を講ずべく（四條）競類ある場合には計畫の最善く公共の利益を保護するものに特許すべく條件全く同一にして優劣を判定するに由なきときは公共團體の企業に優先權を與ふべきものとし（八條二項四項）只特許の手續は公示するを原則とし（五條）特許官廳の審査權は近き將來に於て公共の利益の爲め國家又は公共團體に於て利用するの必要なきや否やの點に及び（七條）其の近く公營の見込あるものに付ては特許の申請に對する許否の決定を延期する等（九條）苟も國家の公利を増進するに必要な規定を網羅するのみならず、特許を與ふるに方りても公水の如き一般公共の利用に委ねべき貨物を永く特定人をして專占せしむるは水法に反するを以て特許期間を通常五十年と定め、期限満つるときは二十五年宛二回に限り伸長することを得べきものとし、利用百年に滿つるときは特許は之に因りて施設せる工作物と共に國家に歸屬すべきことを定め（一二條二項乃至四項）、工作物の存する土地及機械的設備は買收するを要するも國家に之を買收するの義務なきものとし、（公共團體の自己の設備として經營するものに對しては特許を無期限とし、組合又は株式會社として創立する仕事に對する特許にして其の持分又は株式が公共團體及公共團體の有に屬するものにつき亦同じ）、又特許期間内と雖も失効條件を定め、（三年間工事に着手せざるとき、竣功するも五年間利用を開始せざるとき、命令書の規定に違反するとき等の場合には特許は失効すべきことを定む（一二條））一旦失効したるときは再其の水力に付新特許を得る能はざらしめ（同三項）、國及公共團體の爲留保する特許の取消權を以てし（特許にして十年を経過したるものなるときは一年の豫告期間を以て公共の利益の爲にする事業の爲特許を取消し得べきことを認む（一三條））、別に買收權を認め（一四條）、其の他特許を受けた者に特別の義務を負担せしめ（一六條乃至一八條）、水力の使用に付料金を徴收するの制を立てたるも十馬力以下のものに對しては自由使用に任せたるを以て農業水車木挽用の動力に使用するもの、如き小工業は自ら保護を受くるの結果なりとす（二五條乃至二九條）、而して其の徴收する料金の十分一を積立て、特別資金を設定し事業より生ずる損害又は事變に困る危險の場合に於ける保護の資に充つる等（三〇條）、國家の公利公益に備ふること頗詳密を極め能く其の場合を悉し近時水法に關する立法の範を示せり。

三、佛國

佛國は永くナポレオン法典の支配を見たるも水利問題起り其の不備を訴ふるや一八九八年先 *Loi sur la régime des eaux* を

以て一時の解決に資せり、然るに今日に於て同國に於ける工業の勃興は國內に於て年額六千萬噸の石炭を要するに拘らず其の國內に於ける生産に俟つもの三分の二に過ぎず二十萬噸約四億「フラン」の鉅額に達する石炭は之を外國に仰がざる可らざる實情なるを以て此の問題は夙に同國に於ける重大問題として識者の間に研究せられ、一九〇二年には既にGrenobleに所謂白炭會會議の開催と爲り滿場一致を以て水法典の内容を一新して新なる時運の要求に應ずる法典の編纂に着手するに決せり、其の眼目とする處は「コード、シヴィル」が地役の章下に於て流水沿岸地の所有者に認むるに土地灌漑の爲にする流水の引用權を以てし又流水の通過地の所有者に認むるに通過地に於ける水利使用權を以てしたるが故に(§ 614. 1)曰く Celui dont la Propriété borde, une eau courante, Peut-on servir à son passage pour l'irrigation de ses Propriétés. - Celui dont cette eau traverse l'héritage peut même en user dans l'intervalle qu'elle y parcourt, mais à la charge de la rendre, à la sortie de ses fonds, à son cours ordinaire. 云々と)若し土地所有者にして此の權利を主張するときは之が爲水利事業の企業をして不能たらしむるに至るべければ水利の利用事業をして盛ならしむる爲此の點に改正を加ふるに在りしなり。

政府は此の建議に基き調査の結果一成果を得たり、之に依れば水力に因り百馬力以上發電するものは公共の動力設備として國有とし、之が利用は工業又は一般供給の目的の爲一定の期間私人に特許すべきも百馬力に満たざるものに在りては全く私人の企業に委ねんとするものにして工業界より種々の批評出でしが政府は農業上の目的の爲にも發電水力の利用を圖らむと欲し一九〇四年には農務大臣は水力の利用に付農業組合 Associations agricoles の成立に務むべき旨地方廳に訓令し組合の成立に對しては補助を與へて獎勵する所ありたり、是畢竟同國に於ける政策の實行として電力の供給を地方農村に普及せしめ農業人口の漸く都市に集中せむとするの傾向を防遏すると共に所在の地方に治ねく小工業の發展を見るに至らしめんと欲したるに外ならず。

今佛法の要領を摘録すれば Usines hydrauliques Privées Priviléegées et déclarées d'utilité publique を區別し企業者は發電所の建設に必要な土地、堰堤を築造すべき箇所を於ける河岸の側及問題の流路延長四分一以上に對し水利權を占有することを立證するを要し、(二條)競願あるときは計畫の最大なるものに優先權を與へ、其の區別し能はざる時は出願の先後に依りて決すべきものとし、地方に對する水の供給及農業上に於ける灌漑の利につきては特に顧慮する所あり、水力設備の企業者は利害關係人の要望に依り從來水に付利用し來れる慣行あるときは此の目的の爲必要なる水量を自然の儘貯蓄し若し利用後舊河床

に復歸せしむべきものとし(六條)然らざる場合には裁判所は申請に基き水の自然供給が企業者に與ふる損失にして給水及灌漑に因りて利害關係人の受くる利害より大なりと認むるときは金錢給付に依り利用權を買收することを得べからしめ其の他の一般水利權は金錢に見積りて補償買收し得べきを原則とするを定め又水力占用者にして大なる水力事業の爲水利を奪はるゝものあるときは其の失ふべき水利は電力の形に於て處置せしめ、唯其の電化に要する費用は之を企業者の負擔とすべきは勿論とす而して水量の自然供給電力の形に於ける動力の供給又は損失の補償に付承諾するときは同時に其の地上地下に電線路の施設を認容すべき強制義務を負担し、企業者は送電路施設の爲地上の工作物に支柱其の他の施設を爲すの權利を取得し、又特許せる水力設備に對しては他人の土地の上に堰堤其の他水力利用の爲にする工作物施設の爲地役權を認め、沿川土地の所有者に對しては水位の昇騰に起因する損失に付完全に補償を請求するか又は其の土地の買收を請求することを得べからしめたり。

第一種水力の特許に對しては無期とし、放肆の弊なからしむる爲申請は參事院の特許に俟たしめ新設備に因りて生すべき利益は其の法定強制義務の負擔に任ずるに足るべきを認めしむるに足らざる場合に非ざれば特許を拒否することを得ざるものとし參事院の決定に對しては通常裁判所に出訴するの途を開けり。

特許は沿岸占有者の任意組合より申請することを得べく其の特許は一時又は永久に第三者に讓渡することを得べしと雖も第一種の特許に對しては國家に歸屬權、買戻權其の他公課を徵するの權を認むることなし、乍併此の場合には企業者は第十年目を経過する迄は國、縣、市町村又は公共團體の公共の利益の爲要求あるときは水力の一部を低水の場合に全水力の四分一を超えざる範圍に於て一定の價格を以て處分するの義務あるものとす。

第一種の特許は特許したる設備又は其の一部が特許の日より三年内に竣功せざるときは失効すべく又公益保護を目的とする法規を遵守せざるときは特許は取消さるべきことを定め、其の一般利益の爲私有河川に付水力を利用せんとする施設に在りては特別の規定を設け、動力供給の主たる目的が國縣其の他公共團體の爲なる場合を含み、此の種の特許に對しては期限を付し期限経過後に無償にて國に歸屬せしむるも(一五條)國に於て自ら事業を經營せんと欲せざる場合には最後の十年内に新特許を與ふべく此の場合には舊特許權者は優先して新特許を受くるの權を有し、舊特許の期間滿了前五年に新特許與へられざる場合には舊特許權者は現在の條件の下に更に十年間前特許の伸長を請求することを得べからしめたる等佛法に在りても水利に關する設備の能く國家公共の目的に適應せんことを期し、其の規定は瑞法と共に水利法の模範と爲すに足れり。

四、伊 太 利

伊國の水法は一八五六年の古法(Lege sui Lavori pubblici)及一八六七七年の公水使用免許條件に關する規則(Reg. sulle modalita da seguirsi per la concessione e per l'uso di acqua pubbliche)を首とし、水利に關しては夙に國家高權の發動を認めしが(一八八四年公水の利用に關する法律及一九〇七年の水法草案の如き皆此の主義を襲ひて今日に至れり)一八八八年工業の目的の爲水流を引用する組合に關する法律發布せられ五十馬力以上の水力設備に對しては國家は縣市町村又は私人に於て費用の五分一以上を負擔するときは利息に付最初の十年は三步、次の十年は二歩其の次の十年は一步を限り保證するの外商其の工事費に對し國庫より一時立替を爲す等獎勵の方法を講じたるに依り其の水力の利用を激勵したること少からず。

然るに伊國は瑞西瑞威諸國と同じく石炭の産出乏しき地方なるを以て此の國に在りても亦國有鐵道の電化問題の研究と共に水法編纂の爲一八八九年委員會の組織成ると共に一九〇三年にはナポリに對しヴォルチュルの水力を無償無期限にて特許したるを嚆矢として同國には夙に公共團體をして事業を經營せしむる爲に發布せる公營法(L. sul l'assunzione diretta dei pubblici servizi da parte de comuni)の備はるあり上水、燈火、動力の供給、街鐵、電話等の公共的企業の範疇に屬する事業は凡て公共團體の專業として獨占的に經營せしめ此の目的の爲には市町村の組合を組織して事業の遂行を容易ならしむるの途亦開かれたるを以て其の水力事業の如きも公益事業として發達を見んとする形勢なり一公共團體は一定の事業にして開業後二十年を経過したるときは特許權を有する私人より其の事業を引受くることを得べく(特許期間六十年未滿のものに在りては全期間の三分一經過するに非ざれば此の權利を行使するを得ず但し開業十年以上に及ぶことを要す)又一定の條件の下に買戻權を實行し得べく、其の法定にかゝる公企業の特許を私人に與へんとするときは前掲以上に有利なる條件を以て買戻權を留保するを要すること定めたるが如き皆公營事業法の規定する所なり(二二條乃至二七條)而かも工部大臣の命令に依り水力に對する特許の出願あるときは先以て其の出願にかゝる水力が鐵道の電化に必要なべきや否やを中央鐵道廳に於て決定するを要し、其他日の電化に必要なるときは特許を與へざることをし既に此の方法に於て多數有利の水力の他日の電化事業の爲留保せらるゝものあり(伊國に於ける水力國有論急先鋒はナポリ Nezz 教授にして「伊國水力に就て」(sulle forze motrici delle acque del Regno d'Italia)の著あり氏と拮抗して私營論を主張するを上院議員 Colombo とす、抑水力を以て社會の公有なりとするの論は政府案の上院に附議せられたる際此の人に依りて論争せられたるものらなり、斯くて改案せられたるもの一九〇七年の草案なり)

伊國法案に於ては先づ政府は鐵道運輸内國舟運及其他現在並將來に於ける一般公共の需要に應ずる爲河川及其の一部を留保し國及公共團體の共同の目的の爲に水力を利用することを得るに容易ならしめ、大藏大臣工部大臣の同意を得て關係各省の委員及工業代表者より成る委員會(或河川に付き留保權の目的に適應すべきや否や並特許の申請、負擔せしむべき條件及異議の申立あるときは其の異議に付意見を決定するものとす)の議に依り留保すべきや否やを定め(二二條)、此の留保は五年を以て期限とし期限經過するも尙官に依りて利用せらるゝに至らずと雖も公益の爲重大なる理由存續するに於ては更に三年を限期間を伸長することを得べからしめ以て私人の企業を不當に抑壓せざること務む(二二條二項)

水利權の特許は大藏大臣の請議に依り勅令を以て之を與ふ、政府は特許前、申請人に對し水の引用實施に必要な資金を準備せることの證明を徴し(二六條)以て企業成功の確否を認定せしめ、特許の内容は契約を以て定むることとし水量使用方法水路餘水吐等に關する事項は勿論農業工業及衛生上必要な保障及國庫に收入すべき料金の徴收に關する事項を定めしめ、(契約は利害關係人に於て召喚狀受領の日より起算し三月内に署名することを要す、署名なきときは申請は棄却せらるゝものとす、(九條)又擔保として少くとも年々の使用料として納付すべき二年分の金額に相當する金額を供託するを要す、申請人の責に歸すべき事由に因り特許失效するに至るときは供託金は國庫に歸す(一四條))又實施設計の提出、工事の着手及竣功に付期日を定め、特許の期間は原則として三十年とし、期限に至るときは更に原期間を限り期間の伸長を申請することを得、伸長期間満了するときは特許を更新するの權は國家に在り(私人と雖も公共事業を經營するものなるときは特許期間は五十年とす、但し此の場合には満期と爲るときは水力利用に關する各種の施設は附屬物と共に公共團體又は關係州に委付するを要す(一二條一項三項))

特許消滅するときは河敷河岸堤防等に付き公益及第三者の私權を害せざる爲附したる條件を遵守するに必要な施設を爲すの義務を負擔せしめ、又其の特許に因り河川に施設せる工作物は現存の儘とし原狀に回復するを命ぜざる場合には國家は工作物に付補償の義務なきことを定め(九條)工事の施行に對しては風致の維持に付き特に注意せしめ以て公益上に顧念して經營施設すべき水利の事業に對し國家をして十分に干與する所あらしめむことを期せり。

伊國に特別にして推稱に價ある法制は水力の存する地元公共團體の利益を保護するの目的より水力を地元公共團體の地區を距ること十五「キロメートル」以上の地區に供給するに在るときは利用水力名義價格の五分を取水河川の水路上下十五「キロメ

「トル」の間に介在する公共團體に公納すべきことを定め(一八條)縣外に供給せんとする場合にも之を適用せると(一九條)公共河川につきては元老院議員大審院又は控訴院の判官及各省高等官六人(立法治水電氣に關する智識經驗ある者より簡拔するものにして大藏工部兩省より各二人農務内務兩省より各一人の割當とす)並農務大臣の奏請する工業家より成る上級特別廳を設け(四五條)以て河川の行政及水利關係より生ずる爭議、損失の補償に對する訴願等につき裁決せしむる機關と爲せる點なりとす(四五條乃至四九條)

五、獨逸諸國

獨逸諸國に在りても亦萊茵地方には近時水力を大規模に利用せむとするの運動あり、其の利用割合よりいふときは瑞西の如き或は伊太利の如き石炭に乏しきを訴ふる國に在りても其の天然に有する水力の既に有効に消化せらるるものは僅に四分一に過ぎず若し夫れ那威に至りては五分一、我國及瑞典に在りては七分一強に止まるに拘らず獨逸諸國に在りては殆大半を消化するの狀にして此の點よりいへば獨逸は眞に世界獨歩たり、是猶恰かも帝國内各聯邦の利用割合が普國三割五分、巴丁二割弱、巴威里一割三分、エルサス、ロトリンゲン一割強、索遜一割弱、ヴェルテムベルヒ七分強、其の他の聯邦七分の割合にして總馬力數より云へば巴威里の半にも達せざる普國が優越なる地位を占むるが如し、蓋普國は工業に富み苟も水力の利用し得べきものは自ら利用せらるるに至れるを以てなり(巴威里國發電水力總馬力は約七十萬馬力と註せらるるも利用せらるるものは十萬馬力即五分一に満たず、巴丁に在りては約三十萬馬力中十餘萬馬力即三分の一強は現に利用せらる、而して普國に至りては三十萬を超ゆる幾千ならざるも二十餘萬馬力は既に利用する所に係る、其の他索遜ヴェルテムベルヒ等は總馬力に於て僅に五六萬に過ぎず從て此等は著聞せざるものと看做し水利法に關係の研究中より姑らく除外することとし以下巴威里巴丁普國につきてのみ述ぶる所あらむとす)而して獨逸に在りては會て帝國法制定の際水法の規定を統一せんとし企てたるものなきに非ざるも遂に民法施行法は六五條六六條に於て水に關する各聯邦の法規は統一民法の施行に依りて影響を受くることなきことを明にせり。

(一)、巴威里 巴威里はアルペン北輪に於て水力に富むと雖も其の容易に利用し得べきは上巴威里の湖水より落下するものにして他日南巴威里地方に於ける鐵道の電化に供する爲之を留保すべしといふ議あり、夫れ然り、故に新水法編纂の議風に起り、法案は一九〇六年晩夏議會の協賛を経、翌年三月水法法典として公布を命ぜらるるに至れり、新法の要領左の如し。

(一)、河川に公私の別を認め、法律は定義して舟筏を通ずるに用ふる河川及水流並其の支川及國に於て舟筏航通の便を圖る爲開設せる運河の類を以て公共河川なりとし(一條)其の公共河川としての性質は行政官廳の認定せる時期を以て始まるものと爲せり(同二項)、公共河川は國有に屬す(二條一項)るも其の沿岸は沿川土地の所有者に屬す(五條一項)、沿川土地の所有者は水利事業の適法經營に必要な限度に於て發動機關の占有者及其の使用人の沿岸に立入ることを認容せざる可らず(立入に際しては損害を避くるに必要な注意を守ること)を要し損害を生じたる時は占有者は損害の原因を爲したる行爲者と共に責任すべく、建物及所屬庭園並塙壁其の他に依りて取圍まれたる土地には立入ることを許さず(五條三項)

公共の河川に非ざるものは私川にして水流水面を含み私有河川は沿岸土地所有者に屬するあり(二一條)國家に屬するあり(二三條)第三者例へば公共團體に屬するあり(二四條)、其の國有又は他の人格者の所有に屬せざる私川は其の貫流する土地の構成部分たり。

(二)、河川の利用につきては一般使用と特別利用とを區別し、特別利用に付ては川敷内を占用して特別の施設を爲さざる水、砂礫、土石、竹木の採取等の如き場合と川敷に堰堤其の他工作物を施設するに因り水を使用する場合とを區別し、後者に在りては行政廳の許可を受くるを要す、其の之を變更せむとするとき亦同じ。

(三)、水利使用の特許は水利が公共河川、國有私川、又は其他の私有水面の孰れに關するかに依りて其の期限を異にす、第一種なるときは行政廳に於て七十年を以て期限とし、期滿つるときは設備を擧げ無償にて國に歸屬すべく、又特許期間中と雖も行政廳は何時にても取消し得べきものなることを定む、使用水量及使用の方法亦官廳の決する所に係り、特許官廳は右の外企業者に對し農業林業商業工業等の公益の爲必要な條件を付し又は競願あるときは公共の福利に著目して選擇を爲し特許を一定の經營目的又は特定の企業者に制限することを得べし。

(四)、公同の利益と爲るべき水利に關する施設を容易ならしむる爲共同の福利又は共同經濟の利益を計るを以て企業者の目的とするときは堰堤貯水池等の工作物施設の目的にて公共水利組合を組織することを得べからしめ組合の企業に對して土地收用法を適用し得べきことを認めたるのみならず一九〇二年のヴェルテムベルヒ法に則り企業者に強制權を與へ、土地所有者をして企業者に就て堰堤等の工作物施設の爲其の所有地の地面又は地中に水路を施設することを認容せしむると共に企業者をして補償に代へ權利者の利用せざる私有河川の水を請求するを得べからしめ、其の目的とする使用が工業に對し頗有益にして權利

者に於て行政廳の要求に依り相當の期間内に自ら利用せざるか又は其の利用を妨ぐる特別の事情を證明するときは行政廳より使用せしむべきを命ずることあるべく、若し沿岸土地の所有者にして其の所有にかゝる私有河川の水を利用する爲堰堤を造設せむと欲するときは補償を與へて對岸の所有者より對岸の利用及必要なる場合には川床の利用を請求することを得。

舟筏路を施設する爲公共河川の水の利用又は工業の爲にする公共河川若し私有河川の利用は堰堤の設備又は他の取水若し放水設備を共用するに非ざれば目的を達せざる場合には權利者は設備の費用を分擔し、設備の占有者に對し共用に因り生ずる損失を補償するの條件の下に共用せしむることを得、設備の占有者に屬する水利權の行使の爲共用せしむること至難なるか又は施設の共用より生ずる損失が強制に因り(後の特許權者に對し)得べき利得より著大なるときは此の限に在らず。

巴威里法に於て注意すべきは政府が議會に對し主として小工業及農業に電力を供給する目的を以て下級公共團體及公共水利組合に於て堰堤發電貯水設備を爲すものあるときは之に資金を貸與すべき地方開發資金設定に關する新法案を提出したること及發電の爲にする水力の使用に對しては成るべく料金其他公課を徴することなく間接に事業の獎勵に盡せるの一事とす(III)、巴丁 巴丁に在りては新水法及新收用法共に一八九九年六月二十六日付を以て發布せらる、新法の規定に依れば

(一)、自然又は人工に依り舟筏を通ずべき水流水面運河を以て公共河川とす、年々の通常洪水に際し本川の逆流を受くる支川其他公共河川の目的の爲に貯水し若し若し分流合流する池沼及支流川を含む、公共河川は凡て國有とし水面にして他人の所有權を證據なきもの亦國有とし、國家は常に河川又は其の一部に人工を加へて舟筏を通しし得可らしむる爲自ら施行し又は第三者をして施行せしめ以て河川に公共的性質を附與するの權を保留す、之に因り損失あるときは國家又は特許權者は河川に付所有權又は使用權を有する者に對し補償するを要す。

巴丁法に在りては巴威里法と異り私有河川の制を認めず、自然の水流にして公共河川以外のものは河床の疆界内に存する部分所在公共團體の有に屬し河川疆界線に跨る場合には疑あるときは水流の中央線を以て所有權の限界とすべきを定めたるが故に水路にして純然たる私有に屬するものは僅に人工を以て開設せる非公共水路及流れざる水面あるのみ、然るに此等純然たる私有に屬するものは殆んそ水力使用の問題と爲ることなきに依り實際に於て水力設備の法律關係を判定する必要があるは水路の國又は公共團體に屬する場合なりとす。

公共河川に付きては國家に屬し自然の非公共河川に付ては公共團體に屬する所有權は私法上の解決方法を以て他人に讓渡し

若し擔保に供することを得ず。

一般使用以外の特別使用は同一水路に付存立する他人の水利權及所有權の侵害と爲ることなく全水利權に對し其の土地の爲水より出来る丈の利益を獲べきものなることを要す、而して特別利用權の特許は絶対に國家に屬す、公共團體は非公共水路に付第三者の既得權の對立せざる限り其の特別利用權を自ら行使し若し契約に因り第三者に貸與することを得此の場合には六十年を一期とす。

(二)、公共水路に在りては特許を以て附與すべき水利權の爲(イ)反對給付として相當の對價を定め(ロ)特許消滅するときは水利に關する施設は原狀に回復する爲除却し若し無償又は設備費を超過せざる程度の對價を以て國家又は公共團體の所有權と爲し(ハ)關係者に對し不公平と爲らざる様設備に由りて目的とする利用の効果を委付する爲關係者の更に大なる範圍に請求すべき價格に關しては官廳に於て決定すべきことを留保するものとす、如斯して始めて水力の共同利用を獎勵し兼て水利特權を有する者に依り關係者の冒險の利用を避け得べし。

特許には期限を付するものとす、其他強制義務を課する等水利使用を容易ならしむるに必要な制度は巴威里國に同じ、(三)、普魯西 普魯西新水法は水流と水流に非ざる水とを區別し、自然又は人工の川床を斷えず又は時時地上を流るゝ水(其の地上の水源及湖沼等湛水池にして水流の水源を爲すもの並其の地下を流るゝ部分を含む)を以て水流と稱す、(但し養魚其他の目的に供する爲人工に依り水流と通ずる水を貯へたる土地は水流に屬せず又溝渠は數人の土地の排水の用に供するに非ざれば水流と看做さず、人工水路に依りて排出せらるゝ水面は水流目錄に前段の定あるものゝ外水流に算入せず、水車溝灌漑水路にして水路と看做し得べきものは疑はしき場合には人工水路と見るべきことを明言せり)。

水流に非ざる水は其の存する土地の所有者に於て自由に處分し得るを原則とす、雖も其の使用處分は一般水利と影響なしとせざるに依り法律は此の點につき二三の規定を設けたり、(例へば(一)土地所有者は地上水流の外に流通する水の疏通を變して低地の負擔と爲すことを得ず、低地の所有者は他人の土地より自然水の流下せざる様阻止するの機能を有すべく、(二)水流に非らざる水面の所有者は地下水の状態が他人の不利益に變更せられたる場合には之を干拓し又は水位を著しく低下せざることを要し又之に水其他の流動體又は物件を投棄して他人に損害を與ふるまで不潔ならしむることを得ず、殊に(三)地下水の利用に付きては其の土地所有者の權利行使に付制限を加へ一定の條件あるに非ざれば其の自己家計上の用に供するより以上に使用

せしめざることをし、場所に於て經濟上に於て密接の關係ある土地の疆界を越え地下水を引用せむとするときは特許を受くることを要せしめ以て多量の地下水を引用するに因りて生ずる土地の損失を濟はむことを期せるが如き皆必要なる制限規定と見るべし。

而して水流に對しては所有權の成立するを認め第一級の水流は國家に、第二級第三級の水流は沿岸土地の所有者に歸屬することを定め、後者に在りては沿岸土地所有者に認むるに水流の含む水を専ら利用し得るの權能を以てし、此の權能に對しては一般の警察制限に服せしめ且留保するに特別利用の特許を以てせり。惟ふに公共河川は一般使用の範圍を成るべく擴張するは極めて望まじきことなるも既に本法が沿岸土地の所有者に對して水流の所有權を認めたる以上は特別の制限なき以上は當然水流に付自由に使用處分し得ざる可らば、然るに水利の關係は頗る廣くして重きが故に斯くの如く放任するは決して公安を維持し並國民經濟の發展を期する所以に非ざるを以て公利と私權との間に調和を圖る爲法律は一面水を利用消費し若は水流に注水し又は水位を昇降せしむる等水利經濟上重要な使用處分に付きては嚴格なる法律上の制限を付し此の制限以上に特別使用を爲さんと欲するものあるときは其の水流の所有權者なると否とを問はず必ず官廳の特許を要するものとすると同時に他の一面に於ては之が爲理由なくして一般使用を困難ならしめ又は必要な之を不能ならしむるが如きことなきを期せしめたり。

水利權の特許は一定の計畫に基く企業に對してのみ之を與へ漫然水利權を附與せしむることなく又其の特許せらるべき利用の目的は國民經濟上重要なものに限られ、水の使用權の濫設を防ぎ以て正當なる共同の利益を増進するに務むると共に特許手續重慎密にし之が許否に付ては先づ特許の申請を公示し之に關係ある既存の水利關係を明確ならしめ特許は公安を害し又は他人の權利を毀損するの虞ある場合又は起業者が帝國臣民に非ざるとき若は營業會社にして帝國内に主たる事務所を有せざる場合に非ざれば拒否することを得ざるの原則を定め且起業者に水利使用の對價を支拂ふ負擔を禁ずる等私權と企業との保護に缺くる所なきを期せり。

其の他特許には必ず期限を付すべきは勿論企業者をして公安を保持し及他人の私權の毀損を防護する爲必要なる設備又は行爲を爲さしめ或は企業に對して付したる條件の遵守に付擔保を供せしむることを得べからしめ又其の特許に因る利用が著しく公安を害するときは國、公共團體又は水利警察の申請に依り特許官廳の決定を以て關係者に補償を與へ又は特許を制限し若は之を取消すことを得べからしめたり。

更に利用權競合せる場合の協階方法を定めたるは本法に特有なる點の一として擧ぐべし、抑一水流に付多數の利用權成立するときは利害互に相反し利用方法の如何に依りては他の利用を排斥することあるべく或は現存する水を以てしては到底權利者全體の需要を充實するに足らざることあるべし、是水流の關係に變動を生ずる場合に於て常に見る所なり、例へば注入する水の減少、自然の出來事に因り又は現存する權利の利用増進せる爲水の損失増加其の他水の混入することなきを以て利益とする權利者あるに拘らず權利者中に其の使用せる汚水を水流に注入するが如き場合等に於けるが如し、此の如く利害相反する場合には私法上相互間の協定に依りて解決を見ること頗る難きものあるを常とす依て本法は協階手續を定め、利用すべき水量時期及方法を如何に決定せば權利者相互の間に於ける利害關係に最適應すべきかを公法上規律し得可らしめたるものなり。

水利の爲めに施設する設備中堰堤貯水池は公安公益及私權と關係する所淺からざるを以て水量標の設備を命じ堰堤工事に因りて生ずる危害を豫防するの施設を命ずる等特に詳密なる規定を爲せり、法律は明文を以て堰堤の何たるかを定め、水の疏通を遮するに因りて水位の昇騰又は水の集蓄を目的とする水流に於ける設備なりとし、其の施設の一時に止らざるものを支配するものとせり、又貯水池に對しては法律適用の範圍を明定し利害關係の較重大なるものに止め、貯水の爲にする工作物の高五米突以上にして貯水量十萬立方米突を越ゆるものに限れり、元來貯水池は近時殊に普國の西部諸州に發達を遂ぐるもの著しく經濟上極めて重要な價値を有するに至れり、是を以て新水法は一面に於ては其の設置及利用を可及丈奨勵し最近の觀念に適應する規定を設けると同時に他の一面に於ては其の設備に由り他の利害關係者に對し生ずることあるべき危害を豫防するに注意せり。

其の他強制權に對する規定組合組織に關する規定又は水流の登記に關する制度等を確立せること大體に於て他の諸國と同じと雖巴威里よりも更に進むで水利權の特許に對し使用料其の他の名義を以て公課を徵收することを得べからしめたるは普國法の特色と見るべし。

第三、アメリカ合衆國の水利權

本説はアメリカ合衆國に於ける灌溉法の權威キネー(Oleson S. Kinney)の著「灌溉と水利權」(Irrigation and Water Rights Vol. 1.-4. 1912)の第四十一章水利權の本質に就き農林省鵜崎多一郎氏が全譯せられたるものの要旨を紹介する。

茲に、本論に先立ちて、一應、水利權の基礎を與ふる諸原則に就き略説し、専用主義の立場を明にせん。近來のアメリカ合衆國の灌漑法は殆んど全部西部諸州の裁判所及び立法府の所産たり。さり乍ら、此等判例及び立法に表はれ、之に依りて打立てられたる水利規律の原則に三の主義あり。(一)は沿岸者權利主義

(The doctrine of riparian rights) (二)は民法主義(The civil law doctrine) (三)は専用主義(The doctrine of appropriation)なり。のみが水利權を有すとし、總て沿岸所有者に均等の權利を許すものなり。

(二)の民法主義はスペインに其の源を發し、メキシコに傳へられ、後アメリカの西部に來りたるものにして、こは沿岸所有者の財産とし、水利使用の權利を州の許可に依りて賦與せんとするものなり。

(三)の専用主義はアメリカ合衆國固有の原則にして、アメリカの西部に法治的政府が樹立せられざりし時代の曠山に於ける慣習に其の源を發し、乾燥地方の必要より生ぜるものなり。こは水流を公共財産とし、其の使用は國の警察力に依る公共的管

理に従ふものとす。此等主義の採否並其の可否は州に依り區々にして、又同一の州にありても法の認むる所と裁判所の採る主義とを異にせる有様なり。乍併、一般に水の使用が水力並舟航に使はるゝ濕潤地方に於ては其の水利經濟的見地より沿岸者主義を可とせられ、水を主として灌漑に使用せる乾燥地方に於ては水は使用せらるゝのみならず消費せらるゝ事情なるを以て専用主義を可とせらる。

此の専用の法律、慣習、判例は一八六六年に國會に依り認められ、此の専用主義を法的形式に於て最初に採用せる州はコロラド州(一八七六年)なりき。今日、専用主義の原則は、灌漑水利問題の最も喧しき西部諸州に於て相當廣範圍に採用せられ、水利規律の主たる原則なり。

アメリカ合衆國の水利權の性質及び範圍を知る爲即ち水利權の本質を知る爲に本章の教示する所諺からざることを信す。水利權の本質

一、本論の目的

本論は乾燥地専用主義(The arid region doctrine of appropriation)に基ける水利權の特質並其の權利行使の範圍を論ず。

二、判例に現はれたる水利權

モンタナ州最高裁判所は、乾燥地専用主義に基ける「水利權」を「水を使用する法律上の權利」と定義す。コロラド州最高裁判所は、次の如く判決せり。「原告は水利組合の溝渠を流るゝ一定量の水を獲る權利を主張す。此の權利は溝渠に對する一種の地役權にして不動産に附屬せる權利なり。蓋し、永久的權利なるを以て原告の繼承人に相續し得べき無形相續財産即ち自由保有財産(a free hold estate)なり」「水利權は自由保有財産なり」「當所判例にありては水利權は不動産にして動産に非るなり」夙に、専用主義の法律の發達期に於て、カリフォルニア裁判所は「流水に對する權利は河床の所有に依りて表示せられたる相續財産即ち有體財産なり」と云へり。

三、水利權の定義

乾燥地専用主義に基ける水利權とは「自然水流より水を法の下に所有、専用する獨立の排他的財産なり。此權利は水を有効なる使用或は目的に事實専用する限り繼續するものなり」と定義し得。此權利は水を専用者の頭首工迄他人の土地を流れしむる權利を含む限り無體相續財産なり。乍併、水が一度専用者の溝渠或は貯水池に入り、事實使用の目的に保有せらるゝに至らば、水は有體的相續財産となるなり。

四、水利權は排他的權利なり

専用主義に基ける「水利權」の定義として、吾人は「水利權」は一種の排他的權利なりと云へり。此特質は、水を自然水流より使用する權利に付て、普通法上の沿岸者權利主義と専用主義との間に存せる最重要なる差異の一なり。普通法に於ては、各人の水の使用權は同一水流の沿岸所有者全體の均等乃至相對的なる使用權に基づく。

カリフォルニア裁判所は一八五七年の判決に於て次の如く宣ふ。「水を専用する組合は、水を専用の目的に使用し得る單一の排他的權利を有す。乍併、組合は其の使用を阻礙せられざる限り訴訟の理由を有せざるなり」此場合、組合は其の有する權利が水流の全部を含むとも、其の權利を誰人にも分つことを得ず。

最近のオレゴン州の判例に於て「水の専用と沿岸所有に基く使用との差異の一は前者は單獨の小作を期するに反し後者は本質的は云はゞ同一水流の全沿岸所有者との共同小作たるなり」と云ふ。

此最初に水流の水を専用する者の有せる排他的權利は亦其の支流或は其の他の用水源に對する權利をも含む。乍併、此排他

的權利は他人の使用が此權利に牴觸せざる場合、他人に對し同一用水或は同一水流の餘剰水の使用を制止する權利を含まざるなり。又、同一用水が其の上流に於て水力利用の爲専用せらるゝ場合あり。斯る場合水が量に變化を來さずして水流に戻り或は水質に低下を來すこと無くば、之に對し既得専用者は不服を唱ふることを得ず、カリフォルニア裁判所は最近の判例に於て次の如く述べ、要領左の如し、「或地點に於て一定量の水を使用する權利を有する者は、水質或は水量を損ねざる既得者の使用に對して不服を唱ふるを得ず。更に、水の餘剰に對して其の要する額以上の水を獲る權利を要求することを得ず。」

五、水の專用は法に従ふを要す

水利權の本質的要素の一は、水利權の基礎を爲す水を専用するには其の専用せる州の法律に従はざる可からざることなり。不法的引水は、一定の歳月を経、時効に依りて權利を取得するに必要な條件を供ふるに非ずんば權利を有せず、起訴し得べきなり。専用せる州に法律或は水法典あらば、其條項は法に許容せられたる便益を保證すべく、嚴密に適用を要する勿論水利權は成文法に従はずして單なる引水或は使用に依り取得することあるも關係の原則(權利發生の日附等)は適合せず。

六、水利權は制限附占有權なり

專用主義を歴史的に考察せし際検討せし如く、水利權は國有地の自然水流及び其の他の用水源の水を所有せることに生じ、此點は鑛區を所有せる鑛業者の慣習に従へり。故に、初期の水利權は占有權と考へられ、又事實所有權に過ぎざりき。今日に於ても尙水利權は占有權に過ぎざるなり。而るに、一方、法律は鑛區の所有權者が其の權利を世襲財產たる絕對的權利として保持し得べく規定せり。

水利權に就ては其の所有者が世襲財產たる絕對的權利を保持し得べく規定せる法律無し。水利權なる權利は未だ世襲財產たる權威を有する權利に迄高められず。而も、此占有權は其の要求する水を繼續的に有效なる使用或は目的に用ふるに依りて附ける制限附占有權に過ぎざるなり。故に或る期間其の使用條件に従はざれば其の權利は消滅し事情如何に依り放棄と見做さるゝか、法律に依り剝奪せらるゝなり。之は當然の理なり。

二、三の判例及法律は水利權を特典(privilege)特權(franchise)或は特許(license)なりと定む。一般法律に於て、水利權の存續は其の設定せる州の地方法の條件に従ふ。此等の法に従はざれば權利の放棄或は剝奪を來すなり。

七、水利權は繼續的使用を條件とす

水利權の繼續は、水利權を取得する以前に於て水を有效なる使用或は目的に利用し、少くとも自然水流より導水し或は配水するは勿論、水を繼續的に使用することを必要條件とす換言せば、水利權は單に用益權的のものにして此の權利は事實上使用或は占有せらるゝ限り繼續し、然らざる場合は消滅す。即ち専用者の水に對する財產權は、水が逸出し彼の所有より離るれば消滅し、其の水は他人の使用に専用せられ得るなり。水利權自身に就ても亦同様なり。

權利が行使せられず若くは其の權利に依り要求せる水が放棄或は喪失を來すべき期間使用せられざれば、其の權利は既得専用者の手より失はれ、其の要求せる水は他人に依り専用せらる。乍併、最初の専用者が水利權を保持する限り、彼の所有の權利は他人の制約を受けず、後述者に對し排他的なるは勿論紛ふべくも無く排他的用益財產權たるなり。

八、水利權は溝渠其の他工作物等の權利より獨立す

水利權並此等工作物は同一人に依り所有せらるゝことあり。又甲が水利權を、乙が溝渠其の他工作物を所有することあり。有效なる水利權は、堰堤、水路と兩輪の如き密接なる關係を有するも、此等工作物とは全く別個のものなり。此等は別個に訴訟を提起し得る損害の原因となり、又別個に損害賠償を請求し得るものなり。假令、初期のカリフォルニア判例は次の如く判決せり。

用水を取り除き、或は其の使用を妨げ、或は原告の用水權に異議を唱ふる等のこと無くして、堰堤及水路を侵害し又は破壊し、或は此等に對する權利を主張して堰堤及水路を占有する場合あり、此場合、原告は不法の侵害に對し或は堰堤、水路及其の敷地を構成せる土地の占有を恢復する爲に訴訟の理由を有す。

更に、水は堰堤及水路に交渉無くして分ち取らるゝ場合あり。又溝渠の所有權並溝渠を通じて引水する水利權は、互に相異なる關係人に存することあり。即ち一權利の存在は同一の關係人に於て他の權利の存在を必ずしも必要とせざるなり、溝渠は水利權を保留しつゝ讓渡し得られ、又之と反對に水利權は溝渠を保留しつゝ讓渡し得らるゝなり。溝渠は水利權の放棄無くして破壊すること可能にして、而も其の際必要の分水を爲すために他の場所に溝渠を新築することを得るなり。又他の水利權占有者の使用する場所に導水する目的明かなる場合、關係人は此目的の爲に溝渠を建設し得るなり。溝渠の權利並水利權は相異なる關係人或は同一の關係人に所持せらるゝことあり、即ち、此兩者は別個の財産なりと雖其の一は他に從屬するものなり。水利權が溝渠の爲に特に用ひらるゝならば水利權は溝渠に從屬し、同様に、之と反對の場合には溝渠は水利權に從屬す。

權利を甲に認めんとする判決は、甲乙兩者の權利の所持者が共に訴訟の原告に非ずんば、乙に權利を認むる判決を爲し得ざるなり。溝渠築造の許可を取消す場合、此取消は其の溝渠に流るゝ水の使用權を侵害することを得ず。(水利權は財産「Property」の譯語で有體物に非る權利をも含む)の一種にして溝渠其他水利工作物等の權利より獨立するを原則とす)

九、水利權は水路なる財産より獨立す

水利權は溝渠、水路、其他水利工作物の場合に於けると同様、水流の水路に對し取得したる財産權より獨立す。專用者は專用のみに依りて直ちに專用する水流の水路に對し權利を取得し得ざるなり。水流の水路たるものは土地にして、此土地に對する權利は唯聯邦法の規定せる方法に依り政府より取得するか或は土地に對する權限を有する者の手より取得し得るのみなり。コロラドの判例は次の如く述べ、國有地を流るゝ河川が其の流路を變更したる場合、其の廢川敷は周圍の土地の一部となり、後に許可したる特許と共に其の特許人に移轉し、更に、土地の權利が政府の手を離れし後は、其の土地は唯其の土地所有者の承諾即ち適當なる法律上の手續を踏みてのみ通水權を負擔するものとす。此事實に基づくコロラドの判例に述べられたる要旨は正當の理由あるものなり。

要求せる通水の權利は、自然水流の水路を流るゝ水を其の使用する場所に導水する權利たる性質よりも排水の場合の性質を有す。此場合斯る使用は一般に法律上地役權を與ふるものなり。流路が國有なる場合、其の水路が人工の溝渠に水を流す爲に使用せらるゝことは早くより一般に永久的地役權として認めらる。更に、後に至りて、政府が其の土地を處分せば、專用者は專用者たる權利に依る地役權に基きて、同一の土地に人工の溝渠を築造せし場合と等しく通水することを認めらる。不可航水流の水路に對する權利は政府より取得するものにして、私有し得らるゝものなり。斯る場合其の所有者は水利權に關係無く水路を賣却することを得。

十、沿岸地の權利及占有を不必要とす

西部諸州の專用主義に基く水利權は、沿岸地を所有することに依りて水利使用權を認むる普通法上の沿岸者權の原則と異りて、法律上の權利に基つかず、又事實水流及水面、其他の土地の占有等如何なる權利にも基つかざるなり。適法なる專用は、引水する水流より離れたる地點に於ける土地の灌漑及び其の他有用なる使用の爲になし得るなり。專用のそもぐの目的は、專用者が、溝渠に依り、自然水流より離れて占有せる一部分の地を灌漑すべく、或は鑛山用水車

用の使用の爲に介在せる土地を横切りて水流より引水することなり。換言せば、專用主義の水利權即ち水利使用權は、計畫せられたる有用目的の爲に使用する場所 (Locust) に何等關係無きことが一般の原則なり。

十一、其他土地の權利及占有を不必要とす

專用主義に於ては、水利權の所持者は、引水する水流の接續地を所有或は占有することを必要とせざるのみならず、完全なる水利權の權限は、引水する溝渠に對する地役權其他通水權等僅少の例外を除きて、土地に對する權利を有し、或は土地を占有する水利權の所有者無くして、有效なるものなり。人々が沿岸に移住する以前に、既に或る水流の水が専用せられ居れば普通法上の沿岸者權主義及專用主義の兩者の原則を認むる州に於てすら、後に沿岸所有者になりたる移住者は其の水利使用の權利を有せざるなり。

事實、合衆國の最高裁判所は、水流の水を専用し而も其の水を消費者に賣る特別の目的の爲に、組合を組織し得ることを認めたり。又組合は、唯溝渠の通水權のみを除き、其他の土地の所有或は占有を必要とせず、或は組合の株主を土地所有者と結合せしむることを要せずとせり。但し、水利權の所有者は水利權に結びて土地の所有を必要とせざるも、水利權を保持する爲に、專用せる水を有用なる用途に用ふる原則を破ることを得ざるなり。

十二、水利權は財産なり

適法の專用に依り水利專用者の取得せる特殊なる排他的利益財産は最高級の財産にして、屢々最高度の價值を有せる財産たることあり。法は、水利權を斯る最高級の財産として保護し、水利權は此財産に附帶せる一般權利義務に従ふ。水の此財産權は、之を適用する水の使用と等しく、重要而價值あるものにして其の上外延的のものなり。殊に、其の使用が農地の灌漑なる場合に於て然り。

土地は、灌漑水無くんば、價值低きものなり。用水無くんば、賣買地價一エーカー當一弗乃至二弗なるも、一度之に引水せば、直ちに地價は一エーカー當、上記地價より百弗乃至二百弗に迄或は其の價格以上に騰貴す。

水利權なる財産は、獨り專用に基きて要求せる水の總量より成るのみならず、又專用の優先に依り成立するものなり。即ち、屢々、專用の主なる價值は同一水流の他の專用者に優先せることに基く場合あり。故に、此專用の優先權を剝奪することは、彼より最も價值高き財産權を奪ふに等し。

完全なる水利權は、一の歸屬せる財産權にして、法に保護せられ、貨幣に換算せられ得るものなり。水利權は、明かに、憲法の規定條項即ち「財産は、法の當然の處置に基くか、然らずんば、適當なる補償に依るに非ずんば、公私の使用に用ひられ或は侵害せらるること無し」の適用を受くる財産權なり。

十三、水利權は不動産なり

水利權は最大の財産權たることを考察せしを以て、此權利が如何なる種類に屬するかを決定する要あり。初期の法制にありては、水利權を動産と認めし節あるも、今日、水利權は動産たるの特質を更に有せざるなり。

一般に、判例は、等しく、水利權即ち水利權の法律關係を不動産と考ふ。又、不動産關係の法律の規定も、悉く、之を不動産として取扱へり。假令、最近のアイダホの判例は、「州の法律に従へば、水利權は不動産にして、事實水流より引水し、之を有用なる用途に用ふる者は、斯る不動産を事實占有せるものにして、此占有せることは次に同一水流より水を専用する者即ち州技師に引水及専用の許可を申請する者に對し現實の告知たるなり。」

水利權は一の相續し得る財産なり。而も、不動産なるを以て、其の所有者死亡せば、直ちに、其の負債を支拂ふのみにて、水利權は、相續人或は受遺産者の手に移轉す。乍併、未成乃至不完全なる權利は不動産に非るなり。故にアイダホ州の法律の許可せる水利使用許可は不動産に非ず。

特定の組合が請求せる内密の灌漑水利權に對する訴訟及水流より灌漑の爲に引水せる權利の歸屬を決定する訴訟は、共に、不動産の内密の權利に對する訴訟の性質を有す。

水利權は不動産なるを以て、治安判事 (a Justice of the Peace) は、此引水に關する訴訟に付て裁判權を有せず。水利權侵害及不法引水は不動産侵害にして、適當の訴訟が其の權利の爲に提起せられ得るなり。

水利權の賣買、讓渡の問題に關しては、水利權は不動産の一種なるを以て、之を適法に讓渡するには、他の不動産の讓渡の場合に於て必要とする形式及正式の手續を必要とす。

又、水利權は斯る權利なるを以て、賣買、讓渡の場合に於ては、詐欺に關する法律の規定が適用せられ、口約束の賣買契約は無効にして委棄せらる。不動産の賣買契約及讓渡に適用する登記法は亦、水利權の賣買契約及讓渡に適用せらる。

水利權はまた不動産として賦課せらるることあり。乍併、一般の州に於ては、水利權は、之を適用せる土地と別個のものとして、課税を免除せられ居るなり。又、自然水流、其の他工作物より引水せられ居る水は動産として賦課せらるることあり。

十四、水利權は地役權に非ず

水利權は獨立の財産權にして、他の物に附屬せる地役權に非ず、故に水利權自體は地役權に非ざるなり。而して、此權利は通水權及或種の水利權に基き他人の土地に水を通ず地役權たる權利と區別せられざる可からず。(本問題は更に別項に於て論究す)

十五、水利權は無形財産なり

水利權は、相續し得らるべきものなれども、觸知し又は視覺し得られざるを以て無形財産なり。普通法上、水流に對する權利は、水流の自然の流路に沿へる土地の所有に依り表示せらるる有體權即ち相續財産なりと定義せらる。其の後、裁判所は、其の説を更へ、次の如く宣べて、普通法の一規律として役立つに至れり。「水利權は、從來、土地の占有及専用に基づき取得する「土地に附ける權利」或は「有體的特權」として取扱はれ來りたるを以て、當州に於ても、之に倣ひて斯く取扱はざる可からず」云々。此處に至り、「特權」は、其の語の定義の本質より推して、之は實體を有せず又觸知し視覺し得られざるものなるを以て、有體的事たること能はざるなり。

故に、權威ある先決例は水利權を無形財産と明確に主張せり。

オレゴンの判例は次の如く宣ぶ。「水流を水量に於て減せしめずして引水する原告の沿岸權は、此權利と結び付ける土地と有形財産たる關係にあり。但し、沿岸所有者の合理的使用の場合に例外とす」又、適當なる提案として次のことを云ひ得るなり。即ち、水流の新所有者の使用が實質的に同一水流の他の所有者の相對的沿岸權に影響を及ぼさざる限り、沿岸所有者は其の沿岸權或は權利の一部を他人に賦與し得るなりと。沿岸所有者は、亦、専用者側に於ける時効に相當する反對の權利行使に依り、水流の自然水流に對する權利を喪失することあり。

或る判例にありては、水利權を地役權と唱ふるものあり。之は「無形財産」なる語並に水利權を土地に從屬せしむる條件を誤解せるに基因す。無形財産の定義に従へば、之は相續し得らるるも、尙觸知し視覺し得られざる財産の實體なるを以て、上記の事は當を得たるものに非ざることになるなり。又、權利の對象たる各種債權 (Chose in action) は無形財産なり。

水利權は土地に附屬することあり或は附屬せざることあり之は場合々々の特殊事情に依るなり。一般に、問題は法の目的が水利權を土地の特殊部分となし、更に土地と關聯して使用せらるる水利權を伴ふ土地の賣買に水利權を附屬せしむることにある場合、其の法令を中心起るなり。乍併、各種の理由よりして、水利權は、分つ可からざる土地の特殊なる一部分の附屬物なりと考ふることを得ざるなり。さり乍ら、此處に主張せんと欲する唯一つの點は、水利權が無形財産なるが故に必然此權利が他の附屬物となると云ひ得ざることなり。水利權に基きて要求せる用水を送水する目的を以て他人の土地に地役權が設定せらるることあるも、たとひ、判例中に粗漏なる文面ありて人々をして裁判所が水利權を地役權と考へたるが如く信ぜしむる場合と雖、如何なる判例の見地より見るも、水利權自體は地役權にり得ざることなり。故に、水利權は、有用なる使用或は目的に使用せらるる水の専用に基き、而も、土地に從屬せざる其自體獨立せる財産權なり。乍併、水利權は、溝渠、その他水利工作物等の所有權より獨立せる如し、土地の所有權より獨立し、又流路及び水流の所有權より獨立するものなり。

十六、導水前の水に對する權利

乾燥地專用主義の規律は、水自體の所有權に關しては、水が水流に流れてる限り、普通法上の沿岸權の規律と似たるものあり。水利權は、唯、之が水を有用なる目的に事實使用することに基づける限り、專用者の財産なり。然し、引水前に於ては、專用者は「水の實體」(Corpus)に對し權利を有せず、水は依然水流に流るる自然の水なり。

水自體即ち水の實體に對する權利は許可せられず、又事實許可し得ざりしなり。即ち聯邦政府すら、あたかも、所有地上の空氣の場合と等しく、自然に流るる水に就きて權利を有せざるなり。蓋し、水は今日米國にありとするも、明日はメキシコ、カナダ或は海にあるかも知れず、「何となれば、水は、流轉絶ゆるなき可動性のものなればなり」されば、如何なる人、州、國と雖、水が水流其の他のものに自然に流るる限り、水に對し絶對的權利を取得し或は之に關する權利を賦與することを得ず。扱て、所有者の水利權賣却は、上記の原則より、水自體の特定量を讓渡するに非ずして水利使用の權利のみを賣却するなり。何となれば、專用者所有の水に附ける財産(Property)のみが水利使用の權利となるを以てなり。

更に、專用者は其の上流にて引水せられたる水につきて、一立方尺、或は一インチ一ガロン常幾干として水の特定量の値段を請求することを得ずして、不法引水に依る彼の事業の損害に對してのみ其の賠償を請求せざる可からず。

又、專用者は、其の流出せしめし水を我が物なりと主張することを得ず、斯る場合、水は最早一般の人の専用に委せらるるなり。

十七、導水後の水に對する權利

水に對する權利は、水を自然水流より專用者の溝渠、水路水管、貯水池、其他工作物等に引水せし後は、變化し、水の實體は專用者の絶對的財産となるなり。聯邦最高裁判所に於て、フィールド判事(Field)は次の如く宣ふ。

「空の野禽は無主物なるも、鳥屋が地上に於て禽類を捕へ之を占有せば其は彼の財産となるなり。……同様に、漁夫が網を以て海より魚を獲は、漁夫は魚に付きて何人も之を侵すことを得ざる財産を取得す」水に就きても亦然り。……水が自然に水流其他用水源の水路に流るる間、水は「移動する可動性のものにして、必然的に、自然法に依り共用權(Common)の對象たるざるを得ず」故に、水は何人の財産にも非ずして、萬人に共通の財産なり。乍併、或人が水を自然水流より引水し、之を其の勞力の結果建設したる溝渠、水路、貯水池、其他工作物に依り絶對的に占有せし後は、あたかも、他の方法に依りては人間の使用に適せざる物を占有するに至りたる場合と等しく其の水は私人の財産となるなり。最近のアイダオの判例は之を良く説明す。即ち、水が自然水流に達する前に其の所有地より水を集め、之を圍み、之を溢らし、其の土地或は構内にある貯水池に貯水せば、彼が水を灌漑又は其他商業用に事實用ひざるも、此事實は、彼の財産を少しも減せしめず、又他人をして其の財産を侵害し或は水を専用及び引水することを得しめず。

十八、導水後の水即ち財産の本質

水が自然水流より引水せられ、專用者の溝渠、水路、貯水池に入り、專用者が絶對的に之を占有せし後は、專用者は水の實體につき絶對的財産權を取得し、其の水は動産たる性質を有し而も動産と見做すべきことを先決例が宣告す。

水利權は、動産として賣買せられ又動産として一般契約に従ふ。水利權は斯る動産として竊盜罪の目的となるなり。原告の水系より被告の引水せる水の恢復の訴訟に於て、不動産權の問題は毫も含まれざるを以て、若し、他の問題が考慮せらるること無くば、其の裁判權は、之を治安判事が有することになるなり。

水は、一度貯水池、其他工作物に集水せられ、事實占有せらるるに至らば、之は動産として課税せらる。

ニューメキシコ裁判所は最近の判例に於て、適當に次の如く宣ふ「自然水流に流るる水は水中の魚の如く未だ私有の主體た

らざるを以て、水が人工的に圍まれ、占有せらるるに至り、初めて動産となるなり、之あたかも魚が捕獲せられて動産となる如く、或は共有の無主物たる空氣が液化せられ容器に盛られて初めて動産となる如し。
水は一度占有せられ統制の下に立つに至らば、賣買又は竊盜の目的物となるなり。此點は水の巡回商人が其の得たる流動體を管及び桶に盛りし場合、或は近代の水道組合の水管に入りし水の場合と變り無し。満水の水路、貯水池は確かに相續財産として相續し得らるるなり。其處には水の實體あり、之は觸知し、視覚し得らるるなり。故に斯る水の實體は有形的相續財産たるなり。水が一度専用者の溝渠、水路、貯水池に入り、使用目的の爲に占有せられれば後は水は有形財産たり。

第四、各國における水利使用權に関する要項

發電水力法の制定に關する諮問案の審議に就きて松永委員は特別委員會に於て、水利使用權に關する各國の比較調査書を提出したのを紹介する。

- 一、取扱主管廳及許可手續
- (一)米國 陸軍、内務、農務の各卿を以て組織したる水力院において許可を與ふ
- (二)ドイツ 國の許可に屬しなほ堰堤その他の工作物の施設は行政廳の許可を要す
- (三)スウェーデン スウェーデン水利法は出願に係る河川の存する州廳において許可し、河川が二以上の州にわたる時は關係州協同してこれを與ふ、但し協議調はざるか國境を流る、河川の使用特許は内閣において與ふ、なほ特許前河川經濟問題處理のため設けられたる委員會の意見を徵す

二、許可條件及期限

- (一)米國 許可條件中には安寧上必要あるときは相當の補償をなし、施設の全部、一部を徵しこれを運轉管理するを得せしむる外使用等も條件中に含ましむ、特許期間は五十年以内とし満了後繼續申請を認む
- (二)ドイツ 使用期限を七十年とし期滿つるときは設備と共に國に歸屬せしむ
- (三)スウェーデン 條件として工事施行に先だち漁業保全の爲め漁業者と協議せしめ、舟航については放水の義務を認め、いかだの通航にはその設備を要求す、特許期間は事業開始より八十ヶ年以内においてこれを定め、公共團體に限り更新を申請するを得

三、補償關係

- (一)米國 期限後は事業者と協議の上事業經營を國において承繼するものとす、承繼には實價を支拂ふ、承繼價格は水

力院と事業者との間に協定出來ざる時は所轄裁判所定むなほ水利伊道路通行權、土地使用權若くは地役權に對する價格はその權利取得當時の實價を超過せざるものとす

- (二)ドイツ 期限満了後は設備と共に國に無償歸屬せしむ
- (三)スウェーデン ベルン州における特則の外特許期間經過後は原狀回復義務を負ふ外堰堤水路機械建造物にして土地に施設したるもの及び水力事業の經營に使用したる土地は賠償を爲さずしてその所有に歸す、たゞし發電、送電の爲め施設したるものは正當なる賠償により收得す、價格その他の點について争あるときは裁判所これを決す

四、使用料及許可手数料

- (一)米國 米國水利法においては許可條件の中に年率一馬力につき一セントを下らざる税金を納附すべきことを定む
- (二)ドイツ 水利特許に五マルク以上五百マルクまでの手数料を徵す、なほ堰堤式にあつては一馬力當り五マルクの割合を以て最高五千マルクの手數料を徵す
- (三)スウェーデン スウェーデン水利法は一水車馬力につき年額六フラン以内の使用料を使用落差と平均水車馬力により徵す、スウェーデン州における特別規模使用期限等により一馬力に三

第二節 支那古田制の研究要旨

フラン、五フラン、八フランの三級に分ち特許手数料を徵する外、使用料は十馬力未満は免除、十馬力以上百馬力までは一馬力につき一フラン、百馬力以上五百馬力までは一馬力につき二フラン、五百馬力を超ゆるものは一馬力につき三フラン

五、競願關係

- (一)米國 二人以上の出願あるときは公益上最も有利なるものに優先權を與ふ、なほ州または地方團體の出願は水力法がこれを公益上必要と認めたるときは他の出願を排して許可す
- (二)ドイツ 水量落差使用時間と配分する經濟上の利益大なるものに許可し、この比較困難なるときは第三者の受くる損害の小なるものをとる、なほバイエルン水利法においては公共の福利に着目して選擇す
- (三)スウェーデン 二人以上の出願については公共の利益大なるものに與へ、相等しきときは河川經濟的利益優秀なるものに與ふ、なほベルンにおける特則として國または公共團體の企業は公共の福利上の價值同等なる私人の企業に優先する旨定む

第一、概説

支那の古に於ては土地を人民に平等に分配し若くは共同的に使用せしめたる制度が周及周以前にあつたのである。即ち土地公有制度である。土地とは主として耕地である。本研究は曩に加藤繁氏が法律經濟學研究叢書に掲げられたもので之につき予の研究考察した事項を紹介して参考に供する。

本書は第一章には緒言第二章には孟子其の他の古書に見えた耕地及宅地の制度殊に周及以前に於ける耕地の分配を陳べ次に税法として貢法、助法、徹法の制度を詳論し次に宅地につき詳解した。第三章には周禮に見えた耕地及び宅地の制度を陳べ耕地分配の要件、經界等を陳べ第四章には周代の土地定期割換の制度につき私見を陳べ、第五章以下園圃の制、牧地の制、山澤、公家専用の土地等を詳説し、次に結論として總括的に検討してある。予は(五)として後段に其の結論を要説として紹介するに止めたのである。

本研究を通觀するに耕地分配の基本的制度が井然として一系素れざる統制を持つてゐることを感ぜずには居られない。而して九夫井田の制度が基礎となつて一成一同の制を起し之に五溝の制と五塗の制を加へた如き、實に古代の制度とは思はれない。勿論古代の文書より推考したので其の配置と形式田積經界等が正鵠を失してゐるものがあることを懼る。宜しく叱正を識者に乞ふ所である。殊に水路制と道路制の配置標準が整然たるものがあるに驚く外ない。予は舊著農業土地經營論第三章に詳説した耕地用水路網、排水路網及び道路網の研究に關して没頭的に考案したことを想到した時夏殷周時代に於ても此の如き先見の明ありしことを痛感する。

由來支那の井田の法は別に陳べたる王朝時代の口分田及班田收授及び條里の法制に對し範を垂れたやうであるが其の區劃制は別としても水路制、道路制の制度方式が我が古代に行はれなかつたことを惜むのである。即ち支那の制度の形をとつて實を忘れた感がある。後の代に於て是等の實際的研究より田區改正耕地整理等の事業が行はるゝに至つたものと思ふときは、決して是等の研究を忘却してはならぬ。愈々益々古きを温ねて新しき検討に進みたいのである。予も亦進んで考査を續けて見たいと思ふのである。

按ずるに夏殷周の年代は遠く神武天皇紀元前にして帝堯の即位は約千七百餘年前、帝舜の即位は約千六百三十年前、夏滅び殷興りしは約千三十年前、殷滅び周興りしは四百九十年前と謂はれてゐる。釋迦は紀元九十六年に生れ、孔子は紀元百九年(煖靖天皇)に生れ、孟子は紀元二百九十年(孝安天皇)に生れ、紀元四百五年(孝靈天皇)に周が滅びて秦が支那を統一した等の時代であつた。本邦の班田法の布かれたのは奈良朝の初期紀元千三百五年、孝德天皇の御代で今より千二百八十五年前である。之に對し西周時代は今より三千五十餘年前であつたことを忘れてはならぬ。夏、殷の時代は更に夫れ以前約六百年前であるから、井田の法は三代を通じて行はれたとの説より見れば太古の産物としては實に驚く外ない。即ち最も完全なる道路網と水路網と大區劃の統制ある制度に依り耕地其他土地を網羅して管理し又は治理したることは凡人俗吏の爲し能はざる所、神とてこそと思ふ程である。現人としては大に學ばねばならぬことを痛感する。

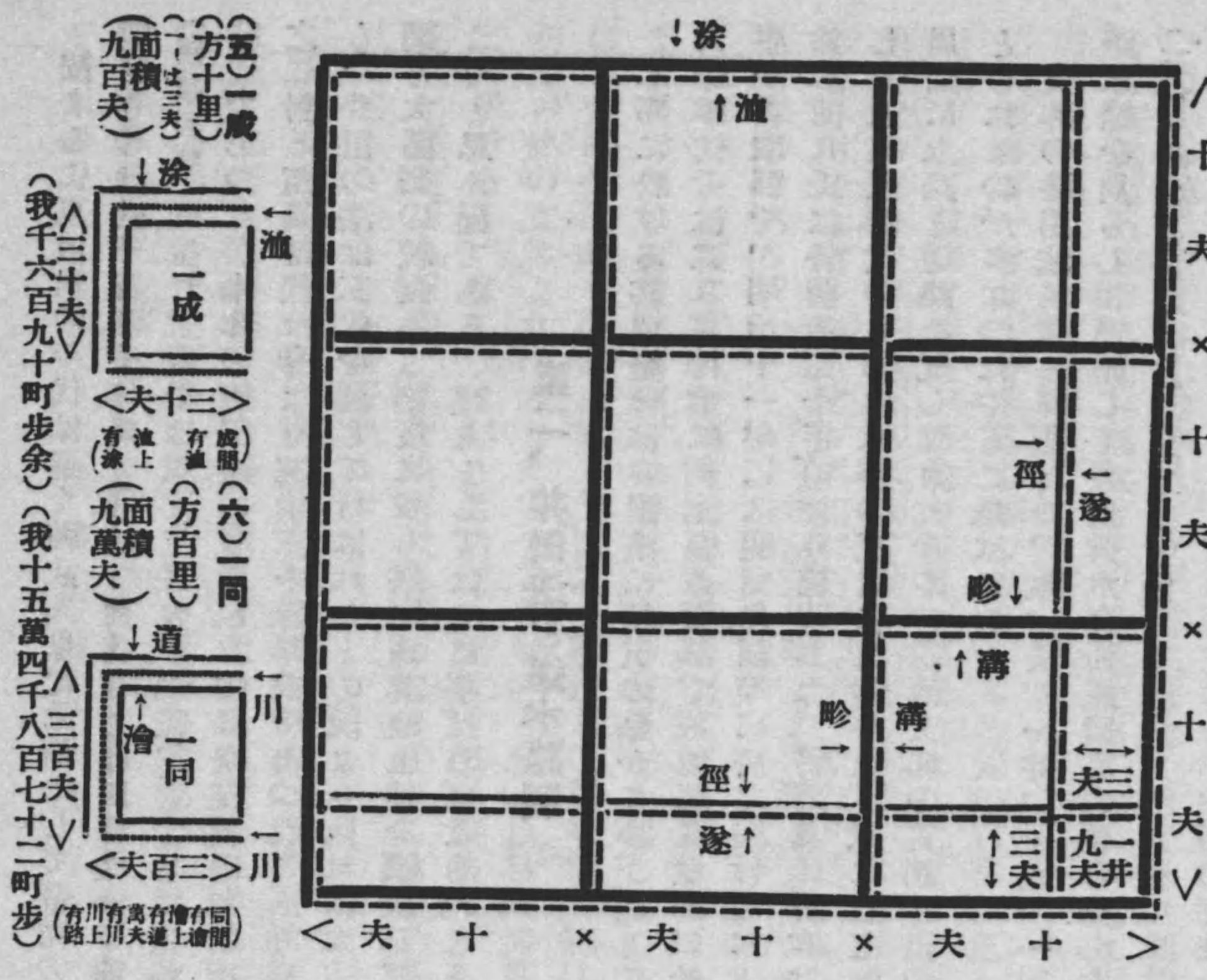
第二、井田法と道水路制

本邦に於ける耕地整理は井田法に類似の點が多い。而して其の起因を見るに古くは王朝時代より行はれて居たやうである。天保年代では二宮尊徳翁は枋木縣芳賀郡、茨城縣眞壁郡に於て施行し、嘉永年代には岐阜縣本巢郡に於て、千葉縣では大原幽學が香取郡で、明治十一年には鹿兒島縣等に於て施行したと謂はれてゐる。其の後石川縣に於て高多久兵衛氏及靜岡縣に於て鈴木浦八氏は各明治二十年頃より施行した。併し其の方式は田區改正に重點を置き道水路の配置には一般に注意を欠いた。併し嘉永天保時代のものは水路の配置には割合に注意したことが窺はれる。石川縣のものは之に近く、靜岡縣のものは大區劃の周圍に水路と道路を配した方式が多いのは支那の古制井田の周圍に設けた途といふ水路と徑といふ道路に相當した方式を基本としたものが多かつたやうに思はれる。

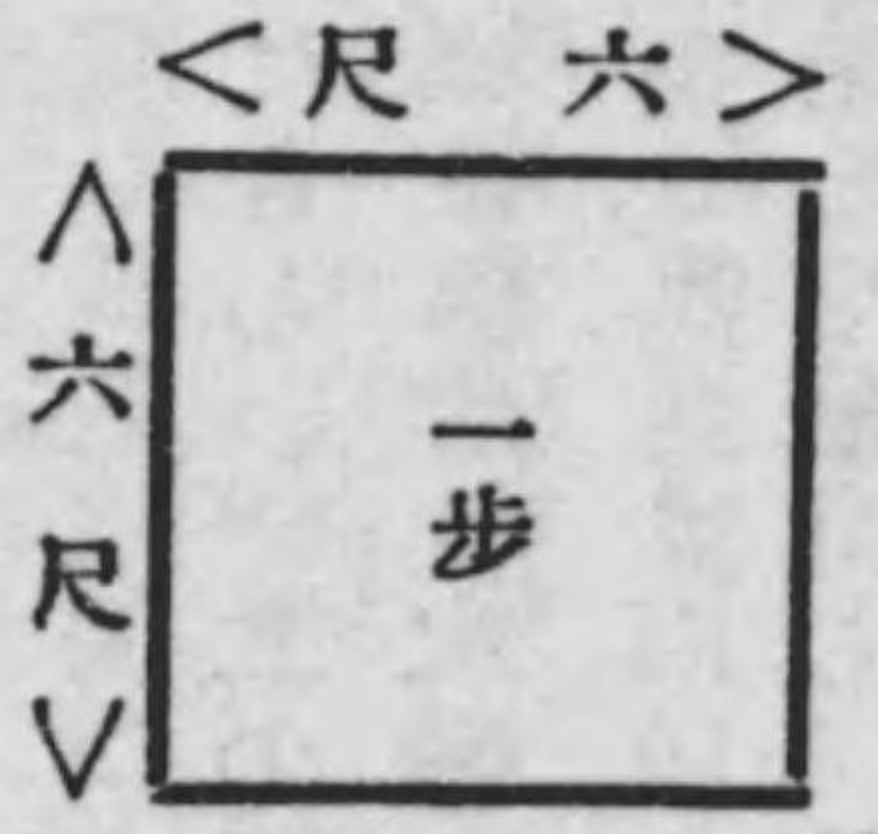
支那の井田法に依る區劃は步、畝、夫、一井、一成、一同の順序に構成せられたらしい。其の區劃に各種大小に區別した道路水路を周らし相連絡して灌溉排水交通運搬等の便に供したやうである。其の區域及内容は全體に於て左の圖式(一)、(二)、(三)、(四)等を参考したのである。

第一圖式は一成區域圖の内に其の單位なる一井區の存在を示し之を界する徑と途とを配列し。第二圖式は一同の區域圖で其の單位は前項の一成が基準であることを示したのである。(四)圖は各區劃に道水路が四周せることを見易からしめたのである。

(一) 溝遂畦及畦徑配置圖式(一成區域圖) (方三十里即九百畝) 備考

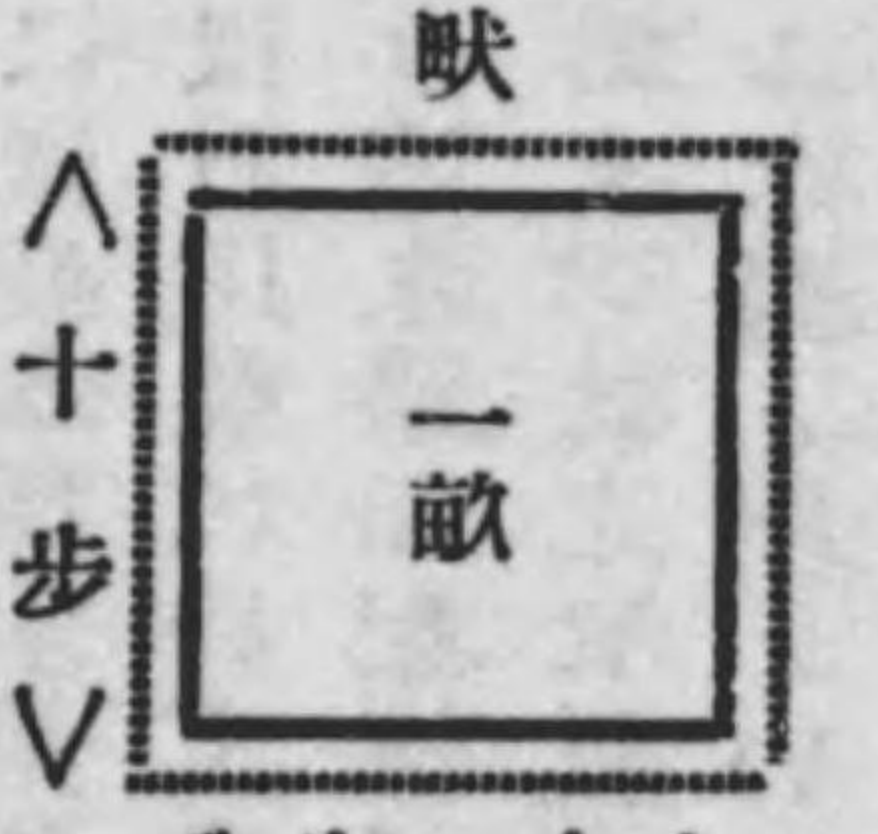


(二) 一步(周尺六尺)



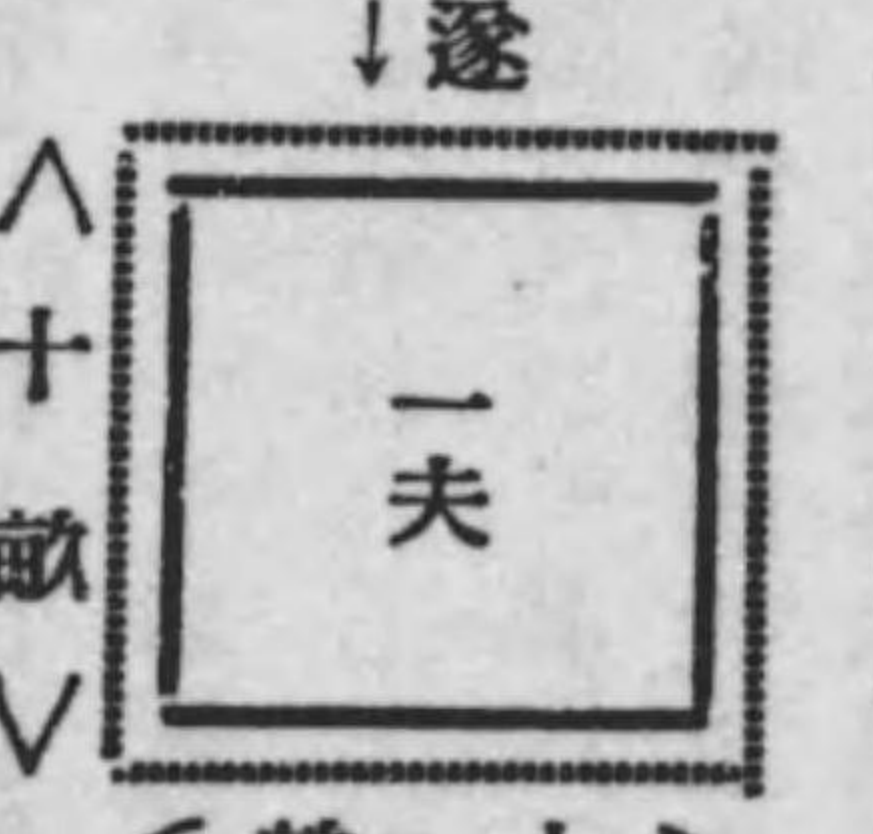
(周尺の一尺は我約七寸二分)

(三) 一畝(方十步)



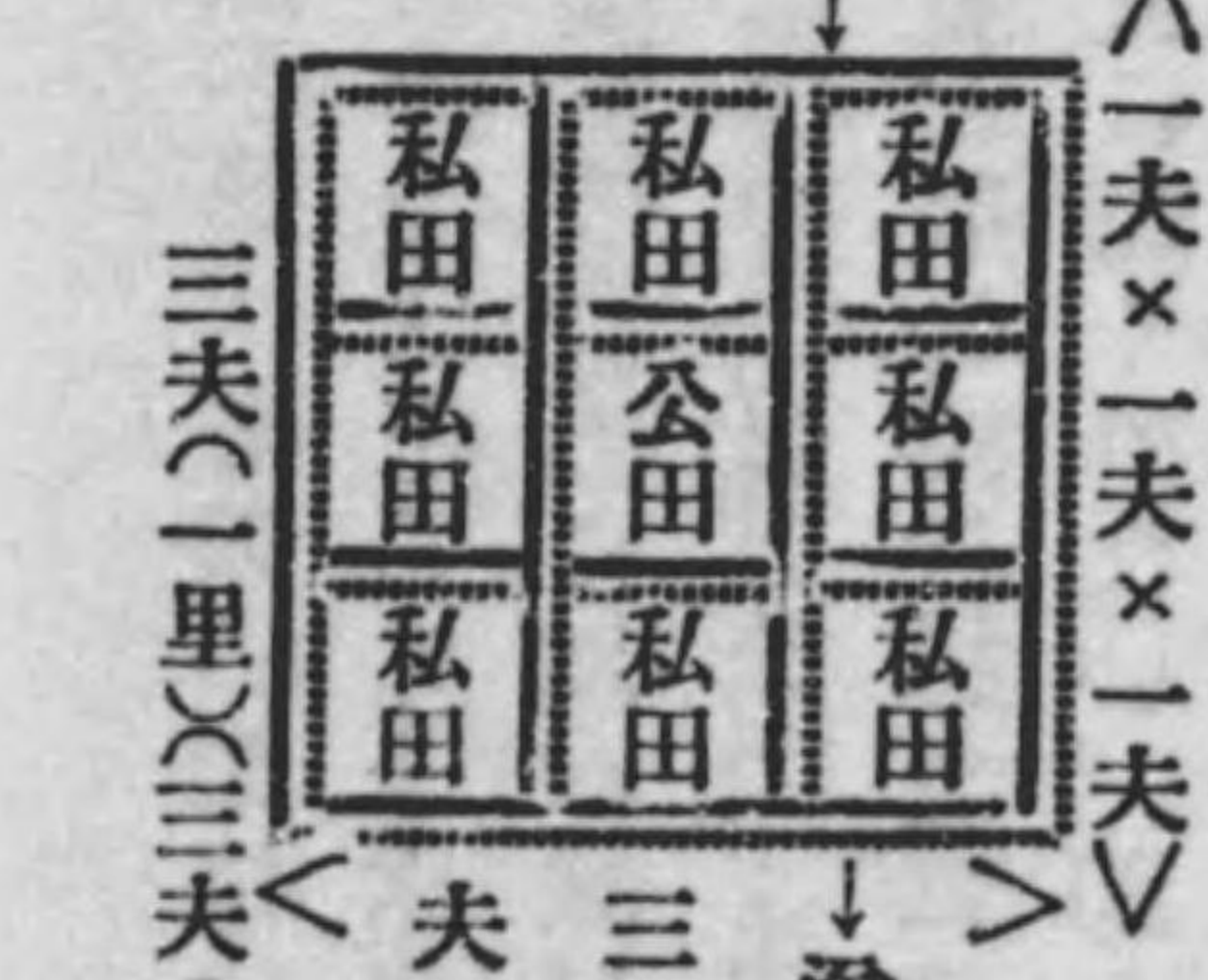
(田間有畝) (周の一畝は我一畝二二步)

(四) 一井(方三夫)



(夫間有遂) (我一町七反) (二畝二十四步) (十畝の長は周の六百尺我七二間)

(五) 一井(方三夫)



(三夫一里) (三夫の長は我二百十六間)

(三) 水路制道路制及井牧法

區劃名稱	(甲) 水路制		(乙) 道路制		注
	水路位置	水路名	道路位置	道路名	
百畝(夫)	田間	又畝	夫間有遂	遂上	倍し綱と云ふ
九夫(井)	井間	溝	十夫有溝	溝上	畝の二倍
方十里(成)	成間	池	百夫有池	池上	遂の二倍
方百里(同)	同間	澮	千夫有澮	澮上	溝の二倍
大川上	澮	未詳	萬夫有川	川上	澮の二倍
兩山間	澮	未詳	川	干路(以達干澮)	一尋は八尺

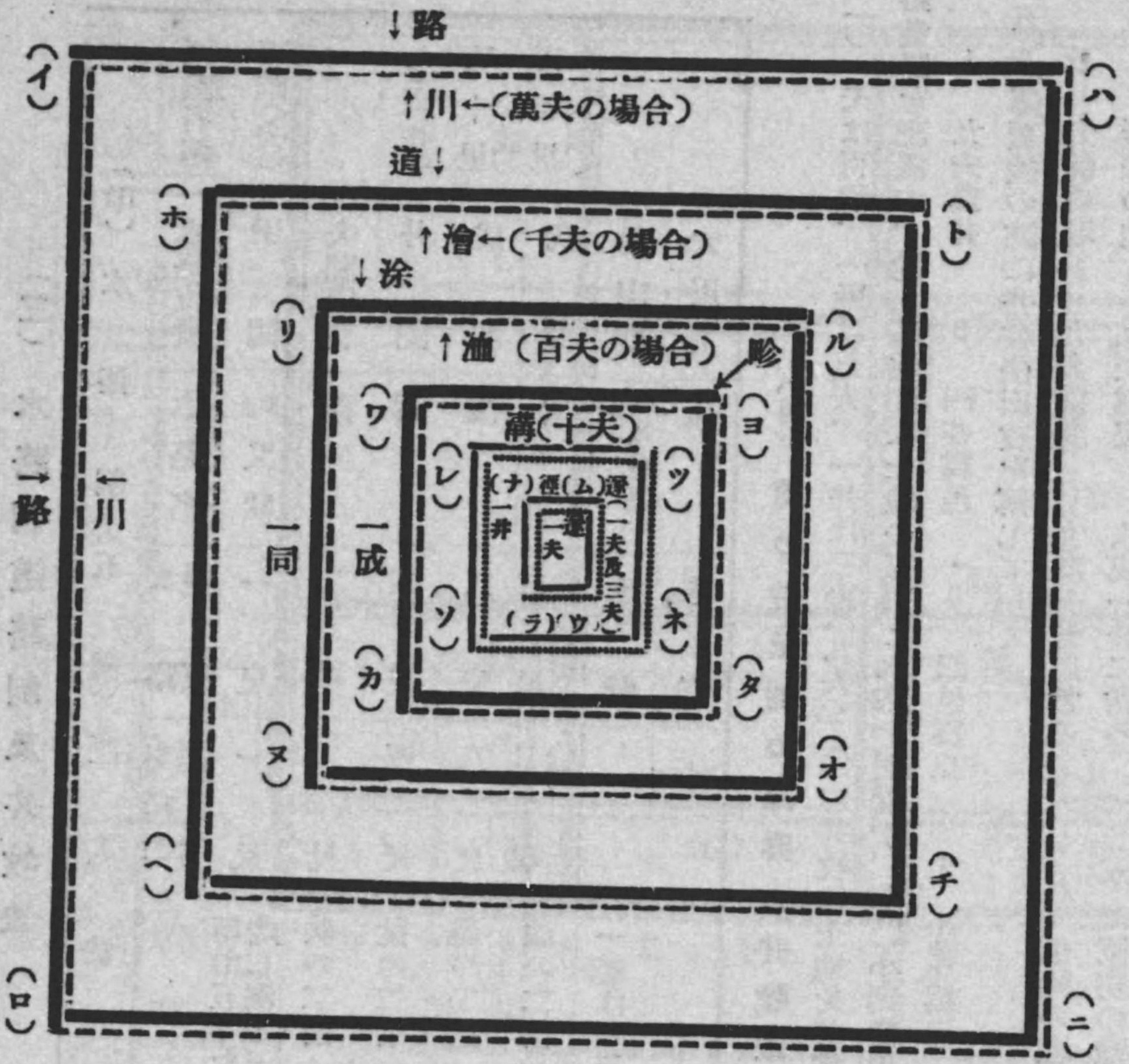
(丙) 周の井田制の經界と井牧法

- (一) 一夫は百畝、一屋は三夫、一井は三屋(九夫) (二) 井牧は土地を井字形に區劃す (三) 小司徒井牧法は土地の區劃を定め、遂人溝澮法は水路道路を配置す、遂人澮澮法は土地の區劃と水路を配置す (四) 小司徒周禮の經界左の如し
- (五) 左傳賈逵の註に井牧法田牧を解して曰く
- 九夫爲井
 - 四井爲邑
 - 四邑爲丘
 - 四丘爲甸
 - 四甸爲縣
 - 四縣爲都
- 山林の地 九夫爲度 九度一井に當る
 - 藪澤の地 九夫爲鳩 八鳩一井に當る
 - 京陵の地 九夫爲辨 七辨一井に當る
 - 淳鹵の地 九夫爲表 六表一井に當る
 - 疆潦の地 九夫爲數 五數一井に當る
 - 僮猪の地 九夫爲規 四規一井に當る
 - 原防の地 九夫爲町 三町一井に當る
 - 隰旱の地 九夫爲牧 二牧一井に當る
 - 衍沃の地 九夫爲井 畝百夫と爲す
- 藩山、徂徠、春臺山陽等の唱ふる農民土著論は支那の班固、管子等の唱ふる「理民之道地著爲本、故必健歩立晦、正其經界」を謂ふ(漢書食貨志)

第五章 外國に於ける水と土地に關する實例要旨 第二節 支那古田制の研究要旨

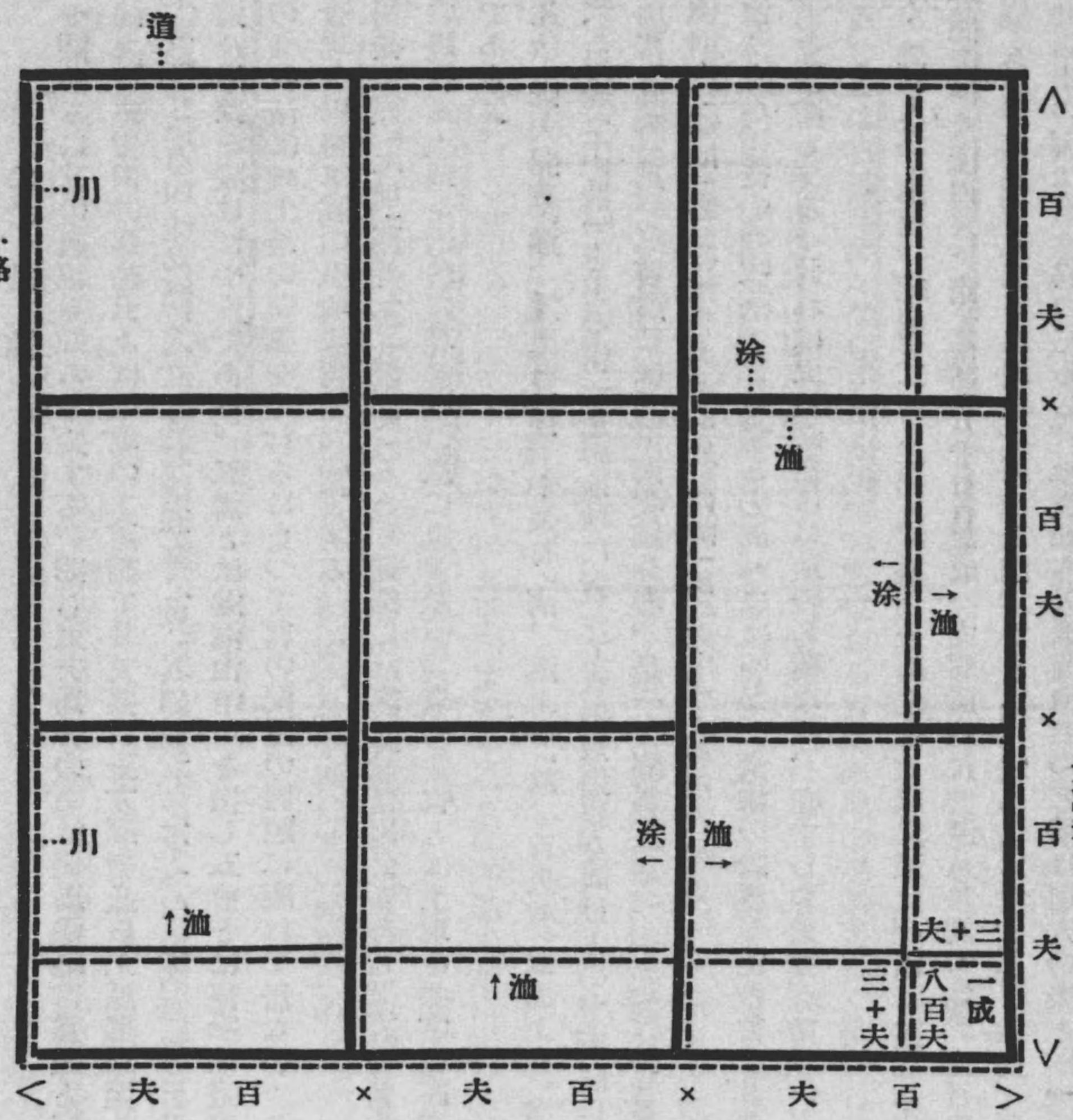
(四) 井田法中五溝四周說に依る圖式豫想(朱子說)

本圖式は朱子說に依り予の考案作圖に依るも推測の點尠からず要は「一夫」は「一井」田の基となり「一井」は「一成」の基「一同」の基構を爲す關係を示したに過ぎず。



- 凡例
- 1 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)は萬夫を繞らす川と路を示す
(ホ)(ト)は千夫を繞らす澮と道を示す (千夫間即一同間に百條の溝あり)
 - 2 (リ)(ヌ)(ル)は百夫を繞らす澮と澮を示す
 - 3 (ワ)(カ)(ヨ)(タ)は十夫を繞らす溝と澮を示す (一成の一邊は三十夫故三溝配置せらる)
 - 4 (レ)(ソ)(ツ)(ネ)は一井を繞らす徑と遂を示す
 - 5 (ナ)(ラ)(ム)は一夫を繞らす徑と遂を示す
 - 6 (ナ)(ラ)(ム)は一夫を繞らす(畝を畧す)
 - 7 (備考)
- 各道路水路即ち(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ト)(ル)(チ)(ホ)(ト) (ヘ)其他(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)に至る全部は凡て延長せらるものと見るも解し易からしむる爲之を畧す

(二) 澮澮川及澮道路配置圖式(一同區域圖) (方百里即九萬夫)



(五) 結論

以上の制度を觀するに其の起源を知るを要する。即ち九夫爲井の夫は司馬法晦百爲夫と同様で一正夫の受くべき地を意味する。一井は勿論九百畝で四井爲邑云々は土地の大區劃で井夫共に正方形で丘以上縣都に至るまで正方形であらう。鄭註には「采地制井田小司徒爲經之立其溝五塗之界其制似井之字。因取名焉」と云井邑兵衛等の各區劃の間に遂人の規定のやうに水道及道路を設けたやうである。五溝とは遂溝澮澮川を指し五塗とは徑塗塗道路を指すのである。併し小司徒の井牧法は唯土地の區劃を定むるに止つて其の配置の問題に觸れて居ない。これ土地の狀況に應じて酌定する。之は其土地の管理や田租軍賦の徵收に便したのである。

井牧とは小司徒は經土地而井牧其田野とあり遂師には經牧其田野とある。經も井牧も經牧も畜養より轉じて治民の意になり、周禮の經牧も土地を治理經理するの意に過ぎない。故に井牧とは土地を井字に區劃して治め、經牧は土地の經界區劃を治めることであらう。

遂人曰く「凡治野夫間有遂。遂上有徑、十夫有溝、溝上有澮、百夫有澮、澮上有塗、千夫有澮、澮上有道、萬夫有川、川上有路、以達于畿」とあるは一定の地域に對して水道及道路を設けるので鄭註に以「南畝」圖之、即遂縱溝橫。澮縱澮橫。九澮而川周其外焉。又賈疏には其田南北細分者。是一行隔爲一夫。十夫則於首爲澮溝。十溝即百夫。於東畔爲南北之澮。十澮則於兩畔爲澮溝。九澮則於四畔爲大川とある。

此の遂人溝澮法と小司徒の井牧法と比較すると此れには明かに溝澮の設置を定め彼は其の規定を欠く。此れは十夫を基礎とするも彼は九夫を基礎とする。此れは土地區劃に特別の名稱なく、必ずしも正方形でないが彼れは特別の名稱があり、且つ悉く正方形である。

考工記に曰く「匠人爲溝澮。相廣五寸。二相爲耦。一耦之伐。廣尺深尺。謂之畝。田首倍之。廣二尺深二尺。謂之遂。九夫爲井。井間廣四尺深四尺。謂之溝。方十里爲成。成間廣八尺。深八尺謂之澮。方百里爲同。同間廣二尋深二尋。謂之澮。澮專達於川。各載其名。凡天下之地執。兩山之間。必有澮焉。大川之上必有塗焉。此の制は九夫爲二井の井牧法と同様である。井以上の制は全く異つてゐる。水道即ち遂溝澮澮川の名稱は遂人の夫と同一であるが水道と土地との關係が異つてゐる。匠人の溝澮の布置は遂人の其れを應用して先に陳べた鄭註夫間有遂云々以「南畝」圖之遂即縱也此井田。云田首倍

之爲遂云々とあり。又井田之法。畝縱遂橫。溝縱澮橫。澮縱自然川橫。といつて居る。後の學者多くは之に依ららしい。朱子の開阡陌辨には天匠人井田之制。遂溝澮澮。亦皆四周(朱子文集卷七十二)と云ひ縱橫の別がない。明の徐光啓の農政全書田制の圖には一夫環らすに遂を以し。一井一成一同に環らすにそれぞれ溝澮を以てし朱子と同様の解である。匠人の土地區劃は悉く正方形水道を周らすに都合よく出来てゐる。故に朱子や徐氏の如きを可とする。而して之の考工記の作者は此の水道の法を天下の通則に擬したと謂はれてゐる。兎に角小司徒及匠人の土地區劃は大體周の制度に依つたものであらう。遂人の如く十夫を基礎としたことは古書に詳かならざるも耕地の單位なる百畝の地を規則正しく排列して之を九夫又は十夫を基礎とした小數種の區劃に分ち土地の分配や公課軍旅の爲や又水利交通管理に便した周以來の制度として知ることが出来る。

又井田溝澮等の利用につき記したものを參考に供する「古井田之制。夫間有遂。十夫有溝。百夫有澮。千夫有澮。萬夫有川。川者水之澮也。萬夫之所恃賴也。早則川之水。可由澮以入於澮。由澮以入於溝。由溝以入於澮。而田不病燥。澮則遂之水可達於澮。澮之水可達於澮。澮之水可達於澮。而田不病燥。秦人盡壞其制。後世莫能復(中略)水利不興。則地實不登。即有藝來牟稷黍諸早穀。而所入不足。以應長吏之追呼。於是棄田不求直。而無一人受者。而欲募民墾荒與水利。其誰應之哉。(清、許承宣)」

因にいふ、日本に於ける井田の制は第十三代成務天皇即位五年乙亥に阡陌の制に従ひ邑里を定めたと聞くので阡は縱で東西の道陌は横の道南北の道で山河を界し國縣を分けて此の道路をつけたに始まる。其後紀元八百六十一年神功皇后朝鮮征伐の時井田の圖を得て五畿七道に施行したと謂はれてゐる。古川古松村の四神地名録に依れば東京府下赤塚村に實施されたといふが近世では岡山藩では池田光政の代に和氣郡に試みた又岡山の後樂園に其の模型がある。

第三、要 說

以上に於て考察した所の大要を耕地、宅地、園圃、牧地、山澤、公家専用地の六目に分つて排列して見よう。

(一)耕地 耕地は所謂田で穀物を作る土地である。周代百畝の田を天下の家々に均給したことは孟子、荀子、呂子春秋、穀梁傳、王制、司馬法等に直接間接に示されてある。周禮及び漢書食貨志には家毎に不易百畝若しくは一易二百畝、再易三百畝等を分配することが見える。蓋普通には不易百畝を分配し、易田二百畝又は三百畝は地味が殊に瘠悪であるとか、又は風氣が

開けないで年々耕作の必要に迫られず、随つて農法も幼稚であるといふやうな特殊の場合に分配されたのである。孟子其他の古書に見えるのは普通の制度であり、周禮、漢書に見えるのは普通の場合と特別の場合とを併せ挙げたのであつて決して相矛盾するものではない。百畝は大約我國の一町七反餘であつて通常五六人前後の家族から成立つ家といふものの需要と努力とに略適當したものであつたらしい。要するに周代に於て一般に田百畝を分ち特別の場合に易田二三百畝を分ちたといふことは事實と認められる。次に民が年二十に至り妻を娶り家を爲すと同時に田を受け、六十歳に至つて此れを公家に還さしめたといふことは漢書食貨志に見える。此れは百畝の田の分配は確實ではないが、實際の事情に適合することと考へられるから、大體實事と見て差支あるまい。田の賣買を禁じたことは禮記王制に見えるが、此れも事實であらう。蓋百畝の田は一定の期間民に貸し與へるのであつて、之を永業とすること並に賣買讓與は許さなかつたであらう。餘夫に田二十五畝を與へることは孟子に見え、私は餘夫を以て成年に及びながら妻を娶らない男子と解釋し、之に田二十五畝を與へることを西周末葉の制度と想像する。土地收授の時期に就いては殆ど傳へられず、唯周禮に毎年一定の時期に土地の收授を行つたらしい記事のあるだけである。後魏は毎年正月に田の還受を行ひ唐は十月に行つたが、周に於ても矢張毎年秋成の後を以て其の時期としたのであらう。不易、一易、再易の田を三年に一たび割換へるといふことは後漢三國の學者の唱へた所であるが、私は全く此れを否定し、周に左様な制度の存在しなかつたことを主張する。

以上は農民に對して耕地を授ける制度である。當時は農業本位の時代であるから農民といふのは殆ど一般人民といふに同じい。併し勿論少數ながら商工業者なごもあつたので、此れに對しては農民の五分の一の地面を授けたことが漢書食貨志に見える。又郷大夫等にも祭祀用として圭田五十畝を給したといふことは孟子に見え、單に郷大夫や商賈に田を與へるといふことだけは周禮にも見えず。此等も農を人間の本業として尊重する風習に本づいたことで略事實と認めてよからう。

又孟子は夏は貢といふ税法を用ひ、殷は助を用ひ、周は徹を用ひたと傳へた。貢は數歳の平均收穫によつて税高を一定する制度で、助は同井の八家をして共同して公田を耕さしめ、努力を以つて税粟に換へる制度である。徹に就いては古來異論が多いが、私は周禮司稼、穀梁傳、論語等に依つて年々の收穫に對して其の什一を取る法と解釋し、其の什一は正しく十分の一であると解釋する。さうして貢助徹三法とも周代に行はれたので、貢は必しも専夏に行はれたのではなく、助も必しも専殷に行はれたのではない、貢助二法を夏殷二代に結附けたのは五十畝七十畝を夏殷二代に配合したと同様、後人の附會であると

信する。

周禮(小司徒)には夫・井・邑・丘・甸・縣・都といふ土地區劃が見え、司馬法及考工記には夫・屋・井・通・成・終・同なごといふ土地區劃が見える。又周禮(遂人)に一夫・十夫・百夫・千夫・萬夫の地に對して遂溝洫澮川といふ水道を設けることが見え、考工記にも此れに似た水道の制度が見える。此等は悉周代の制度であるか否かは詳でないが、唯一夫百畝の地面を秩序正しく排列して大小數種の土地區劃を設け、此れに依つて耕地を整理し、軍賦の割當に便にし、又水道をも適宜に此れに配合したのは周代からの事と見てよからう。周禮や司馬法の井は單純な井字形の區劃であるが、私は此れを助法の形式だけの残つたものと認める。

支那古代に於て一般的共同耕作があつたか否かは一問題である。清の崔述は徹法を以て十夫の田を通じて耕す制度と解釋した。果して左様とすれば周代に兎も角も此種の共同耕作の制度が存在したのであるが、此の説の成立たないことは前に論じた通りである。助法に於て八家が相共に公田を耕作することは、人をして嘗て一般的共同耕作の行はれた遺物でないかを疑はしめるけれども、此れも左様でなく、耕地整理のため公田と私田とを同じ大さにしたことが其の原因と考へられる。故に現存の載籍に依つては、支那古代に於て一般民田に共同耕作の行はれた形迹は認められないのである。

(二)宅地 宅地を分配することは周代に見え、孟子荀子に依つても間接に窺はれる。其の大きさは孟子荀子に依れば五畝である。顧ふに周代に於て新に家を爲す壯丁に對して田百畝の外五畝の宅地を分配したといふことは事實としてよからう。さうして田の如く一定の條件に依つて公家に收回されたのでなく、民の永業とすることを許されたのは、宅地其物の性質に照らして推測される。

(三)園圃 園圃は蔬菜瓜果桑麻樹なごを種える土地である。園圃を民に授けたといふ明文はない。併し園圃の生活上、必要なこと、西周の末頃魏地方では農民が副業として通常園圃十畝許を併せ授けたやうに思はれる。果して左様とすれば園圃は宅地と同様民の永業とすることを許されたであらう。

(四)牧地 牧地は遠郊及其れ以外の地に設けられ、公家専用の區域の外は民の共同的に使用することを許されたい。古書に見えた牧畜に関する記載を綜合すると此の如く觀察されるのである。

(五)山澤 山林川澤の産物は公家の用に供する外、一定の制限の下に民に平等に採取せしめたといふことは、古書の略一致

する所であつて、周の制度と認めて宜ろしからう。良材の多い山林や魚鱉の多い池澤なきには、公家専用の地として民の採取を禁ぜられた處があらうと思はれるけれども、其の明證を見出すことが出来ない。

(六)公家専用地 公家専用地の主なるものは藉田、籍圃及上に一言した牧地なきであつたやうである。藉田は典禮用のもので經濟上の意味はない。圃は田獵を行つて武を練ると共に其の中の禽獸を捕へて軍國の用に供するといふ意味もあり、又宴遊行樂の場所に充てるといふ意味もある。圃は遊樂地である。専ら營利収益を目的として公家の爲に備へられた土地は無かつたやうである。

以上は私の觀た周の土地制度の概要である。此の制度を一貫するものは、萬民をして平等に土地を利用せしめ、安樂に其の生を遂げしめるといふ精神である。耕地宅地を民に均布し、山澤や牧地を共同的に使用せしめるのは、此の精神の明白な顯現である。老死を限として耕地を還さしめ且つ其の賣買を禁ずるなき、總べて自己の意思を以て土地を處分することを許さなかつたのは、此の精神を徹底せしめ且つ長に維持する所以である。唯宅地は公家に收回しなかつたことと思はれるが、此れは其の性質上已むを得ず永業としただけで、決して勝手に處分されたわけではない。私は此の状態を以て假りに土地公有制度即ち公家が土地所有權を掌握する制度と認め、本書に於て屢土地公有制度といふ言葉を使用した。併し嚴密に言へば今日の所謂土地所有權は當時未だ發生して居なかつたのである。即ち土地所有權は統治權の中に包含され、獨立した一個の權利とならなかつたのであるが、兎に角其れが天子諸侯の手に在つたに相違ない。(天下の土地は悉天子の統治權の下に在るべき筈である。併乍天子が親しく支配するのは畿内だけで、邦國は諸侯をして支配せしめるのであるから、邦國に於ける統治權土地所有權は天子から諸侯に委託されたと見るべきであらう)此の制度は太古各部落が土地を共有した時代に胚胎するものと想像される。さうして統一政治が起ると共に王者が土地所有權を掌握する様な形に遷り變つたことと察せられる。

終に周の土地公有制度は何時頃まで存続したかを一言しなければならぬ。此れは土地の種類に依つて自ら異同があるので、耕地宅地の分配の如きは比較的早く廢れ、山澤の共用の如きはすつと後迄繼續したであらう。併し其中最重要なのは勿論耕地の制度で、耕地分配の有無はやがて土地公有制度の存亡であるから今専ら耕地分配制崩壞の時期に就て述べることにしよう。從來の學者は漢書(食貨志上)に

及秦孝公用商君。壞井田。開阡陌。

とあり、同志の董忠舒の言に

至秦則(中略)用商鞅之法。改帝王之制。除井田。民得賣買。富者連阡陌。貧者亡立錫之地。

とあるに従ひ、商君が井田を裁撤し土地公有制度を破壊したやうに心得るものが多いが、私は必しも左様とは受取らぬ。抑史記の商君列傳には商君が井田を壞つたことはいけりとも、彼れが大良造となり都を咸陽に遷し新に三十一縣を置いたことを叙して其の下に

爲田開阡陌封疆而賦稅平。

とある。(秦本紀にも爲田開阡陌とある)又同じ書の蔡澤傳には、蔡澤が秦の相應候に説いた言に

夫商君爲孝公平權衡。正度量。調輕重。決裂阡陌。以靜生民之業。而一其俗。

とある。此の賦稅平と云ひ以靜生民之業と云ふのを見れば、商君は何か土地租稅の大改革をしたに相違ない。さうして開阡陌封疆とあり決裂阡陌とあるのは此の大改革の手段であつたと見られる。阡陌に就いては種々議論があるけれども、私は秦本紀の索隱に應劭の風俗通を引いて南北曰阡東西曰陌河東以東西爲阡南北爲陌と云ふのに従ひ單に道路を意味するものと見る。さうして爲田開阡陌封疆を以て新に田土を開墾して其處に道路境界を開立するの義とし、決裂阡陌を以て從來の耕地の道路境界を破壊するの義と解釋する。蓋從來の道路境界が現在の情形に適合しないので商鞅は之を一律に刻却し、舊田新田俱に現狀に協ふやうに道路境界を設けたことと思はれるが、其の從來の道路境界とは嘗て民に土地を均分した時代の遺物たる、一夫百畝の地面を基礎として境界及道路、即ち周禮の小司徒人なきに見えるやうなものを見、又現在の情形とは土地分配が既に廢れ、民の所有地が大小區々であつたことと見て差支あるまい。即ち豪強兼併の徒は廣大な地面を擁し乍古の境界に言寄せて適當の負擔を免れ、貧弱の民が反つて過重の科斂を被るなきいふ弊があつて紛争の絶えなかつたのが、道路境界の改革に依つて盡く救済され矯正されたから、さてこそ靜生民之業とも賦稅平とも賞賛されたのであらう。故に商鞅は土地公有制度の遺物たる道路境界を破壊したと謂つてよからう。井田の形骸を破壊したと謂つてよからう。又地土私有を公認したと謂つてもよからう。併し乍ら土地公有制度其物を破壊し又助法其物を破壊したのではない。土地公有制度の如き自然に發達した根柢の深い制度は、爲政者の意思によつて一朝遽に裁撤し去らるべき性質のものでなく、又強ひて裁撤したところで決して賦稅平と云ひ靜生民之業と云ふ好結果を得らるべきものではない。要するに商鞅時代には土地公有制度は既に廢類して居た

のである。然らば此の制度は何時まで存続し得たのであらうか。春秋(宣公十五年)の條には

初税_レ畝。

とあり、左傳には之を解して

初税_レ畝非_レ禮也。穀出不_レ過_レ藉。以_レ豐財也。

と云ひ、杜預の註には公田之法。十取_二其一_一。今又履_二其餘畝_一復十收_二其一_一と云ふ。公羊傳には唯

税_レ畝者何也。履_レ畝而稅也。

とある。税_レ畝の二字は從來の學者は左傳及杜註に従つて公田の穀を收める外、別に私田に税する義として居る。果して左様とすれば魯に於ては宣公の時まで猶土地公有制度が存在し助法も行はれたのである。併し税_レ畝とは公羊傳に履畝而税とある如く、畝數を計つて税することらしいのであつて、大さの定まつ私田に税を保つこととは受取りにくい。私は崔東壁が

曰_レ税_レ畝則是不_レ復_二以_レ粟之多寡_一爲_レ程。而但計_二畝之多寡_一爲_レ粟之程也。(三代經界通考)

と云つた如く、土地の分配が廢れて、各人の所有地が齊一でない爲、土地の畝數を計つて税を課したことと解釋し、隨つて土地公有制度は此時既に崩壞して居たと認める。然らば此制度は果して何時頃から崩壞し始めたかといふに此れは遂に疑問である。土地公有制度崩壞の時期經過並に其の誘因等を闡明することは必要であると同時に又甚困難である。私は姑く崔東壁が

自_二周東遷_一以來。固已陸續廢壞。豪強兼並。多寡不_レ均。(同上)

と云つたのを中らずと雖遠からざるものと假定し、詳細の研究を他日に期するものである。

第六章 餘 說

予は前章各節に於て研究者の爲めに法理と權利の何物たるやを略説して水地と土地に關する基礎的概念を涵養したのである次に判例慣行實例として重なるものは漏れなく抄録して參考に供した。然りと雖廣汎なる事實を小冊子に網羅し盡すことは出来なことを憾とする。茲に稿を終へたとき地租に關する判例と土地及水に關する新判例を得たので左に之を追記する。

(一)地價修正處分は明治二十三年法律第六十六號「法律勅令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件に付行政廳の運法處分に由り權利を毀損せられたりとするものは行政裁判所に出訴することを得(一)海關税を除く外租稅及手数料の賦課に關する事件(二)租稅滯納處分に關する事件」に所謂租稅の賦課に關する事件なりとす(大正二二、一月一日行政裁判所判決)

(二)荒地免租年期を定むる處分は地租賦課の免除に關する處分以外ならざれば地租の賦課を爲す處分と等しく明治二十三年法律第六十六號に租稅の賦課に關する事件に該當す(大正一〇、一月一日行政裁判所判決)

参照、訴訟法第一條 訴訟は法律命令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件に付之を提起することを得 (一)、租稅及手数料の賦課に關する事件(二)、租稅滯納處分に關する事件

(三)稅務署長の爲したる滯納處分に付其の直接上級行政廳に非ざる稅務監督局長に對し爲したる訴訟を同局長が却下したるは正當なり(大正一四、六月一六日行政裁判所判決)

(四)訴訟にして處分を爲したる行政廳を経由すべき手續に違背して提出せられたるものは訴訟法第九條第二項の規定に依り訴訟の方式を缺くに止まるものとして之を還付すべきものにあらず(昭和二、七月五日行政裁判所判決)

(五)法律が期間に付規定するも其の起算日を示さざるときは其の計算は我國法制の一般原則に依る趣旨なりと解すべきものとす(明治四四、二月行政裁判所判決)

(六)日、週、月又は年を以て定めたる期間の計算に付ては民法第四百十條民事訴訟法第六十五條(現行法第八十一條)に依り初日を算入せざるを以て我邦法制の一般原則とす(同上)

(七)訴訟法第八條第三項に規定する有恕すべき事由の有無は行政廳の自由裁量に屬する事項にして當裁判所に於て審理すべ

き限りに在らず(昭和二、七月五日行政裁判所判決)

(八) 訴願法第八條第三項の規定は訴願人より當該行政廳に對し別に何等事由を具して宥恕の申出を爲さざる場合に於ても職權を以て宥恕すべき事由の有無に付審査を爲すべきことを要求したるものにあらず(昭二、六月一四日行政裁判所判決)

(九) 溪流の流水權(昭和六、一〇月九日大審院宣告 法新三三二九)

溪谷の流水を灌溉用に供する爲水路を設けて田地に導き以て其流水を使用する者あるときは其の者に該流水の使用權を生ず

(一〇) 耕地整理組合と訴提起の要件(昭和六、一二、二日大審院判決 法新三三五八)

耕地整理組合が訴を提起するには別に規定あるものの外組合總會の表決を要することは同法第六十一條第九號の規定に依り洵に明白なるを以て是と反對の見解に立つ所論は理由なし

(一一) 森林の産物の意義(昭和六、一二、二日大審院宣告 法新三三五二)

森林法に所謂森林は地上に存在する立木竹の集合のみを指稱するにあらずして土地並に之に存在せる立木竹を包含したるものに外ならざるが故に森林地區内より産出する石灰石の如きも森林の産物と爲すべきものとす

(一二) 土地の公簿と實際の土地に關する争(昭和六、一二、二日大審院宣告 法新三三三九)

公簿上何町何番地とある土地が他の所有に屬することはこの認むる所なるも其の甲の指して以てこれこそ則其土地なれど主張する所の境域がそれなることは乙の争ふ場合に於ては是亦甲の當該土地所有權は争はれたるものに外ならず甲より乙に對し當該土地所有權確認の訴を提起する必要と利益の存するや又明かなり

(一三) 地主の爲したる耕作地立入禁止(昭和六、一〇月三十一日大審院判決 法新三三六〇)

耕作地立入禁止の立札を建てたる者が執達吏なると地主なるとを問はず又其の立入が引續き耕作し度希望に出でたと將た地主に對する交渉手段の一として爲されたと否とを問はず苟も立入を禁止したる耕作地に濫りに立入りて耕作を爲すは警察犯處罰令第二條第二十五號に所謂立入を禁止したる場所に濫りに出入したる場合に該當するものとす

(一四) 借地權の賣買と擔保責任(東京控訴院昭和七、二月一日判決 法新三三五六)

民法第五百六十七條は不動産の賣買につき該不動産の上に存したる先取特權又は抵當權の行使に因り買主が其の所有權を喪

ひたる時賣主に擔保責任を認め買主に契約解除權を付與したる規定にして民法が不動産の賣買に付き賣主に右の如き擔保責任を認めたる所以は賣買が有償契約たるの性質上之を相當とし且つ取引上の信用を保護せんとするは勿論なるの外不動産所有權が重要な財産權なるに由ること疑なきも前示法條は賣買の目的物が地上權又は永小作權なる場合に付ても類地適用すべきことは學說の是認するところなるのみならず宅地の借地權は家屋所有換言すれば人の住居權の基本を爲す頗る重要な財産權なることは言を俟たざるを以て本件の如く讓渡(賣買)せられたる借地權が該借地權の目的たる宅地の上に存したる抵當權實行の結果借地權者が爾後借地權を主張することを得ずして該宅地の新所有者に對し之れが明渡を爲さざるべからざるに至りたる場合に前示法條を準用すべきは法律の精神に合致するものと謂はざるべからず

(一五) 昭和七年二月十七日の東京朝日新聞に依れば大審院に於て左の判決があつた。是は借地人保護の判例である。

東京市外落合町下落合五三八福島忠五郎は市外巢鴨町巢鴨三五九七地主大野銀八所有の下落合某地の宅地三百五十坪の借家二戸を他人から買受け同時に借地權も得たが昭和二年地主から地代を値上されて保争となり地主側は遂に立退訴訟を出した、福島はこの立退に應ずるから借家二戸を地主が買取つてくれと要求、一審東京地方裁判所では地主に八千圓で買取れと判決したが買取價格に不服で控訴上告し同時に昭和二年以後の地代支拂を要求したが大審院は地主の上告を棄却し

「借地人が買取り請求をした場合地主は判決に従つて買取義務があり同時にその支拂責任がある、従つて借地人は買取りの請求をした以後の地代について支拂の責任なく、地主が借家買取りの金を拂終るまでは借家の家賃も當然借地人がとり立て差支へない」と判決した。

(一六) 昭和七年二月十七日大審院に於ける別の新判例がある。是は土地草分けの特權が認められたのである(時事新報)

東京小石川區小日向壹町一貫しづ子は板橋町字瀧野川の落合捨松から現在の土地を一坪十五錢で借り、三十年といふ長い間住んでゐるが、地主は界限の地代に較べて地代が安過ぎると附近なみに五十錢にすると値上訴訟を提起し、東京地方裁判所同控訴院では兩者の中間をとつて三十五錢を適當として値上げを認め、被告敗訴の判決を下したが

被告は「自分は土地の草分けで附近の地代が今日の如く高騰したのは自分達の力だ」と主張して上告大審院では西川裁判長は草分けの特權の權利を認め、これを無視して借地法の條文のみで解釋した前判決を不當とし破毀差戻したが、同様の事情が郊

外地には多く見られるので極めて面白い判決である。
 (一七)以上の外土地に関する慣習実例として掲載を期待して居たものがある。夫は小野武夫博士の研究にかゝる舊鹿兒島藩の門割制度、舊宇和島藩の關持制度、舊二本松領地内に於ける定期土地割換制度、舊新發田藩の新田政策と土地慣行、徳川時代の小作料徴收組織等の要旨を輯覽せんとしたるも凡ての事情が之を許さない。或は舊藩時代の藩營事業又は民營事業として施行し其の業成らずして切腹し又は人柱となれるもの、或は白装束遺言狀を懐にして工事を監督したもの、或は神祇の靈感又は靈夢によりて水源を諦め得て成功した模範的事業の一般をも掲記し、更に灌漑排水及開墾移住成功地の事蹟をも摘要する豫定であつたが是も他日に譲る外ないのである。

茲に稿を結ぶに方り一言蛇足を加へたいのである。進んで古今内外の歴史を探究するも亦退いて廣野と都市村落を展望するも、文化の進む所、開發された所凡て水利の開拓が導師となり或は動機となつたことは明かである。即ち水なければ生産なく、富も人も食もないと斷言してもよいのである。予は信ずる。水は人體の血液と同じで、土地なる母體に生命を與へてゐる。水の調節に依つて地の利用が行はれ、萬物の靈化が營まるのである。斯くの如く富源を開發し、而も吾人の生命線を支配して居る靈源である所の水の利用に對しては世人一般に無頓著であることを痛感せずには居られない。從來利水の研究が足らず、更に之が施設に力めなればかりでなく治水と利水の紛争が續發する爲多の國益事業が頓挫し居ることを忘れてはならぬ。其の眞因は所謂水懸論である所の紛争異議を未發に防ぎ或は解決を速かならしむる制度の完備せるものがないからである。故に普國の如く綜合的水法若くは統一法でなくも各省各別に制定し更に之を統一するに若くはない。現行法としては單に河川法第十七條其の他に依りて消極的行政に偏するのみであるから、積極的に天與の資源を開發せねばならぬ。斯の如きは徒らに天恵を放棄するばかりでなく、將來に於ける人口食糧問題の行詰りを招來するに至るなきや寒心に堪えないのである。

水と土地に関する判例慣行實例要義終

水と土地に関する判例慣行實例要義

定價四圓五拾錢(送料共)

昭和七年三月十一日印刷
 昭和七年三月十四日發行



著者	東京市外和田堀町松木一一五九 恒田嘉文
發行人	東京市外杉並町馬橋一六四 内田富之助
印刷者	東京市麹町區下六番町十七番地 松澤虹三
印刷所	東京市麹町區下六番町十七番地 同勞舍

發行所

東京市外杉並町馬橋一六四番地
 好文堂書院
 電話 中野 四三二一八番
 振替口座東京 四三九〇一番

上海中華書局發行
民國二十一年一月一日

（此處有模糊文字，疑似為書名或卷名）

（此處有模糊文字，疑似為作者或編者姓名）

（此處有模糊文字，疑似為出版地點或日期）



